

令和7年12月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和7年12月 5日 開会

令和7年12月17日 閉会

飯 島 町 議 会

令和7年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年12月5日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 第 2 号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3 号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4 号議案 飯島町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5 号議案 飯島町の特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6 号議案 令和7年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号専決）

日程第10 第 7 号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算（第4号）

日程第11 第 8 号議案 令和7年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 第 9 号議案 令和7年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第13 第10号議案 令和7年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 第11号議案 令和7年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第15 第12号議案 令和7年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第16 第13号議案 損害賠償の額の決定について

日程第17 第14号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について

日程第18 第15号議案 飯島町道路線の変更について

○出席議員（12名）

1番	池上 明	2番	坂本 紀子
3番	伊藤 秀明	4番	宮下 秀和
5番	三浦寿美子	6番	荒川みずき
7番	折山 誠	8番	堀内 学
9番	星野 晃伸	10番	浜田 稔
11番	吉川 順平 (遅刻)	12番	宮脇 寛行

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>林 成昭</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>小林 正司</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>斉藤 鈴彦</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>曾我 弘恵</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	堀越 康寛	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	林 成昭	健康福祉課長	小林 正司	産業振興課長	斉藤 鈴彦	建設水道課長	片桐 雅之	会 計 管 理 者	曾我 弘恵
副 町 長	宮下 寛																
総 務 課 長	堀越 康寛																
企画政策課長	座光寺満輝																
住民税務課長	林 成昭																
健康福祉課長	小林 正司																
産業振興課長	斉藤 鈴彦																
建設水道課長	片桐 雅之																
会 計 管 理 者	曾我 弘恵																
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 藤木真由美</p>																

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局書記	眞弓 歩

本会議開会

開 会	令和7年12月5日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまでございます。 これから令和7年12月飯島町議会定例会を開会いたします。 各議員におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に 審議いただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の会期日程につきましてはお手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 令和7年12月議会定例会招集に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。 令和7年11月10日付、飯島町告示第96号をもって令和7年12月飯島町議会定例会 を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、時節柄、御多忙中にもかかわらず御列席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。 今年も残すところ一月を切りました。この一年間、議員並びに町民の皆様には、町の 行政運営に対しまして御理解と御協力を賜り、計画いたしました事務事業がほぼ順調に 実施できていますことに対しまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。 今年の主な事業としましては、まず3月に町議会議員一般選挙が行われました。無投 票ではありましたが、新たに3名の議員が誕生し、宮脇寛行新議長の下、動き始 めました。町民に開かれた議会に御尽力いただくとともに、町と議会、車の両輪として、 町民のために、よりよい町政の実現に向け、引き続きよろしくようお願いいたします。 町の関係では、4月から飯島町こども家庭センターを設置いたしました。このセンター により、妊娠、出産に関する相談や乳幼児健診を行う母子保健機能と子どもへの虐待対 応や支援を行う児童福祉機能の連携が強化され、安心して子育てができる、また必要な 方へのきめ細かい支援が届く体制になりました。 6月には借り上げ型町営住宅くらしあ飯島の賃貸借契約の締結を行いました。民間業 者が建設する集合住宅を町が一括して借り上げて、町営住宅として供給する事業になり ます。町の財政負担を抑えつつ、老朽化した住宅の更新を短期間に行う県内初の取組と なりました。 8月には信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会を立ち上げました。令和10年に長野県 で行われます国内最大のスポーツの祭典であります通称国スポ、当町では、柏木運動場

を会場とし、ホッケー競技の開催へ向け本格的なスタートを切りました。

9月には町の蝶としてミヤマシジミを定めました。ミヤマシジミは絶滅危惧ⅠB類に指定されておりますけれども、飯島町は日本最大の生息地と言われております。町の営みと豊かな自然との共生の取組を未来へつなぐ象徴として、環境共生、また生物多様性の保全に取り組んでまいります。

そのほか、ハード事業につきましても、子ども第三の居場所整備事業、柏木運動場関連整備事業、また社会資本整備総合交付金事業等、それぞれ計画どおりに事業を進めてきております。

さて、本年度は国政で初めての女性の首相が誕生いたしました。自民党の高市早苗総裁が10月21日に召集された臨時国会の首相指名選挙で第104代首相に選任され、憲政史上初の女性首相の選出となりました。

全国からも、女性がトップになることは歴史的な一歩、女性がリーダーやキャリアアップを目指す動機になる、初の女性首相、政府に意見が届き政策が反映される、子育てや介護を担うことが多い中で女性が働きやすい職場の実現、そういった期待が寄せられているところでございます。

女性首相の下動き始めた国政ではありますが、一方で、飯島町でも今年は女性の活躍が非常に際立った年でもございました。

まず産業分野では、アルストロメリアの栽培をする有賀美和さんがJA全農長野等の開催しました信州フラワーショーで最高位であります農林水産大臣賞を冬と夏と連続で受賞されました。

アルストロメリアは、過去に若い農業者がオランダへ研修に行った際に種苗を導入、飯島町も含め、伊那谷に導入されて50年になりますけれども、現在では上伊那地域が全国1位の1,000万本以上の生産を誇りまして、テッポウユリ、トルコギキョウと並んで主力品種でもあります。

その最高賞に有賀さんがなりました。花の町飯島を牽引し、今後のさらなる高みに期待いたします。

健康・福祉分野では、宮澤和子さんが全国食生活推進協議会の名誉会員賞を御受賞になりました。

昭和45年に全国協議会が発足しまして、その先駆けとして昭和50年に飯島町食生活改善推進協議会が発足、以後50年間、食を通じた町民の皆様の健康増進や食育に力を入れられ、宮澤さんは初回から食改の中心として活躍されてきました。長年の御尽力に心より感謝を申し上げます。

一方、スポーツ分野でも女性の全国レベルの顕著な活躍がありました。

まず、新体操において、飯島中学校3年生の唐澤結さんが第56回全国中学校新体操選手権大会に赤穂中学生とともに参加しまして、全国優勝を成し遂げました。クラブチームとしても北信越大会で優勝、第43回全日本ジュニア新体操選手権大会出場の快挙も達成しております。頑張る飯島の星として一層の輝きを御期待申し上げます。

ソフトテニスにおきましては、飯島小学校6年生の田中希実さんとト部紬さんのペア

が春の第24回全国小学生ソフトテニス大会、また夏の第42回全日本小学生ソフトテニス選手権大会の2つの全国大会に出場いたしました。いずれも長野県予選を上位で進出しております。中学進学後の活躍にもエールを送らせていただきます。

バレーボールでは、ママさんバレーボールチームの「どんぐり」が長野県予選会を優勝で突破しまして北信越大会へ駒を進める躍進劇を演出していただきました。楽しく、仲よく、また末永くをモットーにしまして、これからも伸び伸びとプレーをしていただきたいと思います。

文化芸術分野では、私も様々な場面、絵画ですとか、あるいは書道、華道、茶道など、出席させていただいておりますけれども、赤坂の原晴子さんが植物細密画の作品展を伊那市のかんてんぱぱホールで開催されました。

15年にわたって描き続けられ、アクリル画や鉛筆画の作品60点余りが展示され、初期の野村陽子さんの作品描写から、鉛筆画、そしてアクリル画へと作品の変遷も分かる展示となっております。

展示されておりました「筍」、それから「向日葵」、この超大作2点を町へ御寄贈もいただきました。繊細かつリアリティーな表現にいつも感動しております。現在は植物細密画の指導者としても御活躍をされております。

また、大正13年に設立されて今年100周年を迎えました伊那美術協会、あるいは県展、そして県工芸展など、こういった場面でも女性の作家が活躍しております。

さらに、明後日——7日の開催になりますけれども、昨年に引き続き飯田美千香さんが「伊那谷化けるんです」を公演いたします。

独創的なパフォーマンスとして世界で活躍されてきてまして2010年に他界されました「どんどろ」——岡本芳一さんの遺志を継ぎ、百鬼ゆめひな——飯田美千香さんが世界一人劇祭、また一人劇祭などとして開催されてきました一人劇祭を復活させているところでございます。日本、世界の舞台上で活躍される飯田さんの演目に注目していただきたいと思います。

そのほか、飯島町出身の田中千穂さんがASPジャパンコンテスト——アジア・スープリム・ページェント・ジャパン2025長野、これは最高の演出劇という意味かと思えますけれども、そこで優勝されております。

ASPは、2014年にマレーシアで立ち上げられまして、女性が持って生まれた容姿や家柄、経済力でなく、内面からあふれ出る女性としての自信、これは日本語でいうとたおやかな、そんなたおやかさだと思いますけれども、そういったたおやかさを大会で発揮しまして、その挑戦を通した成長や社会復帰を後押しする場でもあります。

今後の個人のますますの御活躍とASPの普及活動に期待したいと思います。

るる申し上げてまいりましたけれども、女性だけでなく、男性も、また障がいを持った方も、高齢の方も、多様な皆さん一人一人が躍動し、温かなつながりの中で人と町が輝き、安心と誇りを感じられる、先ほど申し上げましたたおやか、これはたわやかとも言えますけれども、そんな雰囲気醸し出す無形のがみとしてのふるさと飯島を築き上げてまいりたいと思っております。

先日、中学生が開催しました便教会、これはトイレを磨くことによって自分も磨くということで先日行われまして、私も文化館のトイレの清掃をさせていただきました。その中の立ち上げた高野修滋さんという方の言葉の中に、ランドマークがなくても、飯島町に来ると、2つのアルプスに囲まれて、いい町だな、そんなふうと思う、そんなことが無形のかがみだと言っておられました。

そういった、ランドマークがなくても、この町に来たときにいい町だなと思える、そんなふるさと飯島にしてみたいと思います。

さて、迎えて、来年でありますけれども、飯島町発足70周年の節目を迎えます。先月、寺子屋飯島で70年の歩みをお話しさせていただきましたけれども、長い歴史の歩みを振り返るときに、町の礎を築き、今まで地域を守り育ててこられた先人の御苦労と町民の皆様一人一人の並々ならぬ御尽力に心から敬意と感謝を申し上げるところでございます。

70周年の記念テーマを「つなぐ えがお いいじまの未来 ～70年の歴史とともに～」としています。つなぐ力で地域の宝を再認識、笑顔で日々の暮らしを明るくし、未来で新しい可能性を切り開いてまいりたいと考えております。

現在、副町長をリーダーに全課が参画したプロジェクトチームによりまして検討を進めております。事業が具体的になりましたら順次報告をしてみたいと思いますので、議員各位におかれましては格段の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、先月22日、後藤映画監督が急逝されました。葬儀に参列させていただきましたけれども、30年前、飯島町に移住され、地域の資源を題材にすばらしい作品の数々を作られ、またアクターズゼミナール伊那塾やいいじま文化サロンの初代会長として半世紀以上にわたり地域の芸術、文化に尽力され、その功績は枚挙にいとまがありません。

私の移住当時から映画制作や地域文化活動に御一緒させていただき、映画にも出演させていただきました。思い出は尽きません。

地域の資源を掘り起こし、伊那谷の芸術、文化を高めた功績は非常に大きく、まだまだ御活躍いただきたかったのに、誠に残念でございます。

今後は、町の50周年に作成しました町勢要覧にお寄せいただいた言葉、豊かで魅力ある町は教育と文化、芸術に力を入れている、つまり人をつくるということです、この言葉をまちづくりの一つの目標に、これからも後藤監督の遺志を継いでまちづくりに努めてまいりたいと思います。

御冥福をお祈りいたします。

結びになりますけれども、本議会定例会に提案申し上げます案件は、人事案件1件、条例案件4件、予算案件7件、一般案件3件の計15件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりまして挨拶とさせていただきます。

よろしくお祈りいたします。

[唐澤町長降壇]

議 長	<p>日程第1 会議録署名員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は議会規則第122条の規定により11番 吉川順平議員、1番 池上明議員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 会期の決定を議題といたします。</p> <p>本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から12月17日までの13日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの13日間とすることに決定いたしました。</p> <p>会期の日程は事務局長から申し上げます。</p>
事務局長	<p>会期日程説明</p>
議 長	<p>日程第3 諸般の報告を行います。</p> <p>議長から申し上げます。</p> <p>最初に令和7年9月定例会において議決されました意見書の処理について報告します。</p> <p>寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書外1件の意見書につきましては、令和7年9月18日に衆議院議長をはじめ関係機関へ送付しましたので、報告いたします。</p> <p>次に陳情、請願等の受理について報告します。</p> <p>受理した陳情、請願等はお手元の陳情・請願等文書表のとおりであり、議会規則第89条第1項及び第92項の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。</p> <p>次に、監査委員からお手元に配付のとおり令和7年度定期監査の報告がされております。</p> <p>次に例月出納検査結果について報告します。</p> <p>10月から11月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。</p> <p>次に、議会閉会中の議員派遣に関する報告につきましてはお手元に配付のとおりであります。研修会等、大変御苦労さまでした。</p> <p>次に、吉川議員から遅刻の旨、通知がありましたので、了承しております。</p> <p>次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第4 第1号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>事務局長に議案を朗読させます。</p>

事務局長 議案朗読

議長 本案について提案理由の説明を求めます。
[唐澤町長登壇]

町長 第1号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。
固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項により、町民であり町税の納税義務がある者、また固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任することとされております。
また、飯島町税条例第78条の規定により、委員の定数は3人とされております。
現在、委員としてお務めいただいております宮下好矢氏が本年12月20日に任期満了となりますが、任期満了後の委員として、人格、見識とも最適と考え、引き続き宮下好矢氏を委員として選任したく、議会の同意を求めるものでございます。
宮下氏の経歴につきましてはお手元の経歴書のとおりでございます。
なお、任期は令和7年12月21日から令和10年12月20日までの3年間となります。
よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。
[唐澤町長降壇]

議長 これより質疑を行います。
質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
この議案は討論を省略し、これより第1号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。
この採決は起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は御起立ください。
[賛成者起立]

議長 御着席ください。(起立者着席)
起立全員です。したがって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第5 第2号議案 飯島町税条例の一部改正に関わる専決処分の承認を求めるところについて
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
[唐澤町長登壇]

町長 飯島町税条例の一部改正に関わる専決処分の承認を求めるところにつきまして提案理由の説明を申し上げます。
本条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令、これが令和7年4月1日に一部改正されたことに

伴いまして関係する規定を整備するため、この条例の一部を改正するものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により令和7年10月21日付で一部改正に関わる専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により本議会において報告し、承認を求めるものでございます。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

住民税務課長
議長

補足説明

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

2番
坂本議員

ちょっと尋ねます。
町内でこれが適用するところっていうのはどこになるんでしょうか。

住民税務課長

こちらの促進区域内は町内の区域を全て網羅していますので、こちらのほうの町内にある企業さんからこの適用を受ける申請があれば該当となるという御理解でお願いしたいと思います。

議長

ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑なしと認めます。
これで質疑を終結します。
これから討論を行います。
最初に原案に反対討論はありませんか。

議長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
次に賛成討論はありませんか。

議長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認めます。
これで討論を終結します。

これから第2号議案 飯島町税条例の一部改正に関わる専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり承認することに決定されました。

議長

日程第6 第3号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

[唐澤町長登壇]

町 長 第3号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

令和7年の人事院勧告に基づき、町の一般職の職員の給与につきまして国家公務員の準じた改正を行うものでございます。

内容は、給料月額につきまして、若年層に重点を置き、全職員、引き上げるものでございます。

期末手当及び勤勉手当につきましては、支給月額を0.05月引上げ、年4.65月となるよう改正し、また通勤手当の支給額について改正するものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

[唐澤町長降壇]

総務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番

坂本議員 それでは御質問いたします。

今のことを総体とすると、令和7年度の6月分も含めて総額でどのぐらい増えるということになるのでしょうか。

総務課長 今回の一般職、今ちょっと手元にあるのが一般職と特別職の見込みも含めてでございますが、給料、また期末勤勉等でおよそ2,000万円となります。

議 長 ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 次に賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第3号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 第4号議案 飯島町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 第4号議案 飯島町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律等が改正されたことに伴い、町の一般職の職員の旅費等について国家公務員に準じた改正を行うものでございます。

内容は、宿泊料の定額支給から実費支給への変更、宿泊手当の新設などになります。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

総務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番

浜田議員

これは実費支給ということで、出張者がベストを尽くすという条件がついていると思うんですけども、その認定っていうのは一体どういう形でやるんでしょうか。簡単じゃないと思うんです。最適な宿泊場所をどうやって探しましたかっていうことが条件になっているように読めたんですけども、そこは誰が判断するのかということですか。お尋ねします。

それから、もう一点、東京都と長野県の宿泊費の比率はかなり差があるんですけども、私も、この間、ビジネスで長野県に来られた方の宿泊場所でかなり苦勞しまして、結局、町の界限ではなくて、一番ワーストケースの場合にはわざわざ辰野に泊まれた方もいました、あるいは飯田とか。

かなり距離のあるところにいたんで、実は、東京ほどじゃないにしても、長野県の宿泊事情ってかなり厳しいのかなと思っているんですけども、国が定めたこととはいえ、東京と長野県の差というのは実際に町から見て妥当なのかということについてのお考えをお尋ねします。

以上2点です。

総務課長

宿泊地につきましては、研修や会議をする上で合理的な場所、近い場所であるとか、そういったところで選んでいただくことが必要かと思えます。それで、宿泊、それについては、上司に出張命令というか、伺いを立てた上で行きますので、それらを踏まえて判断していくことになろうかと思えます。

それと、東京、長野、これは、都道府県全て、差が出てきております。これについては、それぞれ国のほうで調査、研究した結果、こういった実情を基に算定されているも

のと考えております。

なお、今まで宿泊料が県外どこでも1万2,000円の定額であったということより、実費に基づく——ここで示されているのは基準額上限ですので、その中で実費支給という方向に変わってきたということも御理解賜りたいと思います。

以上です。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

10 番

浜田議員

2番目の答弁だということなんだろうなというふうに思いますし、今までがひどすぎたのかなと思いますけど、最初の問題ですね、ここでいうと議案の6の(2)「支障のない範囲及び条件において検索し、」ということの妥当性を一体誰が妥当だというふうに判断するのかということのお答えがなかったように思うんですけど、それはどうなんでしょう。

総務課長

これにつきましても出張を行う前段のところでも上司に話をしてくるようになっておりますが、ここで決められている基準額、いわゆる上限額を、インターネットないし、もう一般的なインターネット、あるいはほかのものでも調べる限りを尽くしていったけれどこれより低いものはないと、そういうものを提示した中で、この部分は判断をしていきたいというふうに思っております。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第4号議案 飯島町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第8 第5号議案 飯島町の特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町長 第5号議案 飯島町の特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

第4号議案と同様に、国家公務員等の旅費に関する法律等が改正されたことに伴い、町の特別職の職員等の旅費または費用弁償について国家公務員に準じた改正を行うものでございます。

内容は、宿泊料の定額支給から実費支給への変更、宿泊手当の新設、非常勤特別職が県外へ出張した場合の日当の廃止などになります。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

総務課長 補足説明

議長 これから質疑を行います。

議長 質疑ありませんか。

議長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

議長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に賛成討論ありませんか。

議長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

10番 浜田議員 賛成の立場で討論いたします。

昔の機械的なやり方よりは、現実に合わせてそこそこ改善されているのかなという意味で賛成したいと思います。

ただ、さきの項でも申し上げましたけれども、この妥当性っていいですか、私も、東北から関西まで、かなり仕事で飛び回っているんですけども、実際に空きホテルは少ないし、それから価格についてもそこそこサイトによって違います。それに対してあまりにも上司が厳密なチェックを求めると、本当につまらない事務時間を消費してしまうことになるので、運用に当たってはくれぐれも行き過ぎがないように行われることを求めて、賛成といたします。

議長 ほかに討論ありませんか。

議長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第5号議案 飯島町の特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 第6号議案 令和7年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号専決）
 を議題とします。
 それでは提案理由の説明を求めます。
 [唐澤町長登壇]

町 長 第6号議案 令和7年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号専決）につきまして提案理由の説明を申し上げます。
 今回の補正は、飯島町議会9月議会定例会後において補正の必要性が生じたものにつきまして予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき10月21日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき今回の議会において報告し承認を求めます。
 今回の補正予算につきましては資本的支出に関する補正をいたしました。
 内容につきましては、将来の上水道施設の改良に備えるため、投資有価証券、長野県債——通称グリーンボンドでございますが、を購入する費用として1,000万円増額し、支出総額を2億655万5,000円とするものでございます。
 細部につきましては御質問により担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。
 [唐澤町長降壇]

議 長 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。

10番
 浜田議員 すみません。どこかの場所で説明があったかもしれないんですけども、この補正は、結局、今すぐの事業のためではなくて、言い方は悪いかもしれませんが、県の県債を借りることによって事実上財テクをやるといふ議案のように見えるんですけども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

建設水道課長 お答えします。
 現在、資金につきましては銀行等の普通預金ですとか定期預金に預けておるんですけども、やはり金利がそこそこでございます。
 それで、今回、こういったグリーンボンドの御案内がありまして、10年債を購入したんですけども、金利も1.7%ほどで、かなり高利でございますので、将来の財政支出に備えたいという思いで今回購入をしたものでございます。
 毎年の決算状況を見ながら……

議 長 課長、もうちょっと大きい声で……

建設水道課長 すみません。

今後も毎年の決算状況を見ながら少しずつ買い増しをしていきたいという考えでありますので、御質問の、いわゆる財テクといいますか、資金を流用しながら手持ちの資金を少しでも増やしていきたいという思いでございます。

10 番

浜田議員

そうしますと、これは上下水道が企業会計だから行えるということで、同じことを一般会計ではできないという理解でいいのでしょうか。

これは担当課に聞いたほうがいいのか、どうなのか分かりませんが。

会計管理者

一般会計の関係で申し上げますと、基金の運用の中ではこういった債券等も購入しておりますので、運用はできると思っております。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから第 6 号議案 令和 7 年度飯島町水道事業補正予算（第 2 号専決）について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、第 6 号議案は原案のとおり承認することに決定されました。

これで休憩といたします。再開時刻を午前 10 時 30 分といたします。休憩。

休 憩

午前 10 時 14 分

再 開

午前 10 時 30 分

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

議 長

日程第 10 第 7 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 11 第 8 号議案 令和 7 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 第 9 号議案 令和 7 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 13 第 10 号議案 令和 7 年度介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 14 第 11 号議案 令和 7 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 15 第 12 号議案 令和 7 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

以上 6 議案を一括議題とします。

それでは本 6 議案について提案理由の説明を求めます。

[唐澤町長登壇]

町 長

第 7 号議案から第 12 号議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に第 7 号議案、令和 7 年度一般会計の補正予算第 4 号について申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,022 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 68 億 8,620 万 1,000 円とするものでございます。

なお、債務負担行為の追加としまして町のホームページ再構築業務に係ります費用について補正計上したところでございます。

主な歳出の内容につきましては、人事院勧告の給与改定等による人件費におよそ 2,900 万円、障害福祉サービスに係る介護給付費等におよそ 1,900 万円、子ども第三の居場所建設工事や予算組替えによる相談記録管理システム等におよそ 1,600 万円、地元要望等に対する町道の構造物補修工事及び除雪関連費用等に合わせておよそ 2,000 万円を増額する一方、後期高齢者医療特別会計繰出費は保険基盤安定負担金の確定等に伴いおよそ 230 万円、文化財保護に関する地域おこし協力隊は、今年の採用は見送ることとし、およそ 420 万円の減額を計上いたしました。

そのほか、公共施設修繕や各種事務事業に対応するため必要な経費を補正計上し、予備費で調整するとともに、特定財源となる国庫支出金や県支出金、財政調整基金、公共施設等整備基金等により歳入予算を増額補正するものでございます。

続きまして第 8 号議案、令和 7 年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算第 2 号につきまして申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 154 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 9 億 1,069 万 6,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、過年度保険給付費等の返還金の確定と出産育児一時金及び人件費につきまして補正を行うものでございます。

歳入では繰入金を 154 万 8,000 円増額するものでございます。

歳出では、総務費を 54 万 8,000 円、保険給付費を 150 万円、保健事業費を 22 万 7,000 円、諸支支出金を 382 万 5,000 円、それぞれ増額し、差額を予備費で調整するものでございます。

続きまして第 9 号議案、令和 7 年度飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算第 2 号について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 232 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 1 億 9,275 万 3,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては令和 7 年度の後期高齢者医療広域連合給付金の確定と人件費について補正を行うものでございます。

歳入では、繰入金を 232 万 3,000 円減額し、歳出では総務費を 53 万円増額し、後期高

齢者医療広域連合給付金を 285 万 3,000 円減額するものでございます。

続きまして第 10 号議案、令和 7 年度飯島町介護保険特別会計の補正予算第 2 号について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,735 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 12 億 4,339 万 4,000 円とするものでございます。

今回の補正は給付実績から不足が見込まれる保険給付費と人件費について補正を行うものでございます。

歳入では国庫支出金を 2,361 万 2,000 円、支払基金交付金を 2,614 万 1,000 円、県支出金を 1,400 万 2,000 円、繰入金を 1,359 万 5,000 円増額するものでございます。

歳出では、総務費を 55 万 6,000 円、保険給付費を 9,682 万円増額する一方、地域支援事業費を 33 万 3,000 円減額し、差額を予備費で調整するものでございます。

続きまして 11 号議案 令和 7 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。

今回の補正につきましては収益的収支に関する補正を行うものでございます。

収入につきましては、73 万 5,000 円を追加し、収入総額を 2 億 3,673 万 7,000 円とするものでございます。

主な内容は消火栓移設工事に伴う受託工事収益を 73 万 5,000 円増額するものでございます。

支出につきましては、194 万 5,000 円を追加し、支出総額を 2 億 2,874 万 8,000 円とするものでございます。

主な内容は、市ノ瀬ポンプ室の受電設備の修繕を 72 万 6,000 円、消火栓移設受託工事を 70 万円、総係費では人件費を 51 万 9,000 円増額するものでございます。

続きまして 12 号議案 令和 7 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

今回の補正につきましては収益的収支の支出に関する補正を行うものでございます。

支出につきましては、371 万 7,000 円追加し、支出総額を 4 億 3,815 万 5,000 円とするものです。

主な内容は、浄化センターで使用する薬品費を 150 万円、総係費では人件費を 67 万 9,000 円、企業債支払利息を 153 万 8,000 円増額するものでございます。

その他、細部につきましては、第 7 号議案の一般会計につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 8 号議案から第 12 号議案の特別会計については御質問により説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
住民税務課長	補足説明
健康福祉課長	補足説明

産業振興課長
建設水道課長
教育次長
議長

補足説明

補足説明

補足説明

提案理由の説明がありました。

これから令和7年度補正予算6議案について一括して質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。

質疑はありますか。

7番

折山議員

ほかの方がいないようでしたので、ちょっとお聞きしたいと思います。

総括的な質疑だということで、町長に姿勢を伺いたいと思うんですが、今までの提案説明を聞いていると、職員が、もう前から申し上げているんですが、もういっぱいいっぱい、大分これは補正でなくて当初に計上してもいいのかなっていうようなものもあって、町長は、たおやかなっていう言葉を使って、そういうまちづくりを目指しているようなんですが、ちょっと、今の職員の状況を見てみると、とてもたおやかなまちづくりができる環境じゃなくて、もう目の前の仕事をいっぱいいっぱいやってきている、今回の補正を見ていると、そんなことをつくづく感じながら、ちょっと書類は見ずに、耳で聞いておりました。

具体的に申し上げて、町長のお考えを伺います。

七久保駅の補正予算が出てきました。ここ、トイレが閉鎖されて、やっぱり困っている人がいるんです。夜中に私が店にいますと、貸してくださいっていう方が2人ばか。夜11時過ぎの電車があるんです。私がちょっと仕込みで店へ遅い時間に行くと、駐車場からそそくさと立ち去る人影。

飯島町は公共トイレが少ないということは、町長自ら認識されて、これまでも発言をされてきました。そのことの整備に力を入れるということも町長は申されてきたはずですよ。

よく考えれば、職員の余裕さえあれば、七久保駅のトイレが閉鎖される段階できちんと対応できているはずなんです。公共トイレですから、あれは。

ところが、今へ来て、まだ今日、できていないんですよ。ですから、さっき申し上げたような事態が起きるわけです。

ここんところ冷え込んできました。借りに来るのは新田の自治会員じゃないんです。近い人は駅へぎりぎりに行けるんです。それで、JRは電車の中のを使えって言うんですが、電車に乗る前に催しているんです。

そうすれば、地域のことを考えれば、当然、職員に余裕さえあれば、閉鎖が決まった段階で、仮設トイレの設置、当然視野に入るはずですよ。今なら誰も思い浮かばないと思います。

それで、補正の内容で設置費22万円はありますが、誰が管理するんですか。管理費が、どこにも計上されているという補正、なかったですよ。

それで、夜間です。照明はつくんですか。

いろんなことを、今の状況を見ていると、地域の住民に思いを寄せた政策が今の状況で打てるのか、ちょっと不安になります。

もう一点、先ほど耳で聞いておりますと、補正予算の中で、工事費に消費税を加えていなかったから、それを補正しました。職員はいっぱいいっぱいなんじゃないでしょうか。

という意味で、今私がお聞きした具体的な例、町長はどのようなお考えで、今日まだ仮設トイレのできていない七久保駅周辺、それで、職員の今置かれておる状況、そういうところから推察はできませんか。

以上、二、三点、町長にお伺いします。これは、職員に聞いても気の毒だもんで、職員にはほとんど聞けない、今の状況を見ていると。町長の姿勢を伺います。

町長 職員は実施計画に基づいて一生懸命事業を展開していただいておりますけれども、それ以上にインフラが急に老朽化して不具合が起きて対応せざるを得ないというような状況も起きておまして、そういった対応に追われていることもあります。

確かに、職員の業務に余裕がないということは私も感じているところであります。

それから、七久保駅につきましては、当初の段階からいろいろ課題がありまして、計画的に進めてきたところでもありますけれども、仮設トイレ、トイレがなくなることについて仮設トイレが設置できなかったことについては、深くおわびを申し上げたいと思います。

その管理方法ですけれども、管理方法については所管でしっかりと管理をしてまいりたいと考えております。

いずれにしても、議員のおっしゃられたとおり、しっかりと余裕を持っていろいろな業務に当たりながら、その段階できちんと計画的に実施できるような、いけるような、また体制を取ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7番
折山議員

町長に申し上げたかったのは、職員がきちっと管理していく、また職員には負担かけるのかって思いながら聞いているんですが、じゃなくて、もういっぱいいっぱいなところで、もうちょっと余裕のある職場環境をつくってあげないと、いろんな補正一つにしても、今回組まなくてもいいようなものがいっぱいあるような気がします。

総括的な場ですので、この後、私の発言を聞いて、またぜひ調査を、所管する委員会ではそこら辺のことをきちっと詰めてほしいんです。

ちょっと、町長の姿勢、副町長も職員を経験してきた人たちです。今の環境で十分町民に向けた政策が打てるのかどうか、いろんな場面でそんなことも考えながら、事業の展開、新しい事業を始めること、いろんなことを考えながら政策を打ってほしいということ求めて、この後、国の経済対策、いろんなことで、さらに、またこの年末年始、負荷がかかってくる、いろんな状況も考えながら、真に町民に向けた、職員が思いを寄せてできる環境づくりに取り組んでいただきたい。

以上を総括的に申し上げて、今の件については、今までの御答弁に対する希望を申し上げて、総括質疑とします。

議 長 ほかに質疑ありますか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終結します。
 ここでお諮らいます。
 第7号議案から第12号議案は審査に時間を要するため、12月17日の定例会最終日にこれを採決したいと思いますが、御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、本6議案につきましては12月17日の本定例会最終日に採決することに決定いたしました。

議 長 日程第16 第13号議案 損害賠償の額の決定について
 を議題といたします。
 本案について提案理由の説明を求めます。
 〔唐澤町長登壇〕

町 長 第13号議案 損害賠償の額の決定について提案理由の説明を申し上げます。
 地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額の決定をお願いするのでございます。
 対象となりました事故は、昨年12月30日に町道北河原中平幹線におきまして、設置してあります横断側溝のグレーチングが通行していた個人所有の車両下部に接触し、車両が破損し損害を生じさせてしまったものでございます。
 原因は、古い横断側溝に設置されたグレーチングで劣化が進んでいたとともに、固定が十分でなかったことにより発生したものであります。
 このことにつきましては、価値の過失割合を100%とし、相手方に支払う損害賠償の額を修理代として264万円に決定したいものでございます。
 決定後は示談を取り交わし、その後、相手方への支払いとなります。
 今後はこのような事故が再発しないよう、再発防止を確認したところでございます。
 なお、損害賠償の額全額につきまして町が加入しております損害賠償保険の対象となり、保険会社から町会計への入金となります。
 先ほどこの場所での再発防止の確認をしたところでありますけれども、町内にはこういった箇所があるかと思いますので、そういった点につきましても担当部署で確認をしているところでございます。
 細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
 〔唐澤町長降壇〕

議 長 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。

10 番

浜田議員

ちょっと確認ですけども、この件について町長の裁量は幾らだったんでしたっけっていうのが1つ。

それから、これは保険金でやるっていうことで、さっきの補正予算の中には計上されていたと思いますけれども、以前にも類似の事件が起こったっていう記憶があるんですけども、それは違ったかどうか、そのときの対策は今回通用しなかったのか、思い違いであればいいんですけど、もしそうであればそのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

副町長

町長裁量でできる、かけなくていいものは20万円以下でございます。

グレーチングにつきましては、このグレーチングも含めましてですけど、昔のグレーチングは、つなぎ目のところがしっかりできていない部分、外れてくる可能性があるものが幾つかございました。

それで、この事故をやる前にも1か所、たしか林道であったというふうに記憶をしています。それも後で補修をいたしました。

今回も、もう埋めてしまって形を変えておりますけども、そういうもの、補助整備事業の当時やったものが何か所かまだ残っているところも一応点検はしてございまして、今んところ接続は確認しておりますので、そのように御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

議長

2番

坂本議員

ほかに質疑……。

金額、こちらがあれこれっていうか、車の264万円ってかなり高額なんですけれども、これは車の車種が今の車種じゃないのか、事故になったときの部分がすごいお金のかかるところだったのか、ちょっと、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

総務課長

損傷の箇所は車両の下部であったり側面であったりするんですが、先月の全員協議会でも御説明申し上げました。この車両が昭和45年のクラシックカーということで、保険会社のほうの話でも市場価格はもう1,000万円超であると、箇所が多いというより、車両価値といいますか、そういった部分でこの金額が出てきております。

議長

ほかに質疑ありますか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

最初に反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

次に賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから第13号議案 損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

お諮りします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 19 第 14 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について
 を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 [唐澤町長登壇]

町 長 第 14 号議案 飯島町文化館の指定管理の指定について提案理由の説明を申し上げます。
 飯島町文化館は、平成 5 年の開館以来、町民の学びの場であるとともに、文化やレクリエーション活動の実践の場、また多様な文化芸術に触れる場として利用されてまいりました。
 平成 24 年度から 7 年間、一般財団法人まちづくりセンターいいじまが指定管理者として管理し、令和元年度からは飯島町教育委員会が臨時職員、会計年度任用職員を置いて管理を行っています。
 文化館をより有効に活用するため、指定管理者の公募を行い、特定非営利活動法人アクトーズゼミナール伊那塾を指定管理者候補として決定いたしました。
 本議案は、公募審査の結果、候補者と決定しました特定非営利活動法人アクトーズゼミナール伊那塾を指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。
 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
 [唐澤町長降壇]

教育次長 補足説明
 議 長 提案理由の説明がありました。
 これから質疑を行います。
 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。
 質疑ありますか。

10 番 濱田議員 それぞれ所管のところへ付託されるのかと思いますけども、幾つかお尋ねします。
 1 つは、指定管理者に対して応募された団体は幾つだったのかというのが第 1 点です。
 それから、もう一つは、私、前回、指定管理のときに反対して、多分否決されたことになったと思うんですけども、そのときに感じていたことがありまして、もともと中央公民館がその機能を失ったのは、ちょうど各 4 区に地域づくり委員会が設立されて、そちらのほうの支援を進めたっていうこととセットになっていたと思うんです。
 それで、一方で、町は今の公共施設を全体として縮小していくという大きな計画を持っ

ていると思うんですけども、こちらの4区の地域づくり委員会のほうに資金援助、人的な援助もしておいて、それで公民館のほうは指定管理で、二棟建てていくというやり方はあんまり合理的だというふうに私には思えないんです。ですので、これをどういうふうに考えているのかということをお尋ねしたいと。

それで、実際は、前町長が、ちょっと名前は忘れましたが、何だっけ、花部会とか、いろんな部会をつくって活動したときがありました。それで、あのとき、私は、儲かる飯島町っていうスローガンそのものはさておいて、実際に団体がやっていたのは各4区に限られない全町的な活動をやっていたということがあって、これこそ中央公民館の社会教育にふさわしいんじゃないかというふうに思っていたことがあります。

ですので、もしこの指定管理を進めるのであれば、逆に、そのときの財産、人材も含めて、それをどうするのか、それから4区を取組を今後も同じように進めるのかどうか、このあたりをはっきりさせる必要があると思うんですけども、このあたりについてお尋ねしたいと思います。

教育次長
町長

最初の質問の応募された団体の数ですけども、1団体でございました。

後段の質問の件でございますが、全町でまちづくりを進めていくっていうのは、公民館活動とはまた違う観点だと思います。

公民館活動というのは、やはり地域に根差した地域づくりをしていくということが基本だと思います。ですから、行政が関わるのではなくて、地域住民が自発的に学習して、地域課題を見つけて、その地域課題の解決のために地域の住民と一緒に活動していくというのが公民館活動だと思います。

ですので、町全体で、じゃ羽作りをしましよとか、あるいは町全体で自然環境を守りましよとか、そういった活動は、町のまた違う関わりの中で、皆さんでやっていただく、そのために生涯学習センターは、今回は文化館に移って、そのための学習活動、あるいは支援活動をしていくということになります。

今自治組織あり方検討委員会をやっておりますけれども、その中でも地域の中の地域の運営組織についていろいろ考えていただくような提案もしてまいりたいと思っておりますけれども、やはり地域に根差した活動をしていくのが住民自治でございますので、町全体でそれをまとめて一つにしていくという、一般質問でも今回出てきますけれども、そういうことは考えておりません。

ですので、今の人口減少に伴う中で、できる形をきちんと模索しながら、地域でできることは地域でやっていくという、そういった仕組みをきちんとつくっていくというのが公民館活動でもありますし、また地域の住民自治の在り方だと思いますので、そういった意味で、今回は文化館をいかに住民の皆さんに活用していただくか。

今はほとんど一般の方で使う方はいらっしゃいません。誰が来ても文化館の周辺で、いろいろな、個人的なことでもそうですし、グループでもそうですけれども、そういった活動ができるような機会をきちんとつくっていく。

また、そうした皆さんに、きちんと、学習活動ですとか、あるいは地域課題をどういった形で見つけていったらいいかっていうような、そういった学習活動やいろいろな支援

をしていくのが生涯学習センターだと思いますので、それを一緒になって文化館でやっていくということになるかと思えます。

そういう意味で、町全体でもう一度中央公民館をつくって、それで公民館活動を行っていくというのは、今のところ考えてはおりません。

議 長 ほかに質疑ありますか。——よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

ここで質疑を終わります。

お諮らいします。

ただいま議案となっております第 14 号議案は社会文教委員会に付託し審査することとしたと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は社会文教委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第 18 第 15 号議案 飯島町道路線の変更について
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔宮下副町長登壇〕

副 町 長 第 15 号議案 飯島町道路線の変更について提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、町道認定の申請があったもので、申請に基づき調査したところ、当該道路の沿線には宅地が造成されていることなど、生活道路として公共性が高いと認められるため、道路法第 10 条第 3 項の規定により町道横丁支 1 号線 1 路線の変更をお願いするものでございます。

細部につきましては御質問により担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔宮下副町長降壇〕

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから第 15 号議案 飯島町町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じ、これで散会といたします。

御苦労さまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散 会

午前 11 時 56 分

令和7年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年12月8日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
吉 川 順 平	<ol style="list-style-type: none"> 1 飯島町輝く農山村地域創造プロジェクトについて 2 少子化対策について
星 野 晃 伸	<ol style="list-style-type: none"> 1 町の将来計画について 2 中学校不登校生徒について 3 中学校部活動の地域移行の課題。吹奏楽部の件を問う。
伊 藤 秀 明	<ol style="list-style-type: none"> 1 町の危機管理について 2 第6次総合計画見直しの増補箇所ウェルビーイングについて 3 高齢者ゴミ出し支援について 4 中学校関連について 5 町長の1期目任期の半分が過ぎた感想を問う。
宮 下 秀 和	<ol style="list-style-type: none"> 1 JR七久保駅の改築について問う。 2 町独自の物価高騰対策の早急な実施を問う。 3 外国籍の児童生徒、保護者への対策を問う。 4 不登校対策として、保育園と小学校の連携、小学校低学年の通知表廃止について問う。
堀 内 学	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの生育環境を問う。 2 地域のスポーツ環境を問う。
坂 本 紀 子	<ol style="list-style-type: none"> 1 10年先を見据え、自治会の高齢化に伴う様々な問題に対する迅速な対応は。 2 環境美化のための定期的なパトロールについて

○出席議員（9名）

1 番	池上 明 (早退)	2 番	坂本 紀子
3 番	伊藤 秀明	4 番	宮下 秀和
5 番	三浦寿美子	7 番	折山 誠
10 番	浜田 稔	11 番	吉川 順平 (遅刻)
12 番	宮脇 寛行		

○欠席議員（3名）

6 番	荒川みずき	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸		

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者												
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>林 成昭</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>斉藤 鈴彦</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>曾我 弘恵</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	堀越 康寛	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	林 成昭	産業振興課長	斉藤 鈴彦	会計管理者	曾我 弘恵
副 町 長	宮下 寛												
総 務 課 長	堀越 康寛												
企画政策課長	座光寺満輝												
住民税務課長	林 成昭												
産業振興課長	斉藤 鈴彦												
会計管理者	曾我 弘恵												
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 藤木真由美</p>												

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 那須野一郎

本会議再開

開 議	令和7年12月8日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	<p>おはようございます。(一同「おはようございます」)</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>前段に議長から申し上げておきます。</p> <p>今日、御覧になって分かるとおりで、3名の方が欠席になっております。</p> <p>今コロナは少し下火ではありますが、インフルエンザがすごくはやっておるということで、今日の課長さんもお二方、検査に行っているという状況であります。</p> <p>したがって、基本的には、議室ではマスクをしていただくということ、それから発言の折には聞きにくくなりますのでマスクを取ってもらって、またマイクは拭くように準備しましたので、そんなふうにするということ、そのようなことを今日は行っていただくということと、あわせて、何か具合が悪いということがありましたら、無理してここに出てくると大勢の方に感染するおそれもありますので、その辺は自重していただきたいなど、そんなことを申し上げます。</p> <p>それでは、本日、欠席の届けが3名出ております。星野晃伸議員、それから荒川みずき議員、堀内学議員。</p> <p>それで、荒川さんと堀内議員につきましては今日検査に行くということですので、その様子によっては終日休む、または明日も休むという形になるかと思えます。</p> <p>それから、今事務局から話があったとおりで、ちょっと変則的ではありますが、一般質問は通告順という大原則があるわけですが、今回については、今確認をしましたら、後の方が準備できているということですので、前に詰めて行きます。</p> <p>それから、県のほうに確認をしたわけですが、今日、または明日、順番どおりに一般質問ができなかった場合につきましては、県や市は一切不可ということですが、町村については詳しい決まりがないということですが、当飯島町議会の場合は、前例にのっとりまして、今回の一般質問の順番でできなかった方は、それについて行うことができないという形で進めますので、御了承をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、議事日程についてはお手元に配付のとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1 これから一般質問を行います。</p> <p>通告順に質問を許します。</p> <p>なお、一般質問は通告制ですので、質問の趣旨にのっとり明確に質問するようにお願いします。</p> <p>11番 吉川順平議員。</p>

11 番
吉川議員

〔吉川議員質問席へ移動〕

それでは始めます。通告により始めさせていただきます。

今回は2項目の質問事項であります。

なお、最初にお断りをしておきますが、時間によっては2項目につきましては時間があればということにさせていただきたいというふうに思っております。

質問事項1「飯島町輝く農山村地域創造プロジェクトについて」。

初めに、この質問は本年8月20日の議会全員協議会で企画政策課より提案がありました件でございます。

今回、改めて幾つかの質問を、細かいですけれども、させていただきたいと思えます。

本来ならば、常任委員会、総務産業委員会等で議論していただく内容であるわけでありすけれども、取り上げた理由については後ほど申し上げますが、非常に飯島町のふるさとにとってこれから重要な取組という認識ということで、町民の皆様も認識してもらいたいということで質問をさせていただきたいと思っております。

お配りした資料、それからパネルということで、二刀流で私がちょっとさせていただきますけれども、この二刀流が上手くいくかどうか分かりませんが、よろしく願います。

なお、パネルについてはちょっと字が小さいので恐縮でございますが、よろしく願います。

「飯島町輝く農山村地域創造プロジェクトについて」の表題でございます。

資料2を見ていただきたいと思います。

パネルではちょっと小さいでありますけれども、そこに県予算、公表の資料であります。

実は県が、行政の方々は御承知ですが、新たに飯島町が選定されております。令和7年度からスタートしております。

それで、今までは、左にありますように飯綱町、それから根羽村、この2つが令和6年度から県の輝く農山村地域創造プロジェクトをやっておるわけです。

御承知のように、飯綱町はリンゴの産地でございます、核となる地域資源はリンゴであります。

それから、根羽村につきましては、御承知のとおり、核となる地域資源は森林という形でございます。

上のほうにありますように、飯島町の選定のポイント、核となる地域資源は地域ぐるみの複層的な農業体制というふうになっております。

下に持続可能な農業モデル構築に向けた取組ということで、40年前から地域ぐるみで農業を支える精神的なモデルとして取り組んでおります。

かつては、日本農業賞集団組織の部の大賞を取っておりますし、遊休荒廃地も抑制しておるという内容を、今後の取組の方向性につきましては、そこにありますように「環境と共生し多様な生態が参画する先駆的な農村へ」ということで、地域ぐるみの農業体制をアップデート、あるいはミヤマシジミの関係の環境保全、そんなことでやっていく

というでありますので、令和7年度の主な取組については、飯島町につきましては「持続可能な農業・農村を実現するため町民との対話を基本としたありたい姿の明確化と、その実現に向けた取組展開」と、こういう大きな命題が出ておるわけでございます。

それで、質問事項の1-1、持続可能な農業・農村モデル再構築検討の業務委託、この業務委託についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

パネルのほうありませんが、資料の3のほうでありますけども、県の補助に対しての契約金額、業務委託1,000万円、かなり大きな補助金の多額の契約金額であるということで、これも疑問でありますけど、この業務委託会社に至った理由について聞きたいというふうに思います。

何人が公募型プロポーザルに応募してきたかという形でございます。

公告日は7月11日というふうに聞いております。

締切りは7月28日に締め切っておるということでありますが、そこにもありますように、パネルにもありますように、富山大学名誉教授の酒井富夫教授、それから株式会社和郷の高橋義直氏、この2人が応募してきたという話でありますけども、そこにプロフィールが出ております。

富山大学名誉教授につきましては、営農センターの取りかかりからずっと見ていただいております。

それから、高橋様——別に2人を批判するわけじゃありません。高橋様と酒井様につきましては、むら夢楽塾っていうのを飯島町でやっておりますけど、この2人はむら夢楽塾に来ていただいて講演をさせていただいておりますので、私どもも面識がございまして、批判するわけではございませんけども、高橋様につきましては、そこにありますように、特に、これも、ちょっと飯島町にもありましたが、総務省の地域力アドバイザーになっております。

これも、かつて、過去にいろいろ問題があったかと思っておりますけども、それと、そこにもありますように、ナレッジバンク事業部、事業統括取締役ということでありまして、それから、特にJAL Agriportということで、新規農業法人、成田空港の土地を買って——買ってっていうか、借りて野菜を作りながら販売をしておる、そういう事業もやっているということでございます。

そういったプロフィールをちょっとさ出せてしておきましたが、いずれにしても、1-1にありますように、業務委託の開始に至った理由についてお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔唐澤町長登壇〕

町長 おはようございます。

最初の質問ですけれども、輝く農山村地域創造プロジェクト、この契約過程の質問でございますけれども、何でこの事業に取り組んできたかということですが、私も議員も、新しい町ができて70年になりますけど、そのときに生まれた世代です。

当時は、やはり戦後の復興時代で、農業、それから工業を中心に地域を復興していきたいということと、もう一つは、公民館活動を中心とした地域の学び、それから学校の

建設、そういったところを当初は取り組んできて、その後、いろいろな国の施策で、農業構造改善事業ですとか、あるいは土地の基盤整備、そういったことに取り組んでまいりました。

また、平成になりますと、文化施設、文化館もそうですけれども、そういったものを建設して住民の皆さんの豊かな暮らしをつくってきたところでもあります。

そういった先人の皆さんの取組があって今の飯島町があると思っております。

それで、これからの飯島町をどうしていくかということでもありますけれども、まずは、今住んでいる皆さんがウェルビーイング、幸せに暮らしていただくというのはもちろんですけれども、これをいかに未来につなげていくか、未来の人たちも私たちと同じように幸せに暮らしていただく、そんな取組をしていくのがこれからのまちづくりではないかということでもあります。

SDGsというのは叫ばれて久しいわけですけど、これはもうかなり古くて、1987年から取り組まれておりますけれども、たまたま1986年は飯島町の集落営農、営農センターできた年でございます、それと同じく進んできているということでもありますけれども、今申し上げましたように、持続可能な農業、農村、またこの地域をつくっていくというのがこの取組の基本でございます。

そうした中で、輝く農山村地域創造プロジェクトは、地域特有の資源を最大限に活用し磨き上げることにより、様々な課題や条件不利性の克服とこれからの時代を牽引する新しい価値が複合的に生み出される長野県のモデル事業としての輝く農山村地域を目指すものでございます。

町では、令和7年度から令和9年度まで3年間で持続可能な農業、農村を実現するため、県の支援を受けながら、地域の多様な皆さんと対話を基本に将来の目指すべき姿の明確化とその実現に向けた取組を進め始めたところでございます。

御質問の業務委託会社に至った理由でございますが、7月に、持続可能な農業・農村モデル再構築検討業務委託事業、これは地域複合営農の再構築と6次産業化の再構築、それから加工施設の検討業務、こういったものでございますけれども、この業務を事業としまして公募型のプロポーザル方式により公募したところ、契約者の株式会社和郷1者のみの申込みがありました。

先ほど、アドバイザーの高橋さんとの契約ということでもありますけれども、契約は株式会社和郷との契約であります。その点、御理解をいただきたいと思えます。

和郷を少しお話ししたいと思いますけれども、和郷は1996年から会社組織をつくりまして、地域のいろいろな農業を展開してきております。

どのような形でやっているかという、100件を超す組合農家、これらの皆さんで和郷園ということで組織しまして、いろいろな栽培品目を積み重ねながら栽培してきているところでありますし、またその栽培に当たっては生産管理基準の標準化もしております。

また、そういった農産物を使った6次産業化の先駆けでもあります。

また、今スマート農業が進んでいますけれども、先進的な技術で新たな農業の可能性

も追及しているところであります。

また、異業種との連携、先ほどJALのお話もありましたけれども、そういった異業種連携によって新しい形での農業の展開をしているという会社でございます。

そのような会社の中の一つとしてナレッジバンクの事業部というのがありまして、これは2012年から中心となる高橋さんが関わっているところでありますけれども、食べる、作る、つなぐ、こういった農業を通じて幸せを育む、そういった事業部の方針でございます。農業を通じて、食べる人、作る人、つなぐ人、全ての人を幸せにするために日々創造と挑戦を続けているということでもあります。

また、こういった、もう30年近くの農業を通じて、いろいろな知識や経験、ナレッジですけ和郷であり増しけれども、それを生かして農業の新たな形に挑戦しているという事業部でございます。

こういった会社と契約をしたというところであります。

1次審査の書類審査では、会社の概要、それから財務状況及び類似の業務の導入実績等を審査しまして、参加資格要件に該当したため、2次審査でありますプレゼンテーションを実施し、事業の理解度、実施体制、それから地域の理解度、企画力、事業の継続性、業務に要する経費等に基づいて審査しまして、基準の点数を満たしたため委託候補者として選定され、8月25日の飯島町指名業者選定委員会で契約者として正式に決定されたところでございます。

なお、契約は和郷でありまして、総務省の地域力創造アドバイザーに委託したわけではないということは御承知おきいただきたいと思います。

それで、高橋さん、以前は地域力創造アドバイザーとして登録していたようだけれども、平成7年は総務省の人材登録を検索しても出てこないんで、多分取り下げているのではないかと思いますけれども、600人以上いるアドバイザーの中の過去には一人だったということでもあります。

あわせて、飯島町営農センターの設立当初から当町の地域複合営農に関わっていただいた、先ほど御紹介のありました富山大学の酒井名誉教授、あるいは現場の声を効率よく反映できる町内の農業者、経営者等で構成される持続可能な農業・農村検討委員会と連携することによりまして、様々な方面から当町の農業体制を評価、分析していただいて、目指す目標は、多様な者が関わる地域課題を解決するための飯島版の農業体制、これを確立して持続可能な農業、農村づくりに取り組んでいくというのが町の方針でございます。

議員さんも会議等に出ていただいて、いろいろな場面で私の考えを述べさせていただいていますけれども、まず1つは、やっぱり一村一農場、飯島町を一つのくくりとして町の農業をどうしていくかというのを、これは真剣に考えていく必要があるということで、今までも提案させていただいていますけれども、一村一農場の考え方、それから、もう一つは、農村RMO、地域の運営組織、これは農業だけではなくて、地域課題を解決していくための地域の運営組織を構築していく、この2点を今までもお話ししてきたところであります。

議員も本を買って読まれたと思いますけど、来年来ていただく小田切徳美さん、こちらの先生も、やっぱりにぎやかな過疎をつくるという形の中で、じゃどうしていったらいいかということでもありますけれども、やっぱりそれは多様な他者、いろんな方が関わりながらまちづくり、地域づくりをしていくということが一番大事だということをうたわれております。

そういったことで、いろんな方が関わり合いながら飯島版の農業体制をつくっていきたいというのが基本方針でございます。

[唐澤町長降壇]

吉川議員

1-1、地域力創造アドバイザーの話もあったわけですけど、そういうことで、取り下げたということでもありますので、また町独自の方針についても今聞きましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

1-2、9月から10月にかけて富山大学名誉教授の酒井富夫氏と今言った和郷の高橋義直氏の担い手に対するヒアリングが実施されております。来年2月までヒアリングがあるというふうに言われておりますけども、私も10月16日にさせていただきました。

資料もありますけど、パネルにつきましてはちょっと細かくてすみませんが、これが産業振興課から出されたヒアリングの日程でございます。全部で9団体、それから32個人のヒアリング、酒井先生と高橋様にヒアリングするという形で行いました。

私が呼ばれたのは、多分、果樹農家、担い手ということ、あるいは、今まで営農センターの役員をやっていたので、そのこともあったのかどうか分かりませんが、現在の飯島町の農業の課題についてヒアリングをされております。

ほかの方々も何のためにこのヒアリングをするのかなってということで疑問を持ったと思うんですね。ですので、このヒアリングの目的は先ほど町長が話された内容かと思ひますけど、再度また、ヒアリングの目的、それから今後これに対してどうしていくのかってことを質問したいと思ひます。

産業振興課長

お答えいたします。

持続可能な農業・農村モデル再構築検討業務、このヒアリングですが、まずは当町の地域農業の実態を正確に把握するために担い手農家さん、法人及び地区営農組合等の現場の声を聞き、当町の状況に即した多様な者が関わる飯島版農業体制を確立し、まずは地域の課題解決に向けて取り組んでいくことが目的でございます。

吉川議員

私も営農センターに携わっておりますので、この事業があるのでこういった地域の実態を把握するってということもあるんでしょうけれども、私も責任ありますけども、もっと前にこういうことはやる必要があったかなというふうに指摘をしておきたいと思ひます。

1-3、このプロジェクトの具体的な業務内容、あるいはスケジュール、これについての情報発信の提示はあるのでしょうか。

産業振興課長

業務内容といたしましては、担い手法人等へのヒアリング等を経て、課題の整理、分析、評価等を行い、最終的に目指す多様な者が関わる飯島版農業体制の確立に向けてこのプロジェクト達成までの道筋を視覚的に示したロードマップを作成することが目標

でございます。

そのロードマップと、作成するまでの過程や出てきた課題のポイント、そのための対応策や実施してきた事業活動等をまとめたものをホームページ等で情報発信を行ってまいります。

吉川議員 町民が分かりやすい、農業者が分かりやすいような話をホームページなりに流していただきたいというふうに思っておるわけです。

3年間という長い期間の事業でありますので、一年一年を大事にしながら情報発信をしていただきたいと思いますと思っております。

1-4、現在の進捗状況、それと成果目標は何なのかということですが、資料の8にあります、パネルがございます。

そこに目標ということで書いてありますのでありますが、「オンリーワンの「輝く農山村地域」の創造」「農山村地域を将来にわたって持続可能な地域へ」ということで、

農山村地域を輝かせることが、持続可能な県づくりにつながる

- ・都市部よりも人口減少・若年者比率の低下が先行→早急な対応が必要
- ・様々な資源の供給、多面的・公益的機能→都市部の維持存続にも関係
- ・人口減少にも適応した地域づくり→将来の都市部の課題解決のモデル

にしていきたいという、こういった大きな目標が出ておりますけど、今言った進捗状況と成果目標は今言った内容でよろしいのでしょうか。

産業振興課長 現在の進捗状況でございますが、在り方検討委員会である持続可能な農業・農村検討委員会を3回実施し、ヒアリングについては、現在、営農組合4地区、担い手法人3者、農家14人に対して行ってきております。そこから出た課題等の整理、分析、評価を行い、和郷、それから酒井教授を中心に実施してまいる予定でございます。

成果目標は、議員のおっしゃるとおり、様々な課題解決をするために、専業農家、兼業農家、非農家を含め、地域全体を巻き込んだ持続可能な農業・農村モデルの再構築であり、令和7年度につきましてはロードマップの作成、令和8年度はロードマップに基づく多様な者が関わる農業体制の検討、令和9年度の最終目標は、やはり地域課題を計決するための多様な者が関わる飯島版農業体制の確立となります。

吉川議員 後から在り方検討委員会の問題は話をしますが、産業振興課だけじゃなくて、人口減少の問題も目標値にあるので、各課を横断した内容になるかと思えます。非常に大きな課題があるわけでありますので、各課横断的にやはり取り組んでいただき、町ぐるみという話もありますので、ぜひともお願いをしたいと思っております。

次に1-5に入ります。

資料9です。プロジェクト実施に関わる件の支援について。

県は市町村の取組に対して人的、技術的、財政的な支援を、広範囲な支援を実施していくという形でございます。

1つ目には分野横断的な支援チームということで県から市町村へ県職員の派遣、2つ目、新たな財政的支援、輝く農山村地域創造推進補助金は1市町村当たり3年間で最大5,000万円、1年度当たり上限2,000万円という大きな金額であります。補助率、ソフ

ト3分の2以内、ハード2分の1以内ということ、それから、先ほど言いましたように、有識者による、やはり合意形成支援、アドバイス、こういったものが入ってくるわけがあります。

この中の市町村への県職員の派遣、これはどうなっているのでしょうか。

副町長

県職員の派遣でございますけども、このプロジェクトの実施にかかる県の支援については、県の組織を挙げた人的支援っていうことで、今おっしゃられたとおりだというふうに思います。

その中に市町村への県職員の派遣がございますが、今年度につきましては、県庁、それから上伊那地域振興局の職員による分や支援のチームからアドバイスをもらっております。

また、企画政策部内に新たな席を設置いたしまして、上伊那地域振興局の企画振興課長が定期的にここへ来て、直接アドバイスをいただいたりサポートいただいたりということをやっております。

実質的に今年度の派遣はございませんが、来年度——令和8年度からの支援につきましては、県の職員の派遣をしていただけるように、現在、県と調整をしているところでございますので、できれば、町といたしましては1人派遣をしていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

吉川議員

ここにもありますように、阿部知事の肝煎りの事業でありますので、ぜひとも飯島町が恥じないような、ぜひとも県からの支援もいただいて、派遣をしていただいて、積極的にお願いをしたいというふうに思っておるところでございます。

次に行きます。

1—6、将来にわたって輝く地域を共につくる取組という資料10であります。

その上から3つ目のポツに「関係人口創出・移住定住の推進」では、地域内外の多様な者が関わり新たな価値の創出」と、それから「関係人口創出・移住定住」に向けた取組を重点的に推進し、「人口定着」に向けた好循環の創出・加速を目指す。」ということで、きれいなお言葉が書いてあります。

下のほうに4つ大きな柱があるわけで、その中の2つ目の星印ですが、「地域内外の多様な者が関わり新たな価値の創出」ということで、それぞれのイベントだとか、ワーケーションだとか、交流フェアだとか、そういったもので新規就農者の確保に取り組んでいくということでもありますけども、「地域内外の多様な者が関わり新たな価値の創出」ということでありますが、具体的な取組ってどういうものなんでしょうか。

町長

多様な皆さんが関わり合いながら新たな価値の創出ということでもありますけども、新たな価値の創出というのは2つあるかと思えます。

1つは、地域の文化や歴史、景観、あるいは森林なども含めた多様な地域資源を利用して付加価値を創出すること、これが1つでございます。

もう一つは、食品産業はもちろんですけども、いろいろな異業種連携、こういった連携によります農業の新たな付加価値をつけてブランド力を向上していくこと、これが

もう一つの価値だと思います。

この2つをいかに進めていくかというところでもあります。

先ほど小田切徳美さんのお話でも出したように、地域に関わろうとする多様な関係人口、これをいかに増やしていくかというのが非常に重要かと思います。

具体的な取組としまして、輝く農山村地域創造プロジェクトにおけます関係人口創出、移住・定住の推進でございますけれども、基本方針は2点を掲げております。

1つは関係人口を増やすことで移住希望者や飯島ファンを増やし持続可能な地域社会を実現すること、2つ目ですけれども、地域資源を生かした農業をはじめとする各種体験を通じて移住・定住の推進と新規就農者を確保するということとしております。

具体的には、情報発信や相談窓口、サポート体制の充実、生活・就業体験、交流の場の創出、仕事、暮らしの支援、専門性を有する人材の移住・定住支援などを掲げているところでもあります。

現状で実施しているセミナーやモニターツアーなどに加えまして、農業に関わる体験やインターンの実施、また地域おこし協力隊の活用、住宅等の物件情報の充実などに取り組んでまいりたいと思っております。

こういった事業を通じまして、地域住民、移住者、移住検討者、飯島ファン、飯島町ファンなど、様々な人がつながることで地域課題である担い手不足の解消や新たなビジネスの創出、また6次産業化やブランド力の向上、ふるさと納税の充実、移住者の確保、関係人口の増加を目指してまいりたいと思っております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、飯島に来ていただいている方はいろいろな形で地域の中で関係を持っていただいております。それとともに、やはり大学ですとかNPOのような中間的な支援をしていただくような組織との連携、また、地域でいろいろなネットワークをつくっていらっしゃる方もいますので、そういった人たちとも連携しながら、いろんな皆さんが関わり合いながら新たな価値を創出していきたいと考えております。

吉川議員

分かりました。

8の資料にありますように、今言った内容、特に「地域外を惹きつける「魅力」の波及」という言葉がございます。「「地域の誇り」・「愛着」、地域外を惹きつける「魅力」の波及」

今言った具体的な取組方針の中に入ってくるかと思っておりますので、積極的に、独自性のある、やはり飯島町として誇りを持てるような取組をぜひともお願いしておきたいと思っております。

1-7、長野県とのハイブリッド会議、先ほど課長のほうから話がありましたように、中間報告、3回ほどやったということでございますが、仮称在り方検討委員会が立ち上がったわけでもありますけれども、構成メンバー、それから今後の活動について聞きたいというふうに思っております。

余談ですが、事務局として営農センターを核とした集落営農、営農組織の将来にわたって持続可能な新しい飯島方式の農業をどう構築していくのか。

営農センターの中でも企画部会っていうのがあるんですけども、その中で小委員会の中の在り方検討委員会の構成の提案をしたいと思っておりますし、今回のアドバイザーの意見を尊重しながら、現場での農家の声を聞き、課題等を話し合うことが一番重要と考えております。そのような現場の声を大事にした在り方検討委員会にさせていただきたいことを申し上げたいわけでありまして。

資料2にありましたように、取組の方向性として「・地域ぐるみの農業体制をアップデート」、または、飯島町、「持続可能な農業・農村を実現するため町民との対話を基本としたありたい姿の明確化と、その実現に向けた取組展開」、そして輝く農山村地域、オンリーワンの飯島町が展開するということがあるわけです。

これからの新たな飯島方式を提案するものでありまして、在り方検討委員会の構成員を含めての今後の考え方を述べてください。

町長 在り方検討委員会の今後の活動についてということでございますけれども、来年、営農センターは40周年を迎えます。本来であれば40周年の節目で新たなスタートを切っていくというのが必要ではなかったかと思えます。

いろいろな皆さんで検討されてきましたけれども、先ほど議員さん本人からもお話がありましたように、もっと早い段階でこのことは検討していくべきだと、私も産業振興課長でありましたので、その責任はあると思えます。

やはり、当初——1986年に立ち上げたときには農家の皆さんが本当に膝を交えて何十時間も話をして今の組織をつくってきたところでありまして、そういったことは取り組んでくる必要があったかと思えます。

ですが、やはり内部組織だけではなかなか進まない。今、40年たちまして、営農センター全体の組織も少し進み方が緩やかかなというふうな感じを受けております。ですので、外部の皆さんの意見をしっかりと取り入れながら検討していくことも必要かと思えます。

令和7年9月に仮称ですけれども在り方検討委員会でありまして飯島町持続可能な農業・農村検討委員会を立ち上げまして、その後、決定して、毎月1回の委員会で開催しているところであります。たまたまあしたもありますけれども、検討してまいります。

構成メンバーにつきましては、営農センターの関係者、それから上伊那農業協同組合の関係者、地域営農組合の関係者、それから女性農業者、認定農業者、施設園芸農業者、移住農業者、異業種の従事者、それから外部の有識者、営農精通者ということで、これはアドバイザーになりますけれども、となります。

今後は、主に地域複合営農の課題、多様な者が関わる農業体制について協議してまいります。

これらの分析、評価によりまして、営農センターを核とした集落営農、営農組織について、仕組みとして先進的なものは出てきてはいますが、中身が現在の時代に合った対応ができなくなっているというのが現状でございます。

組織機能が弱体化しておりまして、そういった課題もあるため、先人の皆さんが築いてきたものは大切に受け継ぎ、新たな仕組みや多様な人材の力を取り入れ、持続可能な

吉川議員

農業、農村の再構築を行ってまいりたいと思っております。

今後、この事業で検討委員会を中心にロードマップが作成され、営農センターを核とした集落営農、営農組織に対しても新たな提案がされる可能性があるため、必要に応じて営農センターの企画部会や小委員会へも諮ることを検討して事業を進めていく予定でございます。

安心しました。

営農センターのほうにも報告しながら、外部組織を入れながら、弱体化っていうのは失礼かもしれませんが、一応盛り上げていただきたいと思っております。

資料13、これは営農センターの集落営農の組織が出ております。

御承知のように、二階建て方式ということで、地区営農組合があって、担い手法人という形をずっとやってきております。

この組織論、先ほど町長からも話がありましたが、新たな飯島方式をどうするかということでもありますけども、ちょっと長くなりますが、昨年6月の一般質問で同じ内容のもの——組織論について話をさせていただいて、そのときの町長の答弁がございます。

飯島町は2階建てということで、土地を地区営農組合が集約しながら、それをどのように活用していくかということで、営農組合が中心となって土地利用を考えてきたところでありまして。

それで、その上に法人組織や担い手の農家の皆さんがいらっしゃって、その皆さんが町の農業を支えてきたという経過でございますけれども、やはりこの辺をもう一度検証していく、本当に集落営農がよかったのかどうか、この2階建てがよかったのかどうかというところをやっぱり検証していく必要があるかなと思います。これは今の地域計画の中で地域の皆さんがしっかりと懇談しながら将来に向けた方向性を決めていく必要があるかなというのは十分考えております。

そのときに取った皆さんのアンケートが出てきておりますが、

出てきた思いを地域の中でもう一度話し合っていて、自分たちで将来をどういうふうにしていくかっていうのをしっかりと考えていただく、やはりここが基本かなと思っております。

っていうことで、先ほど申し上げたように、現場の声を聞く、町民との対話を基本とした内容が話されたというふうに考えておるわけでありまして。

その組織図にありますように、私もそんなような考えでありまして、いずれにしても、ずっとやってきておりますが、やはり労力不足、高齢化、これが組織営農の行き詰まりというふうに今思っております。現在4地区がありますが、それぞれ特徴があつていいわけでもありますけども、やはり労力不足、担い手が少ない、そういうことでもあります。

時間はかかると思いますが、何回も話し合いを持って、やはり将来の新しい飯島方式の研究を進めてもらいたい。これは要望でありますけども、やはり一町村一農場・法人、これを目標に、そんなことをやっていきたいということです。

あわせて、その図は、やはり土地利用型っていうことで、やっぱり米を中心とした組

織になっておるといふふうに思っております。

農業は米だけではなくて、果樹、花、野菜、自家用野菜を含めてあるわけでありますので、やはりそういったものを含めた集落営農の構築、こういうものができないのかなということで、これは要望としておきたいと思っておりますけれども、そんなことで、組織については、そういうことで終えたいと思っております。私の考えですので、要望であります。

次に加工施設のほうへ入ります。

この事業の中で、農産加工施設が大分古くなっちゃって、二、三十年、古い施設になっちゃっているということで、町民の皆様からも言われておりますけれども、表題にありますように、1―8、農産加工施設等、細かいことですが、「等」っていうふうにあるんですけど、この「等」とは何でしょうか、お答えください。

産業振興課長

「等」とは6次産業化再構築業務を指しております。

6次産業化の再構築とは、地域資源を活用した高収益加工品の育成と、町外市場に向けたブランド戦略を強化するために既存の加工品に対して消費者視点を取り入れた再設計を行い、収益性、持続性の高い6次産業化モデルへ再構築することが「等」ということになっております。

吉川議員

それで、現在の進捗状況をお願いします。

産業振興課長

現在の進捗状況ですが、県の信州6次産業化推進協議会企画推進員による既存の加工グループへのヒアリングや持続可能な農村モデルの業務である和郷の同じく加工グループへのヒアリングと、それから加工施設の現地調査を行っております。課題を整理しているところでございます。

この業務の中では、各グループをより多くの人へ響く魅力あるブランドへ進化させるために、今後は、資金調達だけでなく、既存の加工品の評価を目的としたクラウドファンディングを実施していく方向で決定しているところでございます。

吉川議員

資料16―最後のページですけども、今後の加工施設のロードマップということで、これでよろしければこれでいいということではございますか。

ロードマップです。ステージ1、県や専門家と連携した既存加工組織への聞き取りと方向性を整理する、それから、ステージ2は、組織や機械、施設等の将来像再構築と持続性や採算性の整理をする、ステージ3、最後ですが、町加工事業全体の確定と実現手法の整理、組織運営方向の決定をするということではよろしいのでしょうか。

産業振興課長

御質問の資料のとおりでございます。

吉川議員

最後の質問、1―11、営農センターの加工部会っていうのがあるんですけども、これも営農センターの中ではありますが、これも私の責任でできなかったわけですが、加工部会の部長っていうのがまだ決まっていなわけでありまして。その部長の人選も含め、会議の開催と加工施設等での検討を委員の方々にやはり周知する必要があるかと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

産業振興課長

農産加工事業としては、これまでもまめっ子ワークショップなどを開催し、食への関心を持ってもらい、後継者の育成、それから新商品開発などに取り組んできています。

ろでございます。

来年度からは既存の加工グループメンバーが中心であるまめっ子農産加工施設検討委員会を立ち上げて事業を進めていく予定でございます。

今後は、組織の形態確定に向けての検討や加工施設の将来像の再構築など、より多くの声や知見が必要となるため、営農センターの加工部会についても必要に応じて諮るように、また部長の人選も含め、会議の開催の検討を行っていく予定でございます。

吉川議員 ぜひともお願いをしたいと思っています。

質問事項の1番は終わりますけども、資料2にありましたように、持続可能な農業、農村を実現するための町民との対話を基本としたありたい姿の明確化とその実現に向けた取組展開に期待して、輝く農山村地域、オンリーワンの飯島町が発展することを申し上げ、この項を閉じますが、通告にはございませんが、先ほどもありましたように、一言だけ町長からこの事業への思いを再度お聞かせください。

町 長 まさに農業にとって画期的な事業でございまして、これを機に将来の飯島町の農業をどうしていくか、その方向を出してまいりたいと思っています。

そのためには、多様な関係する皆さん、それから、何よりも農業者の皆さんが自ら課題をきちんと把握していただきながら、その課題解決のためにどのような方向性を持ってやっていったらいいかというのをしっかりと皆さんと話し合いをしながら進めてまいりたいと思っております。

農業だけではなくて、地域課題はいろいろありますので、そういった地域課題が解決できるような仕組みづくりも併せて行っていきたいと考えております。

吉川議員 終わります。

〔吉川議員復席〕

議 長 3番 伊藤秀明議員。

〔伊藤議員質問席へ移動〕

3番

伊藤議員 それでは、順序が2番の議員のところを私が2番として質問いたします。

1—1に入る前に、ちょっと前段が長くなりますけれども聞いてください。

今年、町の会計年度任用職員がアルバイト先で町の所有物を無断で持ち出して使用していたことが発覚し、新聞で報道されました。記事によりますと、無断使用したことについて、出来心でやった、ばれなかったので続けたと言っております。無断でバイトしたこと問題だし、町の備品を黙って持ち出して使用したこと問題です。

ばれなければいいと思ったと言っていますが、このことが発覚しなければ、その人は退職まで続けているんでしょうね。ばれるまで続けると、恐らくそういうことですね。

町側は、被害総額12万1,273円と少額で、全額弁償されたので告訴しなかったとあります。これは金額の多い少ないの問題ではなくて、このような不祥事が起きたこと自体が町にとって問題なのです。

また、2019年には与田切公園の遊具で遊んでいた子どもがけがをするという事例がありました。

2019年12月5日の本会議の議事録には、町長は、現在警察で調査を行っており、詳しい原因は不明、この遊具につきまして専門業者に委託して点検を行っており、その結果、今回損壊した支柱とは別の部分であるボルト接合部の問題があることから修繕または対策が必要との報告がされていましたが、職員が本体に影響を及ぼさないと軽率な判断で遊具を使用不可とせず使用を続けてきた結果、今回の事故を招いたとあります。

これも担当者の軽率な判断ですよ。このことによって重大事故がありました。

もう一つ、これは私の子どもが小学生のときのことで、小学校のグラウンドの北側に、タイヤを立てて、下のほうを土で埋めて、こぐったりまたいだりする、そういう遊ぶところがありました。そのタイヤが倒れて、ちょうど子どもの足首に当たったんですよ。それで、捻挫して、しばらく松葉づえで学校に通ったことがありました。これも安全を考えなかった学校の責任があるわけでありまして。

これからも安全・危機意識が徹底しないと同じようなことが起きます。

ここに「自治体の危機管理」という本があるんですが、サブタイトルは「多分、大丈夫だろう…」 この悪魔の囁きが、危機を招く！」ということになっています。

それで、その中に危機を招く危機防止の7つの行動指針が書いてあります。

ちょっと読みますが、1つ、いつも誰かが見ている、誰かに見られているという気持ちで仕事をする、2番 いつもちょっと変だな、本当に大丈夫かなという意識で仕事をする、3番 その行為が一生を棒に振るに値するか考えよう、4番 大事な自分の家族がどうなるかを自問しよう、5番 おかしいと思ったことはおかしいと上司に問おう、6番 不正行為、違法行為はいつか必ず発覚すると知ろう、7番 それをマスコミが知っても問題にならないか考えよう、この7つのことを意識して仕事をしていけば未然に防げるかと思えます。

自治体にとっても一番の危機というのは町民からの信頼感の喪失であります。

そこで、1—1に移ってまいりますが、町備品に関する不祥事がありました、その後、具体的な再発防止対策を立てたかどうかを伺います。

[唐澤町長登壇]

町長 不祥事に対する再発防止策ということであります。

このほどの案件につきましては、改めて、町を代表しまして深くおわびを申し上げたいと思えます。

やはりいろいろな事象っていうのは、そのとき、起こったときだけではなくて、その前のいろいろ小さな事案が積み重なって大きな事象になってくる、ヒヤリ・ハットの法則というのがありますけれども、そういった、やはり日頃の小さな事案を見逃さないというのが一番重要かなと思えます。

それとともに、一番大事なのは、現場に行ったり、あるいは物事に対応したりして、直接自分の五感で問題点を把握して課題解決のために行動していく、これが2つ目に重要なことかと思っております。

私は、町の長として、いつも危機管理の要諦というのを名刺の中に持っております。町長としてそういった危機管理にどのように対応していくかということでもあります。

ども、危機管理においてはトップである市町村の長が全責任を負う覚悟を持って陣頭指揮に当たる、これが1つであります。もう一つは状況が正確に把握できない場合でも最悪の事態を想定して判断し行動する、この2つの要諦をいつも身につけながら対応しているところであります。

今回の事案の再発防止策につきましては、記者会見等で申し上げてまいりましたけれども、具体的には、備品倉庫内の整理整頓を行い、所在の曖昧さをなくし、盗難のリスクを低減いたしました。

また、物品については貸出簿により管理を徹底することとしております。

また、物品等の購入に際し使用目的と現物の確認を徹底し、購入頻度が適切かどうか、これをチェックしてまいっているところでございます。

今年度は防犯対策としまして庁舎周辺に防犯カメラの設置も行いましたので、防犯カメラも再発防止の一助になると考えております。

〔唐澤町長降壇〕

伊藤議員 貸出簿の管理をするというお答えですが、貸出簿の中身ですよ。この備品を誰がいつどこで使って、いつ借り出したか、返す日にちはいつか、そこまで徹底しないとどこかへ行ったまんまであります。その貸出簿の管理ももう少し厳密にきちんとしないと、また同じことが起こる可能性はあります。

1-2に移ります。

総務課長 職員の危機意識を高めるために危機管理研修などをその後行っているのか、伺います。職員研修の関係で質問をいただきました。

町長が記者会見の際に申し上げました再発防止対策の中で職員研修についても触れさせていただいております。

今回のような公務員倫理につきましては、3年に1度、職員研修を行っているわけではありますが、前は令和5年度に実施しております。今回は令和8年度の計画となっておりますけれど、今回の件を受けまして2月上旬までにコンプライアンス研修を計画しております。講師については既に依頼済みで、日程調整をしているところでございます。

伊藤議員 危機管理研修、3年に1度なんて、ちょっと長過ぎると私は個人的に思います。これから危機管理とか危機的状況はどんどん増えると思います。3年に1度じゃ長過ぎます。私はそう思います。

せめて1年に1度くらい研修しないと、研修を受けるほうがそれこそ危機意識を持って受けないと同じことが再発する可能性があるんで、これは、3年を、ぜひもう少し短くしたらよいかという、これは私の意見であります。

それで、1-3に移ります。

不正防止には一般的には匿名による内部通報制度がありますが、町はそういうことを運用しているのか、そのような事例は過去にあったかを伺います。

総務課長 職場での不正行為や法令違反を目撃したなどの場合、内部公益通報による運用としております。その通報者につきましては公益通報者保護法により保護されます。

過去の事例ですが、当町では過去においてそのような事例はなく、内部通報という点では今回が初めての事例でございました。

伊藤議員

分かりました。

1—4に入る前に、以前、私が中学校の管理人をしたときに、ちょうど昼休み中に避難訓練がありました。これは、いつも学校は何時間目の休みとか知らせるんですけど、それを全然知らせなくて、突然、昼休み中に火災発生という避難訓練をしたわけです。

私は給食のコンテナの運搬業務もありますので、コンテナ室のその場におったんです。そしたら避難訓練の放送が出て、ちょうどコンテナ室にも中学生の子どもがおりました。それで、見回ってきた先生が、ちょっと伊藤先生、この子を見ていてくださいよと言われて、はいということで見えておりました。

それで、コンテナ室に終わった給食を運ぶのが、時間がちょっとかかっちゃったわけです。それで、伊藤先生、何で遅れたのかと言われたので、いや、これは避難訓練をやっていて遅れたんですって言ったら、給食センターも時間の都合があるんでしょう、給食センターは避難訓練をやっていませんって言われたんです。

そのときはびっくりして、え、こんな一番火を使うところで何でやっていないのかと、過去には1回あったみたいですけど、その後、今は電気とはいえ、火災がないとは言いきれません。一番の火元の給食センターでなぜ今までしていなかったか、それを教えてください。

教育次長

給食センターにおける訓練の状況についてお答えをいたします。

現在、新しい給食センターにおいては、令和4年度から今のセンターのほうで給食調理を行っている状況でございます。

訓練の状況といたしましては、昨年度より実は実施しているところになっております。

今年度については、春休みを利用して、危機管理係の防災推進幹の指導の下、実施する予定をしております。

ちょっと、新しいセンターになって稼働してすぐっていうのは、まず給食調理を確実にするという、そちらのほうに力が取られてしまったというふう聞いております。

ですけれども、今後は、やはり年に1度はこのような訓練を組み入れて、このような火災にも備えた中で対策をしていきたいと考えております。

伊藤議員

ぜひ、火災、大事なことなので、避難訓練を続けてやることを希望いたします。

1—6の前に、令和7年——今年11月5日現在、全国で13人、熊による死亡事故が発生しております。

県によると、2020年の調査の推定では、長野県では7,270頭、そのうち中央アルプスが1,035頭、南アルプスで339頭になっている。

本年11月7日時点で10月以降の里地の目撃情報は、前年度の同期の2倍以上、276件となっている。

熊の生息数は確実に毎年増えている傾向にあります。これでは住民にとって安心・安全な町とは言えません。

私も、与田切発電所の管理業務や堰堤・砂防工事など、山の現場はよく行きましたが、

猿、鹿、イノシシはよく見ました。ですが、熊は一度もありませんでした。

しかし、今までに知人が、3人の人が熊を見たということを私は聞きました。ですから熊はおるわけです。

それで、熊の出没に対し、町民が安全・安心な生活ができるために町として対応策はできているのかっていうことで、防護柵ができていることは承知しております。でも、防護柵も、あれは全域じゃなくて、河原沿いとか、ああいうところはないですけど、その対応策はあるのかどうかを伺います。

町 長

私も熊はかなりの回数を見ております。特に、12月に入っても山に登りますと、12月20日に雪の中を走る熊を見たこともありますし、また七久保では与田切川沿い、また上通りで熊を目撃しております。穴に落ちた熊を助けたこともあります。

そんなことで、近年は全国各地で熊が住宅地に出没し、人命に関わる被害が頻発しております。

山の多い長野県においても、昔からツキノワグマがほぼ全域に生息しており、県内でも人身事故が発生しているところでございます。

町では、熊の出没に対し、町民が安全・安心な生活を送れますよう、町内における連携会議として、熊対策会議、こちらを開催し、迅速な対応に努めているところでございます。

町の熊への対策としましては、1つには出没時の対応、これと出没を抑制する予防の2つを実施しているところでございます。

1つ目の出没時の対応としましては、熊の目撃情報があった際には、防災無線により町民の皆様へ周知を図るとともに、学校、地区への啓発、警察、猟友会と連携して現地パトロールや出没を知らせる看板の設置を実施しております。

また、熊が人の日常生活圏——農地や河川、また建物等や地域社会の機能を著しく脅かす事態を前提としまして、他の防除手段だけでは被害を抑制できないと判断される場合には、極めて緊急性の高い状況において市町村の判断で緊急銃猟が可能となっているところであります。県や町猟友会とともに、そういった状況になった場合の対応策も協議しているところでございます。

2つ目の出没を抑制する予防としましては、まず情報発信では熊の出没マップをホームページで公開しております。

また、熊の出没アプリとして、「けものおと2」、これは県でございしますが、それとライポリス、これは県警がやっているアプリですけれども、この2つのアプリの中で情報公開をしております。

熊を里に寄せつけないための情報や山へ入る際の安全対策など、今申し上げましたように、ホームページやLINEによって情報発信をしているところでございます。

また、住民の皆様への啓発活動として、熊の生態等を学ぶ学習会、これは11月11日に実施しまして80名近くの方が参加していただきましたけれども、こういったことを実施したり、あるいは熊監視用のセンサーカメラ、こちらの設置、また熊の出没があった箇所について地元役員、熊対策員、県職員、町職員での合同パトロールを実施しまして、

緩衝帯整備等の対策も含めて、熊を寄せつけない、いつかせないための助言等を実施したりしているところでございます。

先ほど申されましたように、町内には全町にわたって17キロの防護柵があります。議員の申されたように河川敷には防護柵が設置してありませんので、そういった河川敷を中心に監視活動を重視しているところであります。

いずれにしましても、今言われておりますゾーニングですとかガバメントハンター、こういったものは広域的な対応が必要なこととっておりますので、広域的な対応について上伊那あるいは伊那谷で働きかけを行っているところでございます。

いずれにしましても、急激に熊が郷に現れるようになった原因、これをやっぱりきちんと究明していく、また、先ほど頭数が言われましたけれども、あの頭数についても、きちんとした生息数、これを把握していく必要があるのではないかと思えます。

特に、兵庫県では、そういった生息調査に基づいて熊の頭数管理をしているということでありますので、そういった県の状況も鑑みながら、町全体として住民の皆さんの安全・安心を図るための熊対策を実施してまいりたいと考えております。

伊藤議員

与田切公園、あそこら辺でも見たっていう人がおるんです。親子で川浴いを下っていったっていう、ちょうど橋の上から見たら通っていったと。与田切公園は人が集まる場所だし、非常に危ない。ましてや残飯なんかがあったら、もうすぐ狙って、一番危険性のあるところですよ、与田切公園は。ぜひ与田切公園のところに防護柵の設置も希望するところであります。

それで、緩衝帯ですか、人間から熊はよく見えない、やぶの中へ入っちゃうと見えないので、急にそこから熊が出るという、この前の講習会で来た女の先生も、飯島のどっか、子生沢かな、どっかへ視察に来たら、そういうところをなくすよっていう指導があったと思いましたが、これも、ある市町村ではそれをやったことによって熊が減ったという現実がありますので、ぜひそこら辺も対策としてお願いしたいと思えます。

2番に移ってまいります。

今年1月6日の町長の訓示で、役場は住民の幸せをつくるためにあるとした上で、それには日頃から職員の皆様が幸せを感じながら仕事をしたり暮らしたりすることが重要、自分を大切にしながら物事に積極的に関わって、目標をしっかりと実現してほしいと呼びかけたと記事にありました。大変に大事な訓示と受け止めると同時に、評価するものがあります。

そこで、ウェルビーイングという言葉聞いたことがない人もいるかも知れませんが、直訳すればよい状態ということです。ウェルがよい、ビーイングが状態。

国も成長戦略実行計画でウェルビーイングに言及するなど、実現に向けた取組が行われています。

第6次総合計画の15ページには

ウェルビーイング(Well-being)は、一人ひとりが、様々な人や社会とのつながりの中で、日々、自分らしく生きていることに満足でき、心豊かに、幸せを実感できることを表す言葉です。

と書いてあります。「本町においても、住民のウェルビーイングの実現に向けた取組を行います。」とあります。

ウェルビーイングの定義は、そもそも1946年に世界保健機構——WHOが定めた憲章で、健康とは、病気でないとか弱っていないという状態ではなく、肉体的にも精神的にも社会的にも全てが満たされた状態にあるということを言っております。

そこで、2—1に入りますが、今回見直しを行った計画の中に「ウェルビーイングの重要性の高まり」として増補しております。具体的には町としてどういうものを目指しているか、答弁をお願いします。

町 長

ウェルビーイングについてということでありましてけれども、ウェルビーイングっていうのは、やっぱり人間らしさ、先ほど議員さんが申されましたように、自分らしさ、それをどのように確保していくかということと、もう一つ、SDGsの中にも3番目の目標として「すべての人に健康で福祉を」という項目があります。これが大きなくくりでの幸せの構築かと思えます。

状態としては、先ほど申されたように、身体的にも精神的にも、また社会的にも満たされた、そういった幸福な状態をウェルビーイング、また心身ともに健康で社会的つながりや充実感を感じたりしている状態、これがその2つの状態かと思えます。

ウェルビーイング、主観的に本人が幸福感を抱く、満足感を抱くというのはもちろんですけれども、やっぱり視覚的にどのような状態がウェルビーイングかっていうのを具体的な形で表していくのも一つの指標として必要なと思っております。

それは平均寿命であったり収入であったり、あるいは教育水準であったり、統計的なデータに基づいた、そういった測定可能なウェルビーイングっていうのもあるかと思えます。これらも含めながらウェルビーイングの課題を施策として定めているところであります。

第6次総合計画の見直しの今回補完した箇所でありましてけれども、ウェルビーイングを位置づけました。ウェルビーイングの位置づけにつきましては、町の将来像を実現し、本町のまちづくりをより実効性のある形で進めていくために新たに位置づけたものでございます。

新たに位置づけたものですが、この趣旨は、先ほど申し上げましたように、人口減少、高齢化が進行する社会状況の中で、経済的な成長だけでなく、健康、教育、つながり、居場所の確保、また地域の安全・安心、さらには多様性の尊重といった要素を総合的に高めていくことが持続可能な地域社会の形成に不可欠であるという認識の高まりを踏まえたものでございます。

国やほかの自治体においてもウェルビーイング施策を掲げている自治体が増えてきております。

ウェルビーイングは、経済的な豊かさだけでなく、先ほど申し上げましたように、人とのつながり、また協力関係の質的な豊かさ、こういったものも重視しているところであります。

重複しますが、具体的には、健康と福祉の連携による暮らしの安心、それから

教育と生涯学習の機会の充実、地域コミュニティの活性化と居場所づくり、働く場と生活の両立と雇用環境の整備、安全・安心なまちづくり、そして環境と資源の循環型社会の実現、こういった領域を総合に結びつけて施策を展開しているところでございます。

これにより町全体の総合的な価値を高め、町民の皆様の生活の質を向上させ、誰もがお互いの尊厳を認め合いながらまちづくりを進めていくことを目指しているところであります。

私の公約にもありますように、つなぐ力で誰一人取り残さないまちづくり、これが究極のウェルビーイングかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

誰でも幸せと感じる町をつくるために、町長もこれから努力をお願いいたします。

飯島町は、具体的に言ってみますと自然に恵まれた緑豊かな町であります。

人間の脳は進化の過程で自然環境の中で生きることを前提に発達してきました。緑豊かな森や草原は、食料や水が確保でき、捕食者から身を守るのに適した環境でした。そのため、緑を見ることは安全と安定の象徴刺激として脳に組み込まれているのです。

窓の外の樹木の葉とか室内の観葉植物も見ることによって次の効果があります。1つ、リラックス効果、2つ、ストレスを和らげる効果、3番、心拍や呼吸を整え脳と体を回復させることができる、そのほか様々あります。

世界幸福度ランキング8位で、連続1位はフィンランドです。日本とフィンランドの面積に占める森林の割合はほぼ同じです。日本も美しい自然があふれる国です。

ただ、自然が遠く感じる大都市に住んでいると時間が取れない。

一方、フィンランドでは、平日、仕事が忙しくてもほぼ定時で家に帰ることができ、森や湖畔を散歩できます。夏になれば1か月の夏休みを自然の中でのんびり過ごせる。何よりも、フィンランド人は自然とゆとりに幸せを感じている人が多いのです。

飯島町に住んでいる人も美しい自然と触れ合う機会も時間もありません。ただ、条件がそろっていても心の余裕がなければ何にもなりません。

飯島の自然は町民の幸福感に大きな影響を与えております。ですから、時間をつくって、町民の方も、与田切公園でも自分の家から見る庭の木でも何でもいいので、心の余裕をつくらないと駄目なので、ぜひ飯島町民の幸せのために町としてもウェルビーイングになお一層取り組んでいただきたいと思います。

4-1に移ってまいります。失礼、3番のほうに移ってまいります。

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い高齢者のみ世帯が増加するにつれて、要支援、要介護の増加、高齢者の独り暮らし等、高齢者を取り巻く地方公共団体において家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例も生じており、既に一部の地方公共団体においては高齢者のごみ出し支援を行っている地方自体があります。

高齢者のごみ出し支援は、ごみ出しが困難になった高齢者に代わりごみ出し支援に取り組む主体がごみ出しを手伝い収集する仕組みを指す。

高齢者宅からごみを預かり集積所へ運ぶ支援や、さらに清掃センターまで運ぶ収集運搬などの支援があります。

要介護認定を受けた高齢者は訪問介護のサービスを利用できる、ホームヘルパーが行

う訪問介護のサービスのうち生活援助の一環としてホームヘルパーにごみ出しを依頼することができることになっておりますが、しかしながら、これに該当しないごみ出し困難な高齢者もおります。

そのことについて、当町の高齢者ごみ出し支援制度を制度設計すべきと思いますが、答弁を求めます。

住民税務課長

それでは御質問にお答えをさせていただきます。

町では、高齢化社会の到来と核家族化等の進展に伴い、全国的に高齢者の単身世帯が増加し、家庭のごみ出しに課題を抱えている自治体が増えている状況にあること、また質問要旨にある高齢者ごみ出し支援制度の導入の手引の内容につきましても確認をしております。

町の現状としましては、まず令和6年度における町社会福祉協議会のボランティアセンターのごみ出し支援の利用実績は11件であり、同じく令和6年度における介護保険制度を利用したごみ出し支援では年間19人の方が利用されております。

また、直近では、ある高齢化世帯で1部屋がごみで埋まってしまい、高齢者福祉担当と環境担当が連携して個別対応したケースもございますが、このほかにも町で認知できていない方がいるかと思われまます。

高齢者世帯における家庭のごみ出しにつきましては、同居の世帯員や親族、隣近所の支え合いによって補完いただいているため、町への相談や要望は特段寄せられておりませんので、当面はごみ出し支援の制度設計を新たに行う予定はありません。

しかしながら、今後、さらなる高齢化社会の進行を見据えまして、孤立防止や安否確認といった福祉的な視点を含めた高齢者にまつわるごみを出す側の課題、そのごみを収集する側の支援体制なども考慮して、全国的先進的な事例も参考としながら関係機関が連携してごみ出し支援の在り方について検討をしてみたいと考えております。

伊藤議員

ますますこれから高齢者の独居世帯が多くなります。それで、ごみ出しも大変な問題になっております。

私も、近所の人で、ごみを出すのに側溝をまたいで——補助具っていうか、押して歩く、あれを使っているんですが、溝があつてまたげないという相談を受けて、それじゃ板をここへ置くで、通るときだけこの板を乗せて通って、また通ったら板をどかしてくださいよっていうことをしてきましたけど、現実問題、自分では言わないけれども、そういう困っている人は大勢おると思います。

ぜひ、これから課題になると思いますので、取組をよろしくお願いします。

4-1の前に、読みますけれども、長野県では第4次教育振興基本計画を策定しました。副題として「個人と社会のウェルビーイングの実現」「一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探求県」長野の学び」とあります。

飯島町でも第2期指定校になり、大変評価するところであります。

報道によりますと、町教育委員会では校内への地域住民らの居場所の設置などに取り組むとあります。教育長がよく言っている寄せ鍋学校、地域の様々な立場の方と一緒にごちゃごちゃと学び合う学校、笑顔あふれる寄せ鍋学校の実現とあります。

取り組む学校の仕組み改革、立場を超えてとことん楽しむ時間の創設、テストや通知表、宿題の在り方の見直し、校内に地域の方の日常的な居場所の設置、小学校 404 名、中学校 195 名、全公立学校同一中学校区、保育園と連携。

その中に校内に地域の方の日常的な居場所の設置とありますが、これは、質問の通告を出した時点ではまだ認定される前だったので、ちょっと問いが変わってきたんですが、そこに校内に地域の方の日常的な居場所の設置とあるんですよ。これがもし答えられるようでしたら答弁をよろしく——その前に 4—1 を読まないで駄目ですね。

町として学校におけるウェルビーイングをどのように進めるか問う。これは、もう、ウェルビーイング、県の指定校になりましたので、4—1 は割愛させていただきます。

それで、今言った居場所の設置をどういうふうに考えているか、これは質問書にはないんですが、もし答えることができればお願いします。

議長 教育長、答えなんでもよろしいですよ。

教育長 はい。いいです。

議長 いいですか。答えますか。

教育長 答えます。

ありがとうございます。

今、伊藤議員のほうでも、ウェルビーイング、町の TOCO—TON のことについてお話をいただいています。その中には校内に地域の人たちの居場所をつくりたいっていうことで掲げさせていただいてあるところでもあります。

やっぱり私は、先ほど伊藤議員もおっしゃいましたけれども、やっぱり学校が寄せ鍋でありたいっていうのを強く思っています。

そういう中で、物理的に教室等が許されるならば、地域の方たちがそこに集っていただいて、子どもたちと共に学んだり、あるいは、場合によっては学校のボランティア的になっていうと失礼かもしれないですが、そんなこともお手伝いいただいたりしながらっていうところを実現できればっていうところを思っているところです。

やっぱり、地域の皆さんが学校へ来ていただくということは、近所で子どもの声がなく寂しいっていう方がおられます。でも、学校へ来れば子どもの声は幾らでも聞くことができるので、ぜひそんなところで居場所を実現したいっていうふうに思っております。

伊藤議員 4—2 のほうに移ってまいります。

3 回目の質問になりますが、中学校の舗装の関係です。

中学校長との懇談の中で、中学校玄関前——西側の部分だけですけれども、工事の要望が出されました。

そこで、過去 2 回、教育長から答弁は今のところ舗装することはないということだったんですが、全面、あれの周りをやると莫大な金額になるので、せめて玄関先の西側だけ、3 回目ですけど、ぜひ町長の考えをよろしくお願いします。

町長 御質問の中学校玄関の舗装、これにつきましては、これまでも教育委員会から、限られた施設管理予算の中で優先度を踏まえた結果、実施が難しいという説明を行ってきた

ところでございます。

私としましては、児童生徒の安全確保、また学校環境の整備の観点から、舗装が望ましいということは十分認識しております。

また、議員御自身が中学校で勤務されていた際の現場の御経験に基づく意見として重く受け止めているところでございます。

一方で、学校施設全体の老朽化対策や安全対策など、緊急度、重要度が高い修繕が多数ある中で、予算の配分など、優先順位の整理が必要でございます。

本件につきましては、教育委員会と十分に連携しながら、次年度以降の学校施設修繕等の整備計画の中で改めて優先度を検討しまして、必要な予算措置が可能かどうか、調整してまいりたいと考えます。

明確に時期をお約束できませんけれども、現状の課題を踏まえて、よりよい学校環境の整備に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

伊藤議員 ぜひ前向きに、すぐには言いませんけど、舗装する方向に希望するものであります。

前も言ったんですけど、外部から中学校に来るに舗装じゃない、砂利道だなんていう学校は恐らく長野県でも、全国でも少ないんじゃないのかなと思って、ちょっと予算的だけの問題じゃなくて、予備予算からでも何とか考えて、ぜひよい方向に検討をお願いするものであります。

次に4-3に移りますが、現在、中学3年生の総合学習で制服を考える授業をしていると思いますが、現在の進捗と今後の予定はどのようになっているか、お答えをお願いします。

教育長 中学の制服について、生徒たちの学習の進捗状況、それから今後のことについてお話をしたいと思います。

今年度は2つの業者の方に教室に来ていただきまして生徒が直接お話を伺う機会を設け、実際に制服を着て見たり素材を手に取り実験したりしながら学ぶ機会を設けて学習してきたところであります。

生徒の皆さんは、自分たちが新しい制服を着ることはないわけですが、実際に着ることになる子どもたちを想定しながら積極的に新たな制服の制定に向けて取り組んでいるところであります。

さらに、保育園や小学校の子どもたちに直接説明する機会をどのように持ち、その際どのように説明していこうとか、体験的に考えてもらうためにはどうしたらよいかを考え具体化したり、どのような内容で子どもたちや保護者に対してアンケート行ったらよいかを現在検討しているところであります。今年度末までにアンケートを実施し、その結果についてまとめていくこととなります。

事前にもお話をしておりますけれども、来年度は、中学生だけではなく、小学生や保護者を含めて検討する機会を設け、業者によるプレゼンの機会を経て、新制服の種類や形、色などを決定していきたいと思っております。

その後、令和9年度の1学期中に業者選定を行い、最終決定し、当年度の飯島中学校の70周年記念においてお披露目し、令和10年4月からの新制服での学校生活に向けて

取り組んでいく予定であります。

伊藤議員 分かりました。順調に進んでいることと思い、安心いたしました。

4-4、中学校の——まだ1分いいんですね。中学校の危機管理はどのようにしているか、答弁をお願いします。

教育長 中学校での危機管理についての御質問であります。学校における危機管理は、児童生徒の安全確保や自然災害への対応、保護者対応、情報管理に加え、学校組織としてのガバナンスの確保など、多岐にわたっております。ここでその全てを一つ一つ詳細に申し上げることは難しいところではありますが、日頃から様々なリスクに備え、体制の整備と職員の資質向上に努めております。

また、県が実施する危機管理やガバナンスに関する研修を計画的に活用するとともに、学校内でも必要に応じた不審者対応等、校内研修や講習等を実施しているところであります。

議長 時間です。

伊藤議員 5の質問、町長には申し訳なかったです。次回質問しますので、よろしくをお願いします。

[伊藤議員復席]

議長 ここで休憩とします。再開時刻を11時10分とします。休憩。

休憩
再開
午前10時56分
午前11時10分

議長 会議を再開します。

休息前に続き一般質問を行います。

4番 宮下秀和議員。

[宮下議員質問席へ移動]

4番
宮下議員 よろしくをお願いします。宮下です。

地元の問題から質問させていただきます。

七久保駅の駅舎の改修についてです。

以前トイレの関係で、地域で説明会がありました。そのときにJRの計画としては七久保駅駅舎を今写真で紹介しているように小さな駅に改修するという話がありました。

それで、ちょっと私自身としては、この具体的な計画を知るのがそのとき初めてでしたので、周りの人がどういうふうに関心を持てるのかなってということで、いろいろインターネットを含めて調査——調査というか、アンケートをしてみました。

その前に、ちょっと共通認識としてどんな影響を考えているのかということですけども、JRの資料によりますと、2メートル掛ける4メートル、立って一生懸命入っても8人しか入れない駅舎の計画です。

それで、これを見て、これは実は高森町の下市田駅にある駅舎のタイプなんですけど

も、下市田駅っていうのは1日の平均乗客数っていうのは14人、乗客数ですから利用者は7人です、もちろん平均ですからね。

それに比べて七久保駅の駅舎は269人、人数にすると1日平均130人以上、これは通学生も含めて、通勤者も含めて、それから買物客も含めてっていうことです。桁違いに多いですね。

さらに、飯田線周辺の駅の乗車をもうちょっと調べてみました。そうすると、北からいきますと、田切は49人、それから飯島駅が419人、伊那本郷は69人、七久保は先ほど言いましたが269人、高遠原は35人、それで上片桐はちょっと多くなって569人というふうな数字になっています。

ちなみに、伊那市駅は1,791人、それから伊那北は1,822人ということです。大きな都市部っていうんか、伊那市とかと比べると飯島の駅っていうのは少ないんです。

しかし、今JRが考えている2メートル掛ける4メートルというのは、実に1日平均10人もいらっしやらない駅舎の想定をしています。

これは、右側は伊那本郷駅、左側は田切駅です。

これも、伊那本郷駅、意外に大きいなと思ったんですけども、待合室という範囲で見ると、ほぼ2メートル掛ける4メートルぐらいの床面積しかないぐらいの待合室です。それで、ここは、駅の構造上、駅の外から反対側のホームに行けないといけないので、いわゆる反対側のホームにも2メートル掛ける4メートルほどの駅舎が建っています。

それで、田切については、これは、ホームは1つですので、小さな駅舎が1つついています。そういう状況の駅舎を七久保駅についてJRは考えているということです。

ちなみに、じゃ利用者の方がどういう感想を持っているのかっていうことを聞いてみました。

ちょっと回答数は少ないんですけども、これはネット上で回答してもらったものです。駅前とか地域でチラシを配ってインターネットで回答してもらいました。

やっぱり7割の方がもっと大きな駅舎にしてほしいと、それで、非常にランダムなっていうんか、無差別なアンケートでしたので、当然、この程度の大きさでちょうどよいという方も、多分これはお一人だと思っんですけども、7.7%ありました。

次に具体的な声を聞いてきました。これは、インターネット上でもありましたが、それだけだとちょっと少ないので、地域を含めて訪問してお伺いしたり、電話がかかってきた声をまとめたものです。

それで、やっぱり具体的にあったのが、よく利用していると、それで風雨をしのぐ際に狭い、子ども連れで行くので広いほうが助かると、それから学生が通学の時間帯は込み合い駅で待っていることもあると、駅舎がこのサイズになるにせよ、それ以外にも雨が避けられる屋根が必要だと、それから中学生や高校生などは同じ時間帯に集中するので中に入り切れないことが多いと考えられる。

それで、これは、私も中高生が利用する7時～8時に駅前でいろいろカウントさせてもらうと、やっぱり1つの電車に10人以上待っているということがありました。

それから、これ、私は知らなかったんですけども、近くに工場があって、外国の方が

グループで利用される。外国の方は車の免許を持っていないもんですから、電車で買物に行かれます。それで、グループなので、五、六人で小さな駅舎に入れちゃうとほかの方が利用できなくなってしまうということをおっしゃっていました。

それから、当然ですけど、七久保の駅は寒暖差があり、冬は相当寒いと、体調を崩しかねないと、JRの利用者数にも影響が出る。つまり、駅舎が小さいと、お年寄りなんかそうかもしれませんけども、利用したくないというのが出てきます。

それから、これは聞いていてあったんですけども、飯田線はよく遅れると、実際に私が調査中にも遅れますというアナウンスが入ったりしていました。だから、当然、雨や雪の日でも待てるような建物が絶対に必要だということをおっしゃっていました。

それから、これはネット上のアンケートでもあったし、電話で直接回答された方も、飯田線の反対側の飯田方面のホームにもぜひ待合室が欲しいという声もありました。

こういう声を前提にして、町のほうの対応をお伺いします。

まず、この駅舎で利用者の安全が確保できるというふうに考えているのかどうか、まずそこから伺いしたいと思います。

〔宮下副町長登壇〕

副町長

宮下議員の質問に答えていきたいと思います。

安全が確保できるのかと、それを問われておりますけども、JR東海が提案している七久保駅の改築についてでございますけど、町の認識しているものは、今、議員がおっしゃられたとおりのイメージでございます、非常に小規模になるということでございます。

現在、JR東海的设计段階でありますので、詳細はこれからということになりますけれども、今までの経過を申し上げますと、令和6年からこの話は向こうのほうからございましたので、今、議員が言われたとおり、2メートル掛ける4メートルの駅舎っていうか、待合室でございますね、それから反対側のほうに囲うところはございませんので、そういうことも考えて、要望はずっと、町はしてきております。してきておりますが、JR東海の考えは変わってはおりません。

それで、安全性、何を安全性かっていうことになるとは思いますけども、冬場の関係、夏場の関係、雨が降ったとき、雪が降ったときということがあるのかなというふうに思いますが、中央道のバス停みたいところに何人か入っていると、外へ出て待っているというのも十分考えられます。

それで、七久保は寒いというふうにおっしゃいましたけども、確かに、寒いということも考慮して、囲いについても何度か要望は、私どももしてまいりました。そこを含めて、これからもJR東海に対しまして御要望はしていきたいというふうに考えております。

JR東海の判断の中では、安全性を担保しているというふうには、向こうは確認しているのではないかとこのように考えておりますけども、町としても、今申し上げましたとおり、もう一度、今御要望のあった点を再認識させていただいて、再度、御要望をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔宮下副町長降壇〕

宮下議員

J R 東海というのは、私が知っている限り、なかなか住民の要求は聞かないっていう体質を持っていることを様々なところでお伺いしています。

それで、町民の方に聞いても、幾ら言っても言うことを聞かないということで、諦め、仕方ないなとおっしゃる方が多いです。

しかし、ここは、ここからがやっぱり重要だと思います。J R 東海は駅舎一つ建て替えられなくて倒産するような会社なのかということを確認したいと思います。

J R 東海は非常に大きな会社です。膨大な利益を上げています。後で数字を言います。その利益を自社株買いということに使っています。自社株買いっていうのは、利用者の利便性じゃなくて株主の収益を上げるための行為です。利用者に利用してもらって得た収益を利用者に還元するのではなくて、株主に還元しようとしています。

それから、もう一つ、飯田線は赤字だと言う方がたくさんいらっしゃいます。それは当たり前です。1つの大きな会社の事業部門が、例えば開発部門が赤字だからといって開発部門をやめるのかと、そういうことはあり得ないことです。

それで、J R 東海っていうのは、これは公益企業です、もともとが。もちろん、株式会社の形態を取っていますから、収益は当然必要ですけども、でも、そこには歴史的な企業責任が当然伴います。郵便や電話会社が、飯島町はもうけが少ないから郵便を配達しません、荷物を配達しません、それで電話の回線はしませんということは言いません。実際、千人塚にも電話会社が新しいアンテナを建てています。公益企業というのはそんなもんなんです。

それで、ちょっと数字だけ確認します。

これは昨年度のJ R 東海のもうけです。4,584億円の黒字決算、売上げは1.8兆円です。それから、この間、コロナ以降、すごくお客が増えて、それも高級なお客が増えていきます。グリーン車の利用が非常に増えています。お客単価で2倍から3倍になっていると、グリーン車がいつも満杯というのがJ R 東海の東海道新幹線の特徴です。

それから、今年4月30日に、これまで1,000億円をかけて自社株買いって言っていたのを、これだけもうかったから、もう100億円積んで1,100億円かけると、せめてこの100億円は利用者のために利用すべきだというのが当たりの考えではないかということ的前提にして次の質問をさせてもらいます。

先ほど副町長もおっしゃっていましたが、やはりJ R 東海っていうのは大きな会社ですので、図体の割には、実際に耳は小さいです。だから、利用者が大きな声を上げないとなかなか改善っていうのは進みません。

そういう意味で、再度の質問になりますが、どういう交渉を予定されているんでしょうか。

副町長

先ほども申しあげましたように、現在までの協議も、先ほど申したようにやってきている部分もございます。

それですけれども、駅の利用者、地域の皆様の安全・安心と生活の質の向上のため、

これからも協議を続けていきたいというふうに思っております。引き続き駅舎の改善や駅利用者の利便性の確保を図る施策を進めるとともに、J R 東海との協議を通じて適切に対応してまいります。

ただし、我々としても、今までも何回か交渉はしてきております。それで、感触は、大体、今、議員さんがおっしゃったとおりでございます。そういうような関係で、耳は小さいっておっしゃいましたけども、いろいろな面で要望事項を聞いていただけない場面は結構ございます。

それで、住民の皆さんの意見もそうでございますが、町として言ったとしても、そういう部分が結構あるということは私もずっと感じてきておりますので、それを踏まえてまた交渉させていただきたいと思っております。

以上でございます。

宮下議員

ぜひ頑張ってもらいたいと思っておりますが、改めて、ちょっと確認をさせていただきます。

飯田線っていうのはそもそもどういう線路かということです。これはJ R 東海が自費で造った線路ではありません。飯島の、伊那谷の住民が金も人手もかけて、何年もかけて開通してきたものです。

そして、戦争中、これを国策として国鉄にしました。その後、戦後、国鉄が引き継いだわけですが、それを1987年、それをごっそりJ R 東海が株式会社として引き受けました。

それで、当然、伊那谷住民の造った財産を今後も守り続ける義務があるんですけども、残念ながら、当時の分割民営化のときにはそういう責任を負わずに分割民営化されてしまいました。

それで、先ほど副町長もおっしゃいましたが、相手はなかなか聞く耳を持たない人たちです。それで、そういう人たちにぜひ聞いてもらうためには聞いてもらう場をつくる必要があると思っております。これは、だからJ R 東海に対して住民説明会を開いてほしいということを求めてほしいと思っております。

これは、やっぱり自治体が言うのと議員個人が言うのとは当然違いますし、やっぱり自治体が正面切ってそういうことを要求すると。

それで、ある意味、また、飯島町だけでは足りないんだったら、上伊那、伊那谷、飯田線全線の町を合わせ交渉していくことも重要だと思います。

もちろん、自治体は運動体ではないですので、いろいろありますが、でも運動体が後押しできるプレーをぜひお願いしていきたいと思っております。

答弁をお願いします。

副町長

住民説明会についてでございますけども、計画の透明性を確保したり、駅利用者、周辺の住民の皆様の不安を払拭するために必要なことと考えております。

現状までの協議の中で説明会を開催していただきたい旨は伝えてきております。J R 東海としては、現時点では開催しないという方針であるようでございます。

ですが、今おっしゃられたことも踏まえまして、地域住民の皆様のお声を大切にしながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

宮下議員

J Rはなかなか住民説明会を開きません。開くといろいろうっとうしいからです。それくらい嫌なんです、住民の声を聞くのは。でも、やっぱりそれは、やっぱりみんなの声で、ぜひ聞いてもらって、暮らしやすい伊那谷をつくっていくという点で、やっぱり力を合わせて、小さな耳にしっかり大きな声を届けていくような取組を自治体を含めてしていきたいと思っております。

それで、次の質問に移ります。

次は今の物価高のことについてお伺いします。

確かに今はガソリン代が少し値下がってきました。そして、国でも、いろいろ問題ありますが、一応、物価対策ということで補正予算を組もうとしています。

しかし、今、この冬、この冬には、これは間に合いません。前回もそうでした。去年も、補正予算が通ってから、実際に住民の元に入るのは3月を過ぎていました。

そういう意味で、今、町として、この物価高、特に、ここにも書きましたが、年金生活者とか、生活保護者など、本当に大変な暮らしをしています。

生活保護を受給されている方は、本当に——1週間前、食べ物がないっていう相談があったんです。それで、もう、あとは闇金に金を借りるしかない、とともかく、それは待ってくれということ、食料だけは何とか確保したんですけども、本当に、今、生活保護の方が商店に行ってもなかなか必要なものを買えないというぐらい物価高です。

そういう意味で、町として緊急な対策っていうのは検討しているのか。

そして、実は、辰野町では特別交付金という制度を利用して灯油券、ガソリン券をも配布しています。これも、飯島町は昔やっていました。同じ制度です。

これは現在も国の制度として残っています。これは、何年か前に国会議員に確認したときに、残っているんで使えるということも確認しています。

そういうことを含めて、どんな対策を検討されているのか、ぜひ町長、答弁をお願いします。

町 長

物価高対策の関係ですけれども、非常に厳しい生活をされている方、先日も多重債務者の報道がありましたけれども、やはり、今は簡単にクレジットカードでいろいろ買ってしまうので、そういった負債が増えていく方も増えておりますし、実際に今例として挙げさせていただいたように明日食べるものがないという方もいらっしゃるということはお聞きしているところであります。

まず、令和7年の国の経済対策ですけれども、11月21日に閣議決定されたことは報道されたと思いますけれども、強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これにつきまして物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため拡充する旨が盛り込まれておりました。

同日、高市内閣総理大臣の会見におきましては、同交付金の予算規模を2兆円とする——2兆円以上になっておりますけれども、すること、また同交付金を活用した物価高対策の早期執行に向けた準備を地方公共団体に進めたいという発言があったところでございます。

11月28日には補正予算が閣議決定されたところでございます。今後の経済対策におきまして対策の早期執行が挙げられた趣旨を踏まえまして、交付金を活用した物価高対策について早期執行に向けた検討を進めるよう周知もあつたところであります。

議員の御質問の町単独の物価高騰対策の早急な実施をという点でありますけれども、町は、政府の補正予算の動向を踏まえつつ、地域の実情最優先に考え、独自の支援を迅速に実施する方針ですけれども、具体的には、現在、各課でその対策について検討している段階であります。

近隣では、今、辰野のお話もありましたけれども、プレミアム商品券ということで、昨年の経済対策の交付金を利用してプレミアム商品券を発行した団体もあります。それらも含めまして検討してまいりたいと思います。

宮下議員 年末はもうすぐなんですよ。それで、今困っているんです。

それで、これは昨年度の経験を含めて、国の予算待ちでは年度を挟んで3月4月になってしまうということは経験則ではっきりしています。これは、幾ら地方自治体で頑張っても、そういうシステム、制度ですから、だからこそ、独自の緊急対策、これをしっかり検討して手を打つということが重要だと思います。

独自の緊急対策の重要性についての認識を再度お聞かせください。

町長 言われましたとおり、早急な対策は必要だと思っておりますけれども、やはり対策をしていくには原資が必要でありますので、それを国の交付金に求めていくということでもあります。

町単独として進めていけばいいんですけれども、単独で進める場合にもいろいろな手続がございます、やはり時間がかかってしまうということですので、国の交付金を頂きながら重点的にしっかりと手当ができるような仕組みをつくってまいりたいと思います。

宮下議員 その辺では、辰野はしっかり事前に準備して、もうこれは、灯油券っていうのは配布しているとおっしゃりました。

そして、これはもちろん、形としては単独ですけども、地方特別交付金として来年度に改めてその半額が国費から来ると、全額が自治体の金ではなくて、国の支援を受けた制度です。つまり、こういう制度は探していけばなんだかんだ残っているんです。そういう意味で、辰野町のそういうのにも学びながら、現在ある制度、これまであつた制度で何ができるのか、こういう研究っていうのはもっとやっていただきたいと思っております。っていうことを要望して、次に質問に入ります。

前回、外国籍の住民のテーマでいろいろ質問させてもらいまして、その中で、ちょっと私の時間配分の不手際で全く聞けなかったことがあります。それを改めて教育長にお伺いします。

それで、私が、前回、外国籍の方の話を聞いていると、やっぱり子育てが大変だという声が異口同音にありました。

特に乳児を育てるというのは、日本の家庭でもそうですが、外国籍の方の場合は保育所と保育士とのコミュニケーションが取れないと。それで、毎日、保育園から届く連絡

帳ですか、連絡帳は何とか周りの人に読んでもらっても、自分で子どもの様子を書き込めないというので非常に悩まれているという話も聞きました。

全く個別の話ですから、なかなか一般論としては答弁しにくいと思いますが、こういう事態の認識と対応っていうのはどういうふうを考えているかっていうことをお伺いします。

教育次長

外国籍の保護者への対応についてお答え申し上げます。

乳幼児を育てる保護者へは、保健師や保育園などの情報などにより、国籍に関係なく、全ての乳幼児の保護者に対し可能な限り様々な育児支援を行っている状況でございます。

特に外国籍の保護者の皆さんについては、既に日本語を学んでいる方が多いことから、比較的対応がスムーズにできる場面が多い状況でございます。

また、コミュニケーションに苦慮する場合には、通訳の方をお願いしたり翻訳アプリを利用したりしながら現在は対応を行っている状況でございます。

宮下議員

そういう意味では、やっぱり外国籍の方っていうのはコミュニケーションに時間がかかります。それで、もちろん、保育所の送り迎えっていうのは保護者としていつも忙しくて、なかなか保育園の方とゆっくり話ができないという悩みは、それは日本人でも、私も子育てでありました。

そこは、やっぱり園のほうでもじっくり時間を取って、アプリを使うか、何しようか、それはあらゆるものを使いながらしっかり対応するというのを意識しないと、やっぱり大変なことになると思いますので、そこはぜひよろしくお願いします。

それと関連して、保育園に通っていた子どもたちが学校に行き出したときの話です。

これも実際に飯島小学校で見学させてもらいました。実にやっぱり丁寧に対応されていると思います。

それで、その上で、ここでちょっと私の問題意識は、そうやって子どもたちは日本語がしゃべれるし、日本語もいけると。しかし、そのお父さんお母さんっていうんか、保護者は、なかなか、そう自由闊達には日本語はしゃべれないと。もちろん仕事ではしゃべるんですけども、やっぱり日常会話とか仕事の業務上の会話以上で、やはり親子の会話っていうのが非常に不十分な場合があると。

飯島町で具体的に散見されているわけではないですが、やはり親子のコミュニケーションがなかなか取りづらいついていう外国籍の御家庭っていうのはあるようで、いろんな支援団体でもテーマになっているようですが、飯島町としてこういう保護者や児童の状況を把握して具体的な対策っていうのは行っているんでしょうか。

教育長

外国籍の児童生徒、保護者への対策ということで、お伺いしました。

外国籍児童の中には、日本語での学習に支障はないものの、保護者が日本語を十分に理解できないために困難を抱えている家庭もあることは承知しております。

本町においては、現在、大きな問題になるような困難を抱えている家庭はないというのが実情でありますけれども、学校においては、入学時や面談、訪問等を通して保護者の日本語の理解状況を把握し、必要に応じて通知文の翻訳や通訳の配置、ICT翻訳ツールの活用等で支援をしているところであります。

また、一緒の会社で勤務されている方で日本語が堪能な方もおり、その方の協力について許可をいただけるよう会社に対してお願いしていく予定であります。

また、町内の地球人ネットワークの皆さんの力もお借りするなどの対応により、外国籍児童生徒の保護者の皆さんが学校と連携して安心して生活し、子どもの学びや生活を共に支えられるよう努めてまいりたいと思っています。

しかしながら、外国人労働者の方々の町への定住が増え、その方のお子さんも増えていくことも想定しながら状況把握に努めるとともに、少しずつ準備を進めていく必要があると考えておるところであります。

宮下議員　　そういうことで、本当に十分に把握してほしいんですけども、そこで、私が現場で聞いた話で重要だなと思ったのが、母国語で親子の会話を小さいときからしっかりしてもらおうと。

どうしても、日本に住んでいると親子も日本語でしゃべれみたいな感じで、そういう圧力的なものがかかることがあるかもしれないけども、そうじゃなくて、親子ってというのは、しっかりと母国語を含めて、つまり、お母さん、子どもが安心して語れるようなこと、だから、家庭内の母国語での会話もしっかり大切にしなきゃいけないということ、を専門家の方からお伺いして、あ、なるほどと思って、なかなか、これは日本語をしゃべってほしいという側からするとちょっと盲点のようなんですけども。

それで、これはこれからちょっと質問する不登校の話にも入っていくんですけども、やはり不登校を起こさせないっていうことで、その前提として、しっかりした親子関係というのができているかどうかというのは——不登校の原因は様々あるから一概には言えないですけど、不登校を起こしにくい子どもという意味で言うならば、安心した親子関係っていうのは絶対に重要になるんで、そこはぜひしっかりと目を配って対応してもらいたいと思います。

それから、もう一つあるのは、外国籍の保護者の方が日本の教育制度についてあまり具体的にリアルに御存じないと、高校進学とか就職とか、そういう話が。そういうことはもちろん対応させているとは思いますが、そういうことを含めて、やっぱり子どもが安心して周りの大人に相談するという意味でも重要だと思いますので、そういうことをぜひやってもらいたいと思います。

ということで、次の質問に入ります。(片桐教育長「答弁はよろしいですか」と呼ぶ)

宮下議員　　あ、そう……。はい。

教育長　　今の母国語での会話っていうお話で、私も子どもが大きくなってくれば保護者に対して逆に通訳ができるっていうふうに安易に考えていましたけれども、どうも、やっぱり子どもたちは環境が変わったところに対して順応していつてしまって、逆に母国語を忘れてしまって日本語しか話せないっていう課題も生まれてきているっていうのをこの間ちょっとお伺いして、そんなこともあったので、その辺のところはこれから一つの課題になるのかなっていうふうに思っております。

議　　長　　いいですね。

宮下議員　　そのことと関連して次の質問に入ります。

不登校の問題について、ちょっとこれは一般的な話ですので、ちょっと具体的な答弁は難しい問題があると思います。その前提で質問させていただきます。

ちょっと赤と青のグラフを出しました。何のグラフか、見にくいと思いますが、青は不登校の増加状況、赤は学校の先生の精神疾患による休職教員の数です。

こういうグラフっていうのは、ぱっと見て、相関関係はどうかっていうのはいろいろあるんですが、単純に相関関係があるだろということは私も言いません。しかし、どちらも右肩上がりだということは、まず確認したいと思います。

その上で、不登校対策ですけども、これはちょっと一般論で言います。

今、不登校の児童生徒が増え続けています。それで、原因は様々あり、不登校児・生徒対策は、文科省、それから県の教育委員会、県を含めて、もちろん、当然町もそうですけども、取り組んでいます。

しかし、私がここで問題提起したのは、なぜ不登校が起こるのかの原因究明、これが、やっぱり、少なくとも文科省はあまり真剣でないというのは思っております。

そのカリキュラムの編成、それから授業の仕方のシステム、そういう根本的な検討とか対策が必要になっているんだけど、そこには踏み込まないというのが今の……。その代わり、不登校児、学校に来なくなった子どもに対してどうするかということは、ちゃんと勉強を教えなさいとか、不登校でも単位は与えろとか、そういうことは進んでいるんですけども、なかなか原因についてどう対応するかっていうのは進んでいません。

それで、今回はその原因論について、ちょっと小学校1年生に問題について考えていきたいと思います。小1プロブレムという問題について論議していきたいと思います。

これは、もちろん専門家の方は御存じだと思うんで、釈迦に説法を前提で説明しますが、幼稚園や保育園から小学校に上がった際、子どもたちが小学校での授業や生活になじめず問題行動を継続的に起こしてしまう状況を小1プロブレムとって、教育界ではそういうことに関心を持っています。

それで、問題行動の中身ですけども、先生の話や指示を聞くことができない、集団行動を取れない、授業中、席についてられない、様々な問題があると。

それで、やっぱり保育園、幼稚園から小学校になれば、遊び中心から勉強中心、集団生活、集団行動が求められると、自立的な行動が求められ、1クラス的人数が減るなど大きな変化が起こっていくということで、こういう急激な環境の変化で、子どもたちが学校生活に適応するまでには時間がかかります。

それで、もちろん、それぞれの小学校、それから担任の先生は対応されているんですけども、その中で、ここがちょっと問題なんですけど、これは私の子育ての反省でもあるんですけども、保護者から子どもにもう1年生だから、1年生にもなってなどと言ってせき立てる言葉、一方的な指示をすると、それは子どもにとって非常にストレスだと。

これは単にしつけが不十分という問題じゃなくて、子どもは学校でストレスがかかっているのに、それに家庭でもストレスをかけてしまうというようなことが、要は不登校の遠因、直接ではないかもしれないけども、学校になじめないということをつくり上げる一つの原因になっていると思います。

それで、子どものストレスを軽減させるには、保護者が子どもの話を聞く、共感する、考える、励ますという共感的な会話が重要だということは専門家も言っています。

その上で、学校の制度として聞きたいのが、1つは保育園と小学校の連携、これは各地で実践されておられると思うんですけども、飯島の場合、保育園と小学校の連携ってというのはどういうふうにやっておられるかっていうことをまず伺います。

教育長

今、宮下議員がお話ししていただいた内容は、いわゆる小1プロブレムと呼ばれる、そういう内容のものかなと思います。

ただし、このような子どもたちの状態が学校の形になじめないからだけとは言い切れず、子どもの持つ特性部分もあるんだということは付け加えさせていただきます。

そのような状況に対しての取組として、年2回の保小連絡会において保育園の先生が学校の先生方に個々の子どもたちの性格や行動特性やこだわり等の課題やその子の持つよさについて伝え、事前に情報交換を行い、学校生活においてどのように対応したらいいのか、どのような支援が必要なのかなど、具体的な対応について検討していくことにつながっております。

また、学校の先生方が新入生の保育園での活動の様子を参観し、事前に子どもの姿を把握することにも努めているところであります。

昨年度、七久保小学校と七久保保育園では、小学校1年生と保育園の年長児が学校での生活科授業で川遊びを一緒に行い、学校での学習の楽しさを経験する機会を持つことも行ったところであります。

このような形も含め、保小連携をさらに進めていく必要があるのだと思われま

す。さらに、保育園では遊びから遊び込むという学びの実現に向けて取り組むこと、また学校においては、今までの座って学ぶのが学習であるという固定化された授業感から抜け出し、子どもが学ぶとはどういうことなのかを考え、取り組んでいく必要があると思われま

す。最後に付け加えさせていただくならば、子どもが小学校になって困らないようにして上げることが私たち大人の役目ではなく、困ったことを乗り越えていく力となる保育園での遊びの充実、時を忘れて夢中になって遊ぶ姿を実現させることこそ小学校における学びの土台となり、将来における生きる力を育むということにつながっていくのではないかと私は思っております。

宮下議員

そのとおりだと思うんですが、その上であえて質問します。

先日、私、飯島の教育委員会が主催された、あれは保育士の勉強会ですか、を見学させてもらいました。本当にびっくりしました。

まず保育士さんが本当に真剣に研究されているということ、それからその実践、本当に、こうしろああしろって言うんじゃないなくて、例えば芋掘りでも、ただ芋を掘って食べるって言うだけじゃなくて、そこからどういうふう to 子どもの興味を引き出すのかとか、そういうところとかを非常に研究されているし、同じ遊びでも、みんなが一斉に遊ぶだけじゃなくて、遊びに参加できない子どもをしっかり観察して、それでその子の願いを引き出しているような保育をしていくと、そういう子どもに沿った実践っていうのを本当

に頑張っておられるなということを勉強させていただきました。

その上で、今の小学校っていうのは、先ほど教育長も言われたように、いろいろ、座学だけが勉強じゃないということでやっておられるんですけども、やはりそこには評価が伴うっていうことが今非常に大きな課題になっているんじゃないかと思います。

それで、最後の質問です。

これが不登校対策かっていうと、ストレートではないんですけども、成績表を出さないという学校がじわじわと増えてきています。

伊那小は、昔から、もう70年ぐらいになるっていうんですか、成績表は出してないって、やっていますが、それで続いているということですから、何か続けることができる理由があると思います。

それは、やっぱり成績表っていうのは、どうしてもできるかできないか、周りの子と比べてどうなんだ、できる、できない、周りとの競争、これがどうしても関心になって、とりわけ親にとっては重要な関心になっちゃいます。

親が、そういう、自分の子どもはできるかできないか、お隣の子ども、周りの子どもと、どれだけできるかできないか、そういう固定概念というのか、これまでの固定概念、子どもに相してじゃなくて、私の言葉で言えば競争主義、管理主義で育ってきた親の範囲で子どもを見てしまう一つの原因になっているんじゃないかと思います。

そういう意味で、各地で成績表をせめて1・2年生はやめようというのが広がっているというのがあります。

そういうことで、飯島の教育としてそういうことをどういうふうに見ているかということで、実に一般的な質問で申し訳ないんですけども、それをお伺いします。

いわゆる通知表に関わるお話かと思います。

通知表については各学校長の責任において作っていくということでもあります。

御指摘のように、伊那小学校では通知表がないっていうことは、私も伊那小学校の保護者であったときがありますので承知していますし、美濃市や掛川市における通知表の廃止については報道から承知しているところであります。

それで、低学年のうちから成績がつき、評価され、今御指摘のように比べてしまうことでできるできないという基準が設定されてしまい、できない子どもの学習意欲が下がってしまい、できない子どものその後の学習に向かう気持ちが薄れ、できないから学校が面白くない、その結果として学校に行きたくないという、そのような構図を想定した不登校に対する対応策なのだと考えております。

この対応の効果については、私自身も興味のあるところではありますが、率直に意見を言わせていただけるならば、低学年でいいのかという単純な疑問を私は持っております。高学年になって今までの通知表の形で評価されるならば、何ら変わりはなく、根本からの不登校対策にはならないのではないかと考えております。

通知表がなくなれば、子どもたちの学習意欲が高まり、学校生活への希望が持て、不登校が減るといった構図に単純には至らないのではないかと考えております。

しかしながら、今の飯島町の小中学校の通知表の形が望ましい形だとは考えておりま

せん。そのために、来年度一年間をかけ、各学校の先生方の御意見を取り入れながら通知表について検討していきたいと考えておるところであります。

いずれにしても、通知表のあるなしに関わらず、どのような形での評価が子どもたちの学習意欲を高め、学校への希望を育み、自己肯定感につながっていくのか、保護者の皆さんが子どもたちに今について理解し、保護者としての励みにつながるのか、そして先生方もその子の成長を改めて感じ、これからの取組の励みになるのか、そんなことを検討しながら、改めて子どもたちへの評価の在り方について検討していかなければならないと考えております。

議 長 時間です。

宮下議員 最後になりました。

そういう取組の場合、親、保護者の賛同が実に重要だと思います。ほかの学校の実践でも結構保護者の抵抗が大きかったというのを聞いております。そういう意味で……

議 長 時間です。

宮下議員 はい。

で、ことをお願いして、質問を終わります。

[宮下議員復席]

議 長 ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後1時30分とします。休憩。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時30分

議 長 会議を再開いたします。

休憩前に続き一般質問を行います。見てお分かりのとおり、午前中は参加しておりましたが、池上明議員、ちょっと体調不良ということで早退の届出がありましたので、これを許可しました。

そういうことで、ちょっと寂しいわけですが、これから午後の一般質問に入ります。

2番 坂本紀子議員。

[坂本議員質問席へ移動]

2番

坂本議員 それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は2つのテーマで尋ねていきます。最初は高齢化に伴う自治会の様々な問題に迅速に対応しているのか、2つ目のテーマは環境美化のための定期的なパトロールをしているのかについてであります。

まず1の10年先を見据えた自治会の高齢化に伴う様々な問題に対して町の対応を尋ねます。

町が今年に入ってつくった人口ビジョン改訂版から見ると、2003年から2024年——令和6年に約1,900人余りの人口が減少していますが、世帯数は増えています。その中

で特に単身世帯が増えております。

2025年7月現在、人口8,476人で、年少人口——0歳～14歳が809人、9.5%となり、生産人口の15歳～64歳4,352人が51.3%となっております。それに伴い、高齢人口、これは高齢化率になるわけですが、65歳以上3,315人、39.1%となっております。

10年後の人口は7,589人、年少人口9.3%、生産人口が50.5%、高齢人口が予想では40.2%となります。

地区別で見ると、飯島区は下げ止まりで、田切・本郷地区は長期的な減少が続いています。そして七久保区も減少傾向にあります。

また、高齢者福祉計画の中での令和5年の高齢者の独り暮らしは、世帯数は635世帯で18.7%となっていて、この数は減ることはなく、増えていく傾向にあります。その中で、生産人口の中で独り暮らしの方々も増えています。

以前から何度か一般質問で自治会改革について提言してきましたが、自治会の改革は各自治会独自の対応に任せるとする町の消極的な態度でありました。

しかし、幾つかの自治会から高齢化により町から頼まれる民生委員や安協の仕事などの人選ができないと意見があり、自治組織あり方検討委員会を立ち上げ、2年後には自治会の負担軽減を進める予定であるということです。こういった方針の下に進めていくのか、アンケートの内容や方法を見るに、不安が立ち上がってきます。

1-1であります。

住民に向けて自治組織の在り方に対するアンケートが始まりましたが、年齢記入と性別の記入はないが、どうしてつくらなかったのか、何を目的にこのアンケートをつくったのかをお尋ねいたします。

町 長 発言者はマスクの着用をお願いします。

議 長 すみません。マスクを着用してもらって、喉がくっつくようだった水を飲んでいいで。

坂本議員 はい。

[唐澤町長登壇]

町 長 10年先を見据えた自治会の在り方、これは、私の公約の中でも自治会の在り方について早急に検討委員会を立ち上げて検討するという事を申し上げてきたところです。

残念ながら、ちょっといろいろな状況の中で今回に及んでしまったということですが、実際には、去年から自治会の検討委員会を立ち上げた駒ヶ根市、それから南箕輪に調査に赴いて状況を確認しているところであります。

私も駒ヶ根市のフォーラム等に参加しまして、実際にどのような議論がされているか、そういったところを研究してきたところでございます。

先ほど現状の人数をおっしゃいましたが、8,779人だと思いますけれども……。さっき46人と言っていました。(坂本議員「すみません」と呼ぶ)だと思います。ちょっとこの間、この2か月で40人減ってしまったんで、非常に危機感を持っているところであります。

町も70周年を迎えるわけですが、70年前は1万1,700人、ちょうど合併したときに飯島が8,700人で七久保が3,700人くらいですか、あ、だから1万1,400人です

か、くらいだったんですけども、それから行くと、外国人を引きますと本当に 3,000 人くらい減っているということになります。

町では、自治組織のあり方検討委員会を立ち上げまして、現在、自治会に対するアンケートを実施しているところでございます。

このアンケートの目的は、地域活動の現実と課題を明らかにし、町内の優れた取組も把握して共有することで地域の課題解決の糸口とすることを目的としております。

実際にいろいろな皆さんのお声を聞きながら対応していくということでもありますけれども、この後、後段にも出てくる人数の小規模な自治組織からの要望もございまして、ですけども、町からのいろいろな人員の要望に対しては応えられないけれど、住民自治として自治組織はきちんと運営していきたいと、そういうお話をいただいているところであります。アンケートにつきましての詳細は担当課長より申し上げます。

[唐澤町長降壇]

企画政策課長

それではアンケートにつきましてでございますけれども、当アンケートにつきましては自治会を調査対象として実施しているところでございます。

当アンケートを自治会長の皆様に御協力をお願いしたときに、多くの方の意見を聞いて答えたいというような申出もございまして、自治会加入世帯の皆様にアンケート調査の一部の項目について御協力をお願いしているものとなっております。

御質問の意見につきましては、アンケート調査票は自治会内での配布と回収をお願いする方式としております。ウェブの回答も可能としておりますけれども、紙による回答のプライバシー保護の観点から、匿名性を高めること、またこのことで率直な御意見を記入していただくことや回答率を高めたいという観点を最優先とし、現状お願いしている形としたところでございます。

アンケート調査の方法につきましては、結果を検証し、必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。

坂本議員

今のお話だと無記名にしたというのは回答率を高めたいというお話だったんですけども、住民の方からは、女性の方は、自治会に関しての知識的なことはいつも御主人が出ていたので自分は分からないと、これはとても難しいと言われました。

それに、また、これは自治会加入の方だけによったアンケートということで理解はしました。

あと、問題は、自治会に入っているっていても同一敷地内で別棟を建てている若い方の意見っていうのはここからはちょっと吸い上げられないと私は思っていますけれども、そういう点は、これら先のアンケートを集約した中でどのように考えているのか、その点はどうなんでしょうか。

企画政策課長

自治組織あり方検討委員会での結果を受けまして御説明させていただきながら検討いただくような形のものになりますけれども、その議論の中でそういった形の御意見があれば、そちらのほうも検討してまいりたいというふうに考えております。

坂本議員

自治組織在り方の中で考えているということだったんですが、それでは1—2に行きます。

アンケートでは、自治会活動が活発であることをよしとする前提の項目はあるが、参加したくない方の意見を聞く欄はなかったということで、これでは——これ、自治会未加入者と言ってありますが、自治会に入っている、自治会の中にいろんな役があるわけですけど、仕事をやりながらそれを受けていく、何ていうか、そういう気持ちがない方もいらっしゃる。そういう方の意見はどうやって分かっていくのでしょうか。

みんなが自治会を——確かに、もちろん、ないより、ずっと長年やってきたので、それを活発化していくっていう見解も必要ですけど、活発化していく中に、年齢的にも様々な人が加入していくとなると、やはりやりたくない人の意見もすごく重要なポイントだと思います。

その方たちが例えば若い世代であれば次の自治会運営を担っていく人たちになるわけですけども、その点は、アンケートは活発にしようという観点のみだったんですけど、その点はどうなのでしょう。

企画政策課長 そういった御意見もあろうかというふうに思っているところでございます。

今回のアンケート調査につきましては、10月の議会全員協議会でいただいた御意見を自治組織あり方検討委員会におきまして説明した上で御審議いただきまして実施しているところでございます。

自治組織に未加入の方や町内にお住いの外国人の方の御意向、それから、今、議員がおっしゃられた、そういった方の御意向も大事な御意見でございますので、今回のアンケート結果や今後の自治組織あり方検討委員会の議論を踏まえて検討してまいりたいと思います。

坂本議員 それでは1—3に行きます。

南箕輪村では、現在の村長が立候補したときに、各地区——地区というのは、あそこは1段階の組織になっていて、区があつて、その下が組に分かれていてっていうんで、うち——飯島町は自治会があつて、その上に区という組織に、二段構造にはなっておりません。そういう中で、各区を選挙になるということで回ったら、その中で自治会改革をしてほしいという声が多かったという中で、自治会改革がマニフェストの一つになったと聞いております。

10年先の自治会の担い手は40代ということで、1つは当町でやってただけか、ぜひそれを聞いていただきたいんですけども、40代の方々に無記名でアンケート集約し、その内容は公表しないという条件をつけて率直な意見を尋ねたと聞いています。

当町も、こういった隠れた意見、それを吸い上げるべきだと思いますが、その点はどうでしょうか。

企画政策課長 将来の担い手の皆様、方々、南箕輪村では、40代の皆さんっていうことでターゲットを絞ってといいますか、年代を絞って意見をお聞きしたということでございます。

どの年代がよいかというのはいろんな御意見があらうかと思っておりますので、こちらも、大変申し訳ありませんけども、自治組織あり方検討委員会の議論の中でそういった御意見が出てくれば、その手法も併せて検討してまいりたいと思っております。

坂本委員 自治組織あり方検討委員会からそういう意見が出てくればやるという、何となくそこ

ら辺も消極的な感じがしますけれど、南箕輪、駒ヶ根市も、今現在、自治会の改革のために住民の地区をそれぞれ回ったりしていて、活発に動いておりますけれども、やるのならもっと積極的な姿勢が欲しいと思います。

1—4です。

南箕輪村では3年計画の1年目に行政側が、区——飯島町でいうと自治会なんですけれど、それへの審議会とか委員会の出席依頼を減らし、広報は外部委託で全世帯へ配布しています。今後、これはデジタル化の方向でと決定されています。

南箕輪村では、区が飯島町の自治会と同じ役割に先ほどから言っていますようになっていて、12区あり、区の中に組が幾つもあるという形で組長がいる形となっていて、その中で自治会運営がされております。だから、区によってはすごく少数な区もあるそうです。

しかし、それは、もともと南箕輪村が農村地帯から現在の形を形づくってきたので、新しい方たちが住んでいる地区と古い従来の方たちが住んでいる地区の差はおのずと出てきております。

南箕輪村では、2年目には持続可能な自治会検討委員会をつくり、職員、有識者を加え、加入金や自治会費、役員の成り手不足、イベント活動、加入や脱会の問題などを小冊子にまとめて公表し、全世帯へ配布しています。

それで、南箕輪村の公表、情報公開しているという過程において、会議でどんな内容をやったのかを全部インターネットで公表している、1回目の会議はこんなことをやった、それで2回目はどういうふうにやったっていうのを全部公表しているわけです。なので、住民の方たちは、それを見ればインターネット上で閲覧できるという形になっております。

3年目の南箕輪の課題としては、外部団体からの委託を検討し、その中の交通安全協会女性部は廃止しています。

現在、当町では本郷第3自治会から町長へ陳情が出されていますが、本郷自治会は世帯数が少なく、高齢者が多いため、特に民生委員、農業委員、公民館主事の選出が難しいと聞いています。これは行政内部での改革事項だと思われませんが、その点はどのように考えているのでしょうか。

早急な、人数の問題とか、選出を自治会に——本郷の今言った民生委員の選出の仕方は、何か回り番という、農業委員も回り番となっていて、本郷は6つの自治会があるんですけど、それをぐるぐる回って行って選出していくということが、現在はそうなっているみたいです。

以前はそうではなく、6つの自治会の中で選出できるところは選出して、こういうふうに出してきたと言っておりますが、ここ数年でそういうふうになってきたんですが、この数年、やっぱり本郷第3自治会にとっては、やっぱり高齢化が進んでいるのと、65歳でも働いている方たちが多いということで、すごく選出に対して苦渋しているという意見を伺っています。

町としては今後これをどういった順序で改善していくのか、数の問題なのか、内容の

町 長 問題なのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

南箕輪の検討委員会の状況をお話いただきましたけれども、駒ヶ根市も同様に全ての会議の情報公開をしております。ホームページに掲載していますので、自分もそれを確認しておりますけれども、当然のことながら、ここで出された意見は町としても情報公開していくということが基本かと思えます。

また、本3自治会の話が出ましたけれども、やはり大変だからといって定数を減らせばいいということでもないと思えます。これは、今の国会で定数削減の問題が取り沙汰されていますけれども、やっぱり住民の皆さんのいろいろな声を町に寄せていただくという意味では、農業委員も民生委員もそれぞれ大変な役割を持っております。

ただ、その選出の方法が一律的であるというようなことも考えられますので、それらについてはしっかりとあり方検討委員会の中でも研究していきたいと思っております。

町の自治組織の負担軽減に向けてのここ数年の取組を申し上げますと、平成30年から町の内部で見直しできることがあれば調整できる部分を優先して取り組んできたところでもあります。

いろいろな課題、毎年、自治会の皆さんから課題を挙げていただいて、どういう課題があるかっていう一覧を作成して、それぞれの自治会の役員の皆さんにフォードバックしているところでもあります。そういった内部調整をしながらやってきたところもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

負担軽減の取組につきましては5つの項目を掲げて進めてきています。まず組織の統廃合や見直し、各種委員等の選出区分、充て職の見直し、会議等への出役回数の削減、事務手続の簡素化、上部や外部団体への負担軽減の働きかけなどを行ってきているところがございます。削減や廃止などが可能になったところから取組を進め、実現できたものもがございます。

こういった形で負担軽減がある程度進み、現状となっているところでもありますけれども、先ほど来のお話もありますので、さらに検討を重ねていく必要があるかと思えます。

人口減少や少子高齢化が進む中であって、持続可能な自治組織とするため継続して取り組んでいかなければならないところがございます。

自治組織あり方検討委員会を立ち上げ検討を始めたところがございますが、委員会の議論を待たず、負担軽減できることがあれば早急に実施していく方針でございます。御理解と御協力を願ひしたいと思います。

坂本議員 今でも各自治会に担当職員が一人ずつ配置されていると思うんですけど、その方たちは一体何をなさっているんでしょうか。

自治会に入っているというか、担当になっている方の意識で違うのかもしれないんですけど、住民の方たちからは、それが見えないと、アンケートをするくらいだったら、そういう方たちを各自治会に配属しているんだから、その方たちに、自治会の特徴とか、そういうのを聞くべきなのではないかという住民の意見もあります。現在、そういうことは考えないで即アンケートに移ったというのはどうしてなのでしょう。

議 長 坂本議員。今の件は問いにないんですけど……

坂本議員

関連となりますけど……。

担当者は何をしているか、すぐに答えられなければ……。

議 長

答えられますか、何をしておるかって……。よろしいですか。

企画政策課長

自治会担当職員の話です。

各自治会に1人っていうことですが、2～3人、それぞれ自治会の規模にもよりますが、割当てをさせていただいておまして、配置をしているところでございます。

自治会担当職員の役割といいますのは、平たく言えば自治会と行政とを結ぶパイプ役ということで設置をしておまして、年度初めには自治会の役員の皆様のところへ担当職員が出向いて挨拶したりして、何か課題等があればおつなぎさせていただくという窓口としての役割を持っているところでございます。

今、ちょっとアンケート——すみません。役割としてはそういうところでございます。

坂本議員

担当職員の役割ということを今お話しになりましたけれども、それがあつたのに、ちょっとそれを、何ていうのか、思い浮かばないでアンケートに行ったっていうのは、アンケートを不特定多数の方から集めるという、そっちのほうがいいというふうに町サイドは判断していると思いますが、アンケートを書く方々にとっては結構難しい内容だということも理解していただきたいと思います。

それで、今回この質問の中で、書きながら担当職員の方たちの活動がどうなっているのかっていうところがあつて、ちょっと突っ込んだことは聞きませんが、やはり、改革するっていうことになれば、その方たち——担当者の自治会に対する感度というものもすごく大事だと思うわけです。

それで、今は職員も若返りになってきていて、何年も勤めている人ばかりではない状況なので、やはり新人の若い方々が自治会の特徴を知るといことは、これからの町の人口減少に対してどういう形で町全体を見ていくかということになってくると思います。非常に重要なことですので、今後はそういう点も踏まえて考えていただきたいと思います。

次に1—5に行きます。

各区にある地域づくり委員会は、公民館活動の一環ではあるが、担い手不足を考えると町内1つがよいのではないか。

これは、私自身も4つの区にそれがある必要性が——初期の立ち上げるといった頃から私はちょっと反対だったので、1つで飯島全体の中で動くという形がいいのではないかと考えていたので、ここ何年も各区で活動してきた状況を見て、七久保区の中でもちょっと疑問を抱いている方たちがおられます。

区というのは、本来は財産区として区有林の管理が主な目的であつたので、本来の目的に戻したらいいのではないかと思うわけです。

七久保の秋に地域づくり委員会で開催した紅葉のウォーキングも、新しくというか、七久保区民の参加者がそんなに多くなく、ほとんど、関係者が多かつたという状況になってきております。

そういう中で、地域づくり委員会っていうのは何を目的にこれからやっていくのか、

地域づくり委員っていうのを各区に担当を配して今現在はやっているんですけど、本当にこれがいいのかという、その議論が必要かと思うわけですけど、私は、町の中で1つになって、中央公民館的な役割、そういうのを各4区の中から選出した人たちが飯島の中で動いて、それをやっていく。

地域づくりっていうことは、つまり、何ていうのかな、イベントとか、そういうことではなくて、今後出てくる高齢者が増える、子どもたちは減るという中での地域の持続可能なことはどうしていけばいいのかということをやっぴり考えて、具体的に飯島全体の中で実行していくということがこれからの課題だと思うわけですけども、その点をお尋ねします。

町長

先ほど来、話にあります自治会担当者、それから地域づくり委員会、これは、平成17年2月に自立の道を選択して、それ以降に出てきた課題であります。それ以降20年近くたっているわけですので、今の状況に照らし合わせるといろいろな課題があると思います。

特に、自治会担当者制については、今は飯島出身ではない職員もかなりいますし、また委員さんのほうからも職員の負担軽減を言われております。

自治会に入って自治会の意見を聞いてくるっていうことになると、非常に莫大な時間がかかります。そういった意味では、ある程度自治会内でまとめていただいて、それを集約しながら問題解決に当たっていくという方法のほうがいいかなと思うところがあります。

それから、公民館的に地域づくり委員会を設置していくということですけど、公民館の在り方というのが全く違うんです。当然、地域づくりという課題もありますけれど、公民館の成り立ちからいって、そういった地域づくり委員会を公民館的に運営していくことはあまりいいことではないかというふうに思います。

ましてや、1つにして全町的にやっていくというのは、公民館の活動としては好ましくない自分としては思っています。

公民館の活動っていうのは、一つは、やっぱり教養の向上がありますし、健康の増進、それから情報を純化していくこと、それから生活や文化の振興、そして社会福祉の増進、これを公民館活動としてはやっていくべきだと思っているんですけども、そのために学習活動の支援や集いの場の提供、それから、一つには地域づくりもあります。それで、各種事業の実施、それから施設の貸出し、これが主な公民館の業務、役割だと思っています。

ですので、これを全町的にやるよりは、やっぱり地域に根差した地域ならではのいろいろな課題に基づいて公民館活動を支援していくというのが一番いい方法ではないかと思っています。

ただ、今議論しているように、成り手がいないということもありますので、それらを含めて総合的に検討していくというのが自治組織あり方検討委員会の設置の目的でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

地域づくり委員会ですけども、地区ごとに設置されております。区、自治会、公民

館、育成会、そのほか地区内の各種団体から構成され、様々な立場の住民が集まって協議し、地区単位の地域づくり、地域のコミュニティーですとか、あるいは住民自治、これを総合的に進めるための企画調整と実施組織としての機能を持っているところであり、住民自治の推進役としまして協働のまちづくりを牽引する役割を担ってきたところでございます。

地域づくり員会は自治組織の一つとして位置づけられているところであります。

議員の御提案は一つの御意見としてお伺いして、自治会組織あり方検討委員会での議論の参考にさせていただきたいと思えます。

坂本議員

今、町長は地域づくり委員会と公民館活動は別だと、そういうふうに言われましたが、公民館は、コロナになってから、各区でそれぞれ活動形態に違いはあるんでしょうけれど、やっぱり、何ていうか、人が集まることをやめたというか、そういう経過があります。

七久保区は、4区の中で、林業センターに集まれる人たちをみんな集めて敬老会をやっておりましたが、それも、そういう、来たい人は来ると感じ、自分で来ると感じ、公民館サイドから迎えに行くとか、そういうことを過去にはやっていましたけど、今はやっていなくて、そういうふうに変わってきております。

それで、それを変わるとか、そういうことに関しても、議論されて変えているんじゃないかと、公民館長の意見によって変わってきているというか、そういうことなので、公民館長は何年かで替わっていくし、区長も何年かで替わっていくので、議論しないで変えたということにそもそも問題があるのかと思えます。

公民館の活動と地域づくり委員会の活動っていうのは、重なってもいるけれど、活動としては違うというふうに、町長はそういうふうに今おっしゃったんですけど、どこが一体違うんでしょうか、ちょっとその点を話していただけますか。

町長

公民館の活動は先ほど申し上げたとおりでございます。

地域づくり委員会の活動は、やはり地域の課題を吸い上げて、それを解決していくための委員会ですので、幅広くいろいろな問題を解決していく組織だったわけですが、今言われるように、なかなか機能していないところもあります。

ですので、これをどのようにしていくかというのは自治組織あり方検討委員会の中での検討になるわけです。

それで、自分の考えとしては、自治会、それから区、それらも含めて地域のいろいろな課題を解決していけるような一つの地域の運営組織、これに一本化していくべきではないかというふうに考えているところであります。

なかなかそこまで行きつくには難しいですけども、今、役員の成り手がいない、それから人口が減少していく、そういう中で、幾つものいろいろな組織が地域にあって、その地域の役員を選出していくのに非常に苦勞しているわけです。

ですので、できるだけいろいろな多様な皆さんが関わられるような組織を1つにしなから、その中で地域のいろいろな課題を解決していく、先ほど来、最初の議員の質問にありましたように、RMOという取組が全国各地で始まっていますが、そういった

地域の運営組織をきちんと確立していくっていうことが必要ではないかというふうに考えています。

ですので、それには公民館も入ってきますし、地域づくり委員会も入ってくるし、また、区は財産管理団体ですけれども、区としての役割もありますので、そういった皆さんが一堂に会して、そうした組織で運営していくのが将来的にはベストではないかというふうに考えているところであります。

そうすれば、役員も重複しているところはかなり削減できると思いますし、これから成り手がいなくなってくる中で一つの方策ではないかというふうに考えています。

ですので、公民館がどうだ、地域づくり委員会がどうだっていうことで区分けしていくのではなくて、やっぱり地域の中で課題解決していくような組織をきちんとつくっていくというのが自分としての考え方でございます。

坂本議員

町長の考えは分かりました。

ですが、担い手に対する啓蒙がどこまでできるかという問題、それが問題を残していると思います。

1-6に行きます。

新屋敷自治会内で除雪していた道路が担い手の高齢化のため除雪できなくなり、9月に町へ陳情したが放置された。その後、11月広報で除雪してもらえないことを知って、除雪できなければ早急に自治会へ報告する必要があったのではないと思うが、どうしてしなかったのか。

現在、自治会長は、新屋敷だけではなく、仕事を持ちながらやっている方たちが非常に多いんです。それで、働きながらその合間を縫って自治会の仕事をしている方たちが何人もいらっしゃいます。

そういった中で、早期に例えば陳情して、除雪できないってなれば、もう誰かに頼むか、どうするかって会議を開いて決めなければいけないわけで、そういった中で対応が後に回ると、自治会長も1年の任期となっていて、やるべき仕事が進んでいけないと思われれます。

町の対応が遅かったのはなぜなのかをお尋ねします。

副町長

各自治会におかれましては、毎年毎年いろいろなことを準備していただいて、除雪していただいていること、大変感謝を申し上げたいと思います。役場でできない部分だけは、もう自治会に頼るしかないというのが現状でございまして、そこでやっていただいているのは大変敬意を表したいというふうに思っております。

今、議員さんがおっしゃられました該当自治会の要望をいただきました。その際、町による除雪範囲を広げることは困難である旨を口頭でお答えさせていただいております。

これは意見の行き違いだというふうに思いますけれども、各自治会から常に要望を何件もいただいております、今の除雪体制でまいりますとできませんっていうお答えはその都度させていただいております。

文書で行かなければとか、何とか発表しなければということ、確かに検討する期間がなくなりますので、担当といたしましても、ワンデーレスポンスじゃございませんが、

すぐお返しをするようにしておりますので、そこは誤解のないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

除雪業者の範囲の拡大について相談をしておりますけれども、除雪機械の維持や操作する運転手の不足等により、全ての事業者がこれ以上拡大対応できないのが今の状況でございます。そのため、自治会から要望いただいてもお断りをさせていただかざるを得ない状況となっております。

町といたしましても、高齢化や大型農業機械を所有する方の減少により自治会による除雪作業が困難になっていることは処置しておりますが、具体的な解決策を見いだせないのが現状でございます。

今後も、他市町村の状況などを確認しながら、対応について検討はしてまいりたいというふうに思ひます。

近い将来を見据えた対策となりますと、降雪が予想される際には、県や町が除雪を行う幹線道路付近の駐車場に車を止めていただいて、そこから出勤していただくとか、道路を決めて、ここだけ除雪するからそこから出ていってもらおうとか、そういう対策を考えなければならない事態が出てくるのではないかとというふうに考えております。

民間の事業者のところにお勤めの方は大変だというふうに思っておりますけれども、早朝からいろいろなことに対応するということが困難になった場合は、自治会にお願ひしながら、また除雪機等の購入補助もしておりますので、そういうのを活用いただいてやっていただくというふうにならないと、今のところ町といたしても精いっぱいに対応をしておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

坂本議員

除雪については、私も担当者と話をしました。もう今の町の状況では頼まれてもできないと、できないと、本当にそういうふうに言われました。

けれど、できなくても雪は降ります。これからどうするかっていうことです。

それで、針ヶ平の事案をちょっと説明しますけれど、針ヶ平は現在10軒くらいと少ない自治会になっていますけれど、うちとうちとが離れていて、畑の中に家が点在している方たちが多く、かといってアパートもあるという中で、1軒から20万円ずつ出し合っ、て、小型の除雪車——機じゃなくて車です。除雪車を買ひ、自治会の中の運転者には賃金を払っていると聞いております。

今後こういう状況になっていくのかと心配するところでもありますけれども、これもお金の問題とやってくれる人がいるかっていうことになします。

そういう点は、これもすごく考えていかなきゃいけないことだと思うんですけど、幹線道路は、県と国の道路はやってもらったとしても、町道がもう町の業者だけではできないっていうことになったら、それを、今、副町長が言ったみたいに、幹線道路のところを置いておいて、自分のうちまで長靴を履いて雪の中を帰って行って、翌日はまたそこから出勤する、そういうふうに、最悪ですね、最悪。そういうふうになるのが何年先なのかっていう問題です。

取りあえず、毎年毎年、降らなくてよかつたっていうふうに思ひて一年が過ぎていく

わけですけど、どかっと、まして降ったときが今までを見ていると土曜とか日曜で、勤務している月曜から金曜の間にはここ数年あまり降っていないというふうに思っていますので、取りあえず何とかかなりつつこの五、六年がたっていると思うんです。

町としては、無理だって言っても、そこに住んでいる人にとっては、やはり除雪をどうするかはすごく切実な問題なので、その点はどういうふうなヒントがあるんでしょうか、考えているんでしょうか、ちょっとその点をお尋ねします。

副町長

雪が土日に降るか、週に降るかは分かりませんが、対応策としては、業者——最終的には、前の説明のときもそうでしたけど、幹線道路でなくても、最終的には業者をお願いしてかいてもらうしかないんです。それは物すごく時間を要します。そういうふうになってくると思います。

実際に私の北村のところでも、千人塚は誰もかいてくれる人はいません。それで、しようがないので、野村建設が県道を上がっていった後、最終でぐるっとかいてもらうようにして道を確認するようにしています。

ここんところあんまり降っていないので、いいのかなと思いますけど、多分お金の問題というのは担い手だろうというふうに私は思っておりまして、朝早くから出るというのはすごく大変なんで、そこら辺のところをどうやっていくかっていうのは本当に重要なことだなというふうに思っています。

昔でしたら、朝3時ぐらいには起きて、4時ぐらいからみんな雪をかいていたんです。でも、その担い手がないので今はそういう状態になっているんだっていうふうに思っていますので、そこら辺のところを度やっていくかっていうのは非常に難しい問題だと思っています。

何かいい知恵があれば本当に貸していただきたいというのが私の思いでございますけども、しようがないので、雪が降ったときには、かける部分をかいて、あとは出てかいてもらうしかないっていうのが現状です。

北村も、大雪が降ったときにつけられないところは、全部ほっといて、それで1軒に道が1本開けばいいっていうやり方でやりました。そういうことを考えていかないとできないんだろうなというふうに思っていますけども、常時、仕事に行くとか、そういうふうにするとなかなか難しい問題だなというふうに思っております。

それは、議員さんだけでなく、我々も一緒に考えなきゃならん問題だと思っておりますけど、今んところあんまりいい手だてがないというふうに思っております。

建設業者もうちにいる業者は対応してくれます。おとしから待機の手当も出していますので、やります。

ただ、ほかの業者はほかの市町村で全部大体埋まっています。もう足りないところを連れてくるっていうのはあまりできないというふうに思っておりますし、業者も昔のように夜、夜中までやるっていうことはしないです。働き方改革のこともございますし、もうそういうこともできません。雪害のときには寝ないでもかけみたいなこともございましたけど、今はそういうことございませんので、そこんところを調整するのが大変難しいというふうに思っております。

何かいい知恵、教えがあれば、また一緒に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

町長

先ほど来、自治組織をどうしていくかっていうところでいろいろお話をしているところでもありますけども、地域の共助っていうのは、非常に、なかなか厳しい時代になってくると思います。

ですので、その辺を、草刈りも含めて、山の管理も含めてどうしていくかっていうことですけれども、それは、やっぱり地域の中で産業として、一つのソーシャルベンチャーではないですけれども、それを解決していくような仕組みを先ほど申し上げたRMOの中につくって地域の中で解決していく、そこに行政が支援をしていくという方法しかこれからはないんじゃないかと思います。

地域のそれぞれの皆さんの善意による共助、これに頼る時期は、もう10年後、かなり減ってくると思いますので、やはりきちんとそうした組織にして——今は建設業者も大変です。担い手もいませんので、大変ですので、そういった建設業者や、あるいはいろいろな企業の皆さんができないところを、きちんとそういったソーシャルベンチャーが請け負ってやっていけるような、そういう仕組みをつくっていかないとこういった課題は解決できないのではないかと考えています。

坂本議員

最後の1問なので、やります。

環境美化のための定期的なパトロールをしているのかという質問ですけど、これは不法投棄ではなく、耕作放棄地についての質問となります。

七久保の住宅密集地にある30アールの農地が何年か放棄されていて、セイタカアワダチソウが3メートルほどになっています。その場合の対応はどうしているのか。

農道からすぐ入ったところの土地で、景観がとても悪いという感じです。

町内にはほかにも車で走っていてそういう耕作放棄地が見られますが……

議長

時間です。

坂本議員

お願いします、それについての対応。

議長

よろしいですか。

産業振興課長

耕作放棄地への対応ですが、毎年、農業委員会で農地パトロールを実施しております。耕作放棄地として判断された場合は、意向調査を実施し、状況によっては耕作者さんへ農業委員会で相談に乗るようにしております。

いろいろ理由はあるんですが、農業委員会としても、周りの環境に影響を及ぼさないように、できる限り農地を管理していただくようお願いしてまいるところでございます。

[坂本議員復席]

議長

健康上の問題で何人かの議員が欠席という形になりましたが、以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって散会とします。

大変御苦勞さまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼)

散

会

お疲れさまでした。

午後2時22分

令和7年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和7年12月9日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
折 山 誠	<ol style="list-style-type: none"> 1 七久保診療所再開を問う。 2 生活弱者対策を問う。 3 農地保全・起業支援策を問う。 4 熊対策を問う。
浜 田 稔	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会への募金等の徴収に対する町執行部の見解と現状・今後の取り組みを問う。 2 自然エネルギーは誰ものか。 3 町内製造業支援の進捗を問う。
三 浦 寿美子	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全対策について 2 学校給食費の無償化について 3 在宅介護について
荒 川 みずき	<ol style="list-style-type: none"> 1 飯島町の水について 2 化学物質過敏症について 3 熊対策について
池 上 明	<ol style="list-style-type: none"> 1 エーコープ飯島店閉店後の対応について 2 飯島駅前の活性化について 3 駅舎及び駅周辺の活性化について 4 田園風景を生かした町づくりについて

○出席議員（7名）

3番	伊藤 秀明	4番	宮下 秀和
5番	三浦寿美子	7番	折山 誠
10番	浜田 稔	11番	吉川 順平
12番	宮脇 寛行		

○欠席議員（5名）

1番	池上 明	2番	坂本 紀子
6番	荒川みずき	8番	堀内 学
9番	星野 晃伸		

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者												
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>林 成昭</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>斉藤 鈴彦</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>曾我 弘恵</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	堀越 康寛	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	林 成昭	産業振興課長	斉藤 鈴彦	会計管理者	曾我 弘恵
副 町 長	宮下 寛												
総 務 課 長	堀越 康寛												
企画政策課長	座光寺満輝												
住民税務課長	林 成昭												
産業振興課長	斉藤 鈴彦												
会計管理者	曾我 弘恵												
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 藤木真由美</p>												

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 那須野一郎

本会議再開

開 議	令和7年12月9日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これより本日の会議を開きますが、今日は5名、星野晃伸議員、池上明議員、荒川みずき議員、坂本紀子議員、堀内学議員、この5名が体調不良ということで欠席の届けが出ておりますので、これを受理しております。 ちょっと飯島町議会としても今までにこんなことはなかったような状態ですので、皆さん、本当に気をつけていろいろ行動していただければと思います。 本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりであります。 日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を行います。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いいたします。
7番	7番 折山誠議員。 〔折山議員質問席へ移動〕
折山議員	通告順に質問をまいります。 ちょっと咳っぽいでマスクははめたまんまですが、できるだけかい声でしゃべりますので、お願いします。 それと、ちょっとほとんどの人たちが体調がどうも万全じゃないんで、私、ちょっといつもと違って軽やかにいきます。答弁のほうも、できるだけ簡潔に、やるぞ、この一言があればすぐ次の項目へ(笑声)移りますので、そんな向きで、ひとつお願いします。 ちょっと今回は喫緊の課題が多かったんで4項目になりました。そういう意味でも答弁を簡潔をお願いいたしたいと思います。 質問項目1「七久保診療所再開を問う。」、医師確保の取組と成果は、これは毎回やっていることです。四半期ごとの取組、成果、こういったものをその都度確認させていただく意味でございます。 特に、昨今のコロナ、インフルエンザ、こういったことになると、七久保区民、とりわけ高齢者の皆さんはその必要性を今ずっしりと感じているのかな、この間の町の動き、端的にお答えください。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。 9月議会以降の医師確保の取組についてでございます。

9月以降につきましては、オンライン診療の研究を始めたところであります。

9月16日に医薬品や医療機器等を扱う事業者を通じまして県内でオンライン診療を行っておられる医師とウェブで懇談を行ったところ、先生から実際にオンライン診療をやっている現場を視察したらどうかということで勧められまして、10月23日に売木村に行っていました。

売木村は、自分のところに診療所があったんですけども、先生がいなくなったということで、オンライン診療を県立阿南病院と連携しながらやっております。

概要を申し上げますと、月曜日の午前中、こちらについては先生が阿南病院から来て診療されます。あと、木曜日の午前中にウェブでオンライン診療を行っているということで、診療所には、看護師、それから医療事務担当者、2人が詰めておりまして、連携を取りながらやっているということでもあります。

売木の近くには阿南町の新野の診療所というのがありまして、車でトンネルを抜けると10分かかる不到的なところにありますので、車を使える方はそちらの診療所を使っているということでもあります。ですので、オンライン診療を受けられるのは、やはり足がなくて、車に乗れなくて診療にかかりたいという方が主に受診されているということでもあります。

また、先日新聞に載ってございましたけれども、天龍村でも医師が辞退されたということで、天龍村もオンライン診療を県立阿南病院と連携しながらやっていきたいということで進めているところでございます。

また、10月18日、こちらは、伊那市で開催されました日本消化器学会甲信越支部の市民講座、こちらに私も行きまして、昭和伊南総合病院の堀内医師、それから北原医師等々のお話をお聞きして懇談したところであります。

また、11月10日、先月ですけれども、信州大学にパイプのある方と懇談を実施しております。

それから、11月20日には、先ほど申し上げましたオンライン診療を行っておる先生が代表理事を務められております一般社団法人主催のオンライン診療研究会へ職員が参加しまして、情報収集に努めている状況であります。

オンライン診療の形態で実施するにしても、伊南地区の基幹病院である昭和伊南総合病院から医師の手配をお願いすることができれば一番よいわけでありまして、先日行われた伊南行政組合議会主催の研修会でも課題として説明がありましたとおり、医師の確保が最大の課題となっているところでございます。

先日、12月に入りまして、12月4日には町内出身の若い医師との懇談を行い、オンライン診療の可能性や将来的に飯島町で開業していただけないか等のお願いも含めてさせていただいたところでございます。

なかなかすぐに成果は出ないところでありますけれども、引き続き様々な可能性について取組を進めてまいりたいと思います。

近くの医師会の先生方との懇談も予定しておりまして、そういった身近な皆さんとの懇談を踏まえながら、医師確保、また違う形で診療が組めないか、そういったことを研

究してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔唐澤町長降壇〕

折山議員

今、町長、売木って言われたのか、泰阜村って言われたのか、診療所で医師が……。売木のほうですか。泰阜は、それじゃ引き続きやっているんだね、もう先生と看護師が戸別訪問しながら。

オンライン診療、あるいは1日、あるいは2日の先生の駐在、これだけ医師が不足しておるんであればいろんなやり方の中で対応していかなきゃならないのかなということと、うちへ来てくれる先生は、現役ばりばりの先生っていうよりも、ちょっと、余生をきれいな田舎の中で、人のために働きながら処方箋を書く、それから、ちょっと難しいことは昭和伊南総合病院へ送る、こういったような先生を求められるともうちょっと目鼻がつくのかなというような気もするんで、併せて取組をしていただきたいと思います。

いずれにしても、今まで聞いてきた中では今回が一番頑張っけてやってくれておるような気がしたんで、次のほうへ行きます。

質問事項2「生活弱者対策を問う。」、質問内容1、福祉タクシー券について、町外医療機関受信時に町外タクシー会社利用を可能に、これを求めて伺うんですが、どうも、担当課へお聞きしたら、町外のタクシー会社と契約しているのは、特殊車両についてはしているんだけど、一般のタクシーについては福祉タクシー券の契約はしていないってということなんです。

ちょっと私の周りを見ていると、随分足の弱くなってきた方が下伊那の赤十字病院へ通われている、それで、大島の駅で降りて、あの坂道を登っていく、本人の健康のためには私はいいと思うんだけど、雨だとか雪の日って危険かなと思ひながら見ている。

それと、もう一つは、こんなことがありました。

10時頃電話がきて、奥様がちょっと具合が悪い、ちょっと自分も調子悪くて、夜中に妻を連れて支えながら病院へ行くことができない、何とかならんかっていうことで付添いに行きました。

それで、そのときに病院に着いたら既に急患が入っておりまして、看護師さんからはいつ終わるか分からないっていうような話、それで、入院させてもらえませんか、対応が取れてないからそれも駄目だということです。

それで、弱っちゃって、結局はタクシーの間に合う時間までに終わったらタクシーで帰ってくる、どうしてもタクシーが拾えなかったらもう一回電話をください、また行く、こんなようなことの中で対応はしたんですが、できたら、駒ヶ根、それから松川あたりのタクシー会社とそういう連携ができると、ちょっと高齢者の皆さんの負担軽減になり、自立していく力も高まるのかな、そんなようなことを感じるものがここ何件か出てきましたんで、福祉タクシー券を町外にも利用できるように協議をしてもらえないかについて伺います。

副町長

では福祉タクシー券の件についてお答えをさせていただきたいというふうに思ひます。

今、議員さんおっしゃったようなことは、多分、本当にこれから問題になるんだろう

というふうに思っております。

町の福祉タクシー券でございますけど、町外のタクシー事業者が使用できないことに今んところはなっております。

以前より住民の皆様や民生委員からも御意見を頂戴しているところでございまして、特に、駒ヶ根市の昭和伊南総合病院と松川町の下伊那赤十字病院から帰宅する際に不便であると、そういう要望が寄せられております。

福祉タクシー券の使用範囲を町外タクシー事業者に拡充した場合の影響につきましてお聞きしましたところ、現状より売上げが減少になってしまうのと経営的に厳しくなるというふうに伺ってはおります。

町民の利便性と町内事業者の継続性のバランスを図ることが大変難しい課題ではあるというふうに考えておりますが、町の今後の公共交通機関の在り方を総合的に検討した上で、慎重に判断をしてまいりたいと考えますが、交通会議をやることにしておりますので、その中で一緒になって検討しなきゃならんかなというふうに思っております。

交通会議の中で福祉タクシー券の発行も含めた内容を検討させていただいて、どういうやり方が一番いいのかっていうことをちょっと考えていきたいというふうに思っております。まだちょっと始まっておりませんが、2月には始まる予定になっておりますので、その中で検討させていただきたいというふうに思います。

それで、昨今、物すごく要望が多ければ、うちの要項等を改正しながらタクシー事業者と協議をするということも一つ必要なことかというふうに思っておりますので、そんなことも含めまして検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

折山議員

副町長、今私が申し上げたのは、基本的には歩くことが大事だと思うの、その人が元気でいるためには。

松川の伊那大島の駅から、雪やなんかの危険なときに、あるいは雨のときに、そのときぐらいは、町内のタクシー会社に影響が、売上げの減少につながるっていうようなことはあんまり考えられないっていうことと、駒ヶ根の例でいくと、飯島は早く終わるんです、タクシーの受付が早く終わっちゃうの。

それで、タクシーがなかったらって言ったのは、飯島のタクシーと——それで、時間が遅くなると駒ヶ根もどこかの地点で終わっちゃうんです。でも、駒ヶ根のほうが長くやっているんです。

だもんで、そういう意味だもんで、町内の会社の売上げがそこで減少していくっていうことは、ちょっと、どういう根拠で言われるか、またちょっとそこら辺も含めて、私も何にも根拠を持ってないんで、自信を持って言えないんで、またそこら辺も併せて検討してみてください。

質問内容2、国の物価高対策地方交付金が確定した場合に迅速に施策を行う準備は進んでいるか、特に低所得世帯がこの冬を乗り切るためには早急な対応が必要と考える、このことについて伺うわけなんですけど、昨日、宮下議員のほうで、町単に関する、町一—町単独でやれよと、忙しいんだぞと、弱い人たちを救うためには単費を使って町でしつ

かりやれよと、こういったような話がありました。

ですから、私のほうは、国の交付金はどうなんですかね、来週の何曜日に衆議院を通過して、その後、参議院へ行くともたもめるんじゃないとか言っておるんで、年内にどうなのか、ちょっと分からないけど、ちょっと、町にも財源っていうものがあるんで、国の交付金が確定した場合、例えば、何があるかね、福祉給付金なんてやってきたと思うし、上下水道料金を減免してきたこともあったと思うし、福祉灯油券の交付はした、プレミアム商品券発行、いろんなことをこれまで物価高対策とか生活弱者対策っていうことで町もやってきているんです。

それで、国の交付金が確定したら、これは準備が要るんですよ、何をやるにも。印刷もしなきゃいけない、情報センターとの連携をしながら対象者を絞り込んで宛名を集約していかなきゃいけない、いろんな準備が要ると思うんです。

それで、それを見切りで、もうどんどんやって、確定してきたら即入る、あるいは、今やっちゃっておいて、単独でやっておいて、これだけ緊急な事態ですよ、国じゃ後でそれを拾い込んでくれることはできんのか、そこら辺、ちょっとお伺いします。

まず2つ目、準備をしっかりと、決定があった場合はすぐやるよっていうのが1つ、初めから単費でやっておいて、それを後で交付金の中へ参入してもらって、財源組替えをしていく、こういうことができないのかどうか、今の国の方向はどうなんでしょうか、2点お伺いします。

町 長 交付金が決まってこないとなかなか予算執行できないというのは現実でございます。

これをできるだけ早くやっていく、そのために、電算処理も要りますので、そういったところで時間がかかってしまうということがありますけれども、今、各課のほうで何ができるかというのを取りまとめているところであります。ですので、第1点目の件に関しては、決定次第、できるだけ速やかに対応していくということをお誓い申し上げたいと思います。

それから、もう一つ、先行して町単独でできないか。今までいろいろ、灯油券ですとか、プレミアム商品券は交付金を活用したものでして、これは時期がいろいろありましたけれども、減税も含めて、本当に生活に困っている方、こちらに支援ができるようなものも併せて研究していきたいと思います。

それと、やはり、そういった方が窓口で申請するとき、なかなか申請が面倒だという方もいらっしゃるって、違う交付金でいくと1,000円や2,000円で窓口へ来て手続をするのは面倒だというお話もいただきましたので、できるだけ簡素化して申請ができるような仕組みも検討していきたいと思います。

昨日から、書かない窓口、これがスタートしました。これは住民係のいろいろな帳票の提出ですけれども、そういったことも含めまして、できるだけ住民の皆さんが気軽に申請できるような仕組みも併せて考えていきたいと思います。

議 長 すみません。今携帯の着信音が入ったと思うけども、電源を切るかマナーモードにしようようにお願いをします。

いいですか。

折山議員 ちょっと町長、ちょっとお聞きしたのは、先行してやっておいて後で今の交付金の中へ組み込めんかっていうようなことは、これだけ喫緊のものなんで、多分、国会を通過する前に、皆さんがやってくださいと思っているとおりに、後で見ますからというようなことを言うと野党の大反発を食うかもしれませんが、そこら辺はないんだね、そういうことはできないよね。今んところ、そういうことですか。

企画政策課長 制度的なところになりますので私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、従前の交付金の例でいきますと、なかなかそれは難しい話になっております。

ですが、今回も、ちょっと細部はまだこれからっていうこともございますけれども、従前と同じ扱いになろうかと思っております、実施計画を出して交付決定を受けてというような形が筋かと思っております。

その中でも、今、そういった御要望もございますので、制度を研究する中で対応してまいりたいというふうに考えております。

折山議員 そういうことであれば、一番時間がかかるのは情報センターの情報処理なんですよ。それで、これくらいは、交付金の対象にならなくて、もう単独でやってでも、決定してきたら、すぐそれに基づいて、できるだけ簡便な方法で給付なり配布ができるような、ちょっとそこら辺も含めてここでは求めておきたいと思えます。

国との制度のことがありますんで、こちらで一方向的にこういうふうっていうことはできないと思えます。

質問事項3「農地保全・起業支援策を問う。」、質問内容1、移住者の農耕支援をについて伺います。

先月の信濃毎日新聞によれば、2025年農林センサスの速報値として、農家はこの5年間で25%が減少した、廃業が加速した、過去最大の減少率だったっていう見出しが踊っていました。

中山間地の当町では、これを超える離農率ではと心配するものでございます。

高齢化と人口減少に伴う働き手不足により、製造業を中心として70歳を超えても勤める人が増えてきて、大型機械の入らない農地を中心に荒廃が進むことが心配されるものです。

また、そうした農地の担い手として期待される4地区の農業法人も、社員の高齢化、それから後継者不足により、管理できる力が頭打ち、もしくは年々低減しているのが実情だというふうに思えます。

そこで、生業としているかどうか——なりわいとしているかどうかは別として、農地の保全という視点では個人の農家の維持存続が大変重要となってきます。

そうした中で、農地つきの古民家を購入した移住者が趣味と自家消費っていう実益を兼ねて農地を耕そうという意欲を持った方が今年の移住者の中にいます。

しかしながら、全てを捨てて町へ移住してくる皆さんは、移住に全エネルギーを使っちゃうんです。そこから、ここで何かしようというところでは力尽きちゃうことが多いわけなんです。

それで、今の宮脇議長は、議員時代は小規模の農機具の修繕、こういったものを毎回

求めてきたんですが、当時の産業振興課長からは、やることはありませんっていう明確なお答えの中で今日まで来ております。

でも、状況がかなり逼迫してきているんです。

しかも、移住してくる方がそういう気持ちになってくれる。町内で空き家を手放す方は、ここから農地も全て放棄して出ていってしまっている方なんです。そこを購入しながら、よそから移住してきてやってくださるっていう、これは農地の保全っていうことに加えて、移住政策の推進にもつながると思うんです。

これは小規模でいいと思います。限度額も少なく、補助率も低くてもいいと思います。呼び水になるような制度の創設、飯島へ行くと、ついとった農地を管理するのに管理機も要ります、大型の農機具は買えないと思いますが、そういったものの支援があるよ、これだけでも大分イメージが違うと思うんです。

そこら辺を踏まえて、どのようにお考えか、やるって言うてくれれば、すぐ次に行きます。

企画政策課長

移住者の農耕支援っていうお話でございます。

近年、農地を取得して移住される方は増えておりまして、農業者となり就農される方もいらっしゃいますし、家庭菜園を楽しまれる方と、様々いらっしゃいます。

新規就農される方につきましては、就農計画や支援制度に関しまして農政係と連携してサポートを行っているところでございます。

また、家庭菜園用の農地を取得された方には農作業の相談や指導いただける近所の方をおつなぎするなどしまして、関係機関と連携した取組を行っているところでございます。

実際に農作業してみて、見込みより管理が大変であったなどの相談があった際には、地区の営農組合への相談や担い手法人が実施しております作業請負の紹介などをさせていただきます。

また、空き家などに付随しました耕作放棄地を取得された方で、遊休農地再生支援事業っていう補助事業ございますけれども、そういったものが該当になる場合には補助事業の御案内もしているところでございます。

移住される方の中には飯島町の景観を守りたいと耕作されなくなった荒廃地で農業を始められた方もいらっしゃいます。農機具の購入や作業の負担は大変大きいものと認識しているところでございます。

移住された皆さんの農耕支援として、補助金等の直接的な支援は今のところなかなかできておりませんが、農機具の譲受けや地元農家へのサポート依頼、作業支援の呼びかけなど、できるだけ限りのサポートを行ってまいっているところでございまして、引き続き実施してまいりたいと考えているところでございます。

折山議員

これまでも、移住者っていうか、ここに住んでいて、200万円のリフォーム資金を出さなきゃここから出ていっちゃうっていう人たちに200万円払って住宅の改修をしてきた経過があります。

移住してくてくれた人たちの農業に関わる——そんねん金かからんよね、小さな中古

の管理機を買うのに200万円も要らんとするんだよ。

それで、今の御答弁は前の産業振興課長と同様に金銭補助をやらないということをやられたかどうか、確認です。

企画政策課長

今のところそういったところを検討している段階ではございませんけれども、御要望に応じて検討してまいりたいと考えております。

折山議員

御要望じゃなくて、私は求めているんで、御要望に応じて検討じゃなくて、求めているんで、検討するということがいいんだね。

質問内容2、移住者が古民家を購入し、宿泊業など事業を立ち上げる折の支援を、これについて何うものですが、古民家を購入した移住者の中には、簡易宿泊施設、食事を提供する宿泊業を検討しておる方もいらっしゃるんですが、簡易宿泊施設の運営などを展望する方がいらっしゃるんです。

それで、本当に、今回、国体を想定するに当たって、宿泊、ここへ何も宿泊者を留めるすべがない、もう伊那谷中はそうなんですってということの中で、1軒でもそういう施設を増やしていきたい。それで、簡易宿泊なんで、ほかのことをやりながらできることって結構あるんです。

今は、そういうところへ、インバウンドはどうか分かりませんが、結構、こういう厳しい時代ですんで、安価なそういう宿を探しながらお見えになる方も増えているって実情があります。

それで、これを営業するためには、やっぱり、リフォームに加えて、消防設備が結構大変なんです。どっかで大規模火災があると、設備は必ずまた更新しなきゃならないようなことになっていくわけです。

やっぱりこれも呼び水でいいんですが、何か、こういう宿泊施設の少ない当町では、こうした動きを支援する、いわゆる金銭補助、こういったものを行うことで、それを動かしながら、将来的な町の活性化につながるのではないかと考えるものなんですが、いかがでしょうか。

産業振興課長

地域の課題であります空き家を古民家宿に、また飲食店として利活用いただくお考えは大変重要なことであると認識しております。

現在、町では、移住者や空き家には限りませんが、町内で新たに商売を始めるため、店舗の新築、改修に使用できる補助金として商業未来応援補助金を運用しております。毎年3件ほどの利用がございます。過去には、空き家を古民家宿に改修した事例もございます。

また、町の融資資金を昨年10月から拡充し、新規開業資金を有利に借りられるよう、起業、それから創業に優しい飯島町を今現在進めているところでございます。起業をお考えの皆様につきましては、役場、また飯島商工会に御相談いただければ、またいろいろ活用できるものがありますので、お願いいたします。

折山議員

これも当面やる気はなっていることだとお伺いいたしましたが、財源のあることであり、ただ、大事なものは、移住してきた人たちって、手厚く、できるだけ何か夢を持ってやろうとする人たちが結構多いような気がするんで、そこに対するアプローチや、ちよっ

と支援っていったものはうんと大事にしてほしいなということを求めて、質問内容3、これは後の浜田さんの質問と一緒に、どっかにかぶるかもしれませんが、ちょっと踏み込んだら、浜田さんには申し訳ありません。

質問内容3、河川や水路を活用した小水力発電所建設の際に課題となる流砂処理を研究する町民がいて、大学や町内企業との連携など、行政の支援を求めるといことなんです。

これは、本当に、所管課のほうへも論文形式の報告書を持ってこられて、この間の七久保の文化祭では、それもやっぱり展示して一生懸命取り組まれている方なんです。

それで、物になるかならんのかっていうのは、私みたいな素人だとよく分からないんです。それで、ちょっと専門家と1回、ちょっとどこかではすり合わせするということと、これが物になりそうだとするならば、町内企業を含めて、どっかの大学の研究機関と大規模な実証ができる設備を1回ちょっとやらないと、これが物になっていくのかどうかっていうのは自信が持てないんです。町へも来ているということなんで、どのように今お考えになっているか、この点。

それで、ちょっといいから、大学へもちょっと声をかけながら、町内企業へも声をかけながら共に進めようというような思いなのかどうか、ちょっとそこら辺をお伺いいたします。

住民税務課長

御質問にお答えいたします。

今お話のありました件でございますけれども、河川や水路を活用した小水力発電の建設に伴います流砂処理の課題解決につきましては、町としても深い関心を寄せているところでございます。

御承知のとおり、与田切川は豊富な水量と有効落差を併せ持ち、水力発電に有利なことから、先頃の与田切発電所の大規模改修、越百のしずく発電所が設置されております。

しかし、その一方で、百間ナギ等からは常に砂礫が流出しておりまして、与田切発電所においては流れてくる大量の砂の影響によって発電施設が摩耗するなどの対応に苦慮されているとも伺っております。

また、未利用の小水力エネルギーの活用でございますけれども、国や町の方針とも整合、合致しておりますので、地域の自然エネルギーの活用を図る観点からもこういった取組は重要な施策として考えております。

このような背景から、今冒頭でお話のありました流砂処理の研究でございますけれども、砂の含有が多い与田切川水系におきましても、今後の水力発電事業にとりましても有効な取組でありますし、今後の取組に大きな希望を与える研究であると町でも考えております。

町では、現在、この研究をされている方と研究内容などについても共有しておりますけれども、そのほかの関連する取組を研究されている方も含めて、今後も県の企業局や大学等との仲介、また実証実験を行いたいというようなお声もいただいておりますので、そうしたもののサポートも含めて、町内の河川や水路を用いた小水力発電の実現に向けて、流砂処理を中心とした研究、また実用化を全力で支援してまいりたいと考えており

ます。

折山議員

ちょっと私が素人ながら思っても、流砂だけならいいんだけど、洪水時にごみやなんか来たときに、それでも同時に処理できるのかどうかとか、いろんな心配があるんで、ぜひ、本当に物になるかどうか、なるのであれば、やっていただくと——簡単に言うと、新田自治会ではサイホンの管理が極めて大変なんです。上流部へそういうものを設置していただくとかなり負担軽減になるかなってというようなことで、期待をそういう意味でもしておりますので、これについては、何か、今かなり前向きな御答弁いただいたんで、この後の動きを期待しております。

質問事項4「熊対策を問う。」について伺います。

質問内容1—1、緊急的な対処のため猟友会との連携は協議できているか、また猟友会への支援は、これについては、昨日の御答弁で、緊急銃猟を含め、猟友会との連携はできている、こういうことでお答えをいただきましたんで、質問内容1—1では、猟友会へ何らかの支援しているのかどうか、この点、1点だけ。

続けて質問内容2、これは前から申し上げておりますが、いわゆるゾーニングっていつて、緩衝地帯を設けるとかいうこともあるんですが、抜本的には、奥山へ、食べるもののクルミだ何だ、そういったものをやらないと、おなかが空けばゾーニングで緩衝地帯を設けても何しても食べるものを求めて下りてくるんじゃないかっていうような気がするんです。

それで、ぜひ、ちょっと長い将来を展望して、今植えたから来年から実がなるっていうことではないかと思うんですが、熊が里へ来なくても何とか生きていけるだけの、おなかいっぱいになれば冬眠もしてくれるはずですよ。

というようなことの中で、それで、冬眠しないと子どもは生まれず、子どもが生まれず、生態系の頂点におるのが熊だとすれば伊那谷の生態系を壊していつてしまう、いろんな心配ありますんで、猟友会へ、猟会の皆さんを、全部ボランティアを当てにしながらいつていうのは大変だと思います。実費弁償の支援とか、あるいは将来的な共生のために山林の奥地のほうへの広葉樹、実のなる木の植樹、こういったものをするお考えについてお伺いをして、終わります。

簡単に答えてくれれば終わるで。

産業振興課長

最初に、まず猟友会への支援ということでございます。

現状でございますが、猟友会への支援につきましては、駆除対策に対する費用や免許取得、講習会への費用負担、捕獲報償費といった金銭的な支援のほか、くくりわなや止め刺し等の配布といった物的な支援も行っているところでございます。

町長

ゾーニングの取組について、やっぱり、ゾーニング、いろんな上伊那の地域でもやられておりますけれども、ゾーニングとともに、環境をどういうふうに整えていっていかつていうのが非常に重要かと思つています。

というのは、草を刈っただけではほとんど対応できなくて、やっぱり、里にあるいろんな残滓ですとか、あるいは木に残っている果物、そういったものを求めて下りてきますし、蜂蜜は、これも大好物ですので、蜂蜜を求めて下りてくるということで、それら

のことを含めて、全体でゾーニングもしながら里の関係も整えていくということが非常に重要かと思えます。

養蜂農家につきましては、もう電柵で困うしかないんです。それしかも対応ができませんので、そういったことも含めてやっていきたいと思えます。

それで、山の奥、議員さんも昔は林務委員と一緒に山を見ていただいた経験があるかと思えますけど、今は非常に山が荒れている状況であります。

それで、今、主伐再生林をやっていますけど、自分は、主伐再生林も大事ですけども、やっぱり間伐して100年200年の森をつくっていくということも大事かと思えますので、そういう中で豊かな森をつくっていくということを進めてまいりたいと思えます。

すぐには結果が出ませんが、町全体、それからゾーニングについては広域的な対応も必要ですので、広域的な対応を今上伊那広域連合等で研究しているところでありますので、それらも含めて総合的に対応していきたいと思っております。

〔折山議員復席〕

議 長

10 番 浜田稔議員。

〔浜田議員質問席へ移動〕

10 番

浜田議員

それでは通告順に3件の質問をいたします。

1番目は「自治会への募金等の徴収に対する町執行部の見解と現状・今後の取り組みを問う。」、2番目が「自然エネルギーは誰のものか。」、それから3番目が「町内製造業支援の進捗を問う。」と、この3件でございます。

あらかじめ、実は質問通告書の中にちょっと事実誤認がありまして、町の今の自治会等のあり方検討会の結論ではない部分をちょっと間違っただけで私が引用してしまいました。当該のところでは訂正したいと思っておりますので、聞いている内容はほとんどそのままですので、趣旨をお酌み取りいただきながら答弁いただきたいと思っております。この件は、一応議長には御了解を得ております。

まず1番目の質問ですけれども、1-1、町民から、この夏、自治会費と併せて各種募金が一方向的に定額で徴収されていると、それで寄附者の意向が尊重されていないので改善を望むという御相談を受けました。私なりに説明はしておきましたけれども、この問題について町側の見解を求めたいということでもあります。

それでこの件について、これはちょっと私の間違いだったんですけども、町の組織のあり方検討委員会でも自治会組織への募金の重さを取り上げていて、調査、検討行って自治会や町に提言するというふうには私は質問通告の中で書きました。

ただ、これは事実誤認でして、これは多分町の組織ではなかったんです。ちょっと、私、引用元を忘れてしまったんですけども、今示した文章は私の間違っただけ引用ですので、これについては取り下げたいと思っております。

ただ、いずれにしても、町側の今の正式名称は飯島町自治組織あり方検討委員会という名前になっていまして、それで、全てここの文章を昨日改めてチェックしました。報

告書の中には今申し上げたようなことは書いてなかったので、一般的な考え方として町はどう考えているのかということをお尋ねしたいということです。

まずこの点について町長の見解をお尋ねしたいと思います。

[唐澤町長登壇]

町 長

自治会費と併せての各種募金の一方的な徴収、定額で徴収されているということでありまして、町としましては、これは任意の寄附という性格で、今年3月にも文章を出しております。それはホームページでも公開されておまして、内容的には「◆募金は個人に徴収する」ということで書かれております。「・自治会運営に係る経費と外部団体への支出を切り分け、自治会運営をより分かりやすくすることができます。」ということで、例としては「各戸に募金用封筒を配布し、任意で募る」ということが書かれています。

それで、議員の地元の自治会は、去年から相談がありまして、どういう形で徴収したらいいかということで相談もあったところですが、やっぱり募金の集計がなかなか難しいということもあって、役員の手を煩わすということもあって一括で徴収するところが多かったようではありますが、町の基本的な対応としては、募金は個別に徴収するというにしております。

今あり方検討委員会で検討しておりますので、この件も含めてしっかりと検討してまいりたいと思っておりますけれども、やはり募金は任意であるということで、認識でございますので、よろしくお願いたします。

[唐澤町長降壇]

浜田議員

今基本的な考え方は伺いました。全くそのとおりだと思います。

それで、最近に起こったこととして、長野日報の報道、24日付で南箕輪村での動きが報道されておりました。新聞記事よりもインターネットのほうが見やすかったので、インターネット版のほうをちょっと引用してきましたけど、こんな会議がありまして、その場でもって来年度から村としては区に組織的な募金を求めないことを決定したということで、村からは明瞭な意思表示があったということでもあります。これが今の南箕輪村の現状だというふうに認識しております。

それから、もう一つ、もっと重要な問題なんですけれども、事実上の募金強制は、高等裁判所の平成19年8月24日の判決で、この強制募金は無効であると、こういう決定がもう既になされています。ですので、もしもそういうことが行われれば、これは法律的には効果のない指示だということが確定しているということです。

これをもう少し具体的に言うと、どういう話かということ、ちょっと小さい字で見にくいんですけど、赤い羽根共同募金を自治会が強制的に徴収したという意見があって、これが訴訟になりまして、それで、最終的に、これは、どう言ったらいいんでしょう、適切ではない、無効であるということが大阪高裁判決で先ほどの日にちで確定したと、恐らく自治会側ないし関係側はこれに控訴しなかったもので、この大阪高裁の判決がもう確定されているということでもあります。

ですので、もし町内で、もしも自治会を通じての定額の支払いが無効であるというこ

とをどなたかが控訴されれば、自治会ないし町側は勝訴する見込みはないというのが現在の状況だということでもあります。

ですので、冒頭に、ちょっと私、引用を間違いましたけれども、町が各自治会、あるいは自治組織に対してこのことを明確に伝えないと問題を将来に引きずることになるとというのがこの問題の現状ではないかというふうに思います。

そういうことで、私が提言だというふうに、さっき認識して一般質問を書いたんですけども、町あり方検討委員会から町内の自治組織、区や自治会に提言するというのはあまりにも消極的なやり方で、もう明白にこのやり方は速やかにやめるべきだということや自治組織に伝えるべき段階にあるのではないかというふうに思っているわけですけども、この点について町長の見解を求めます。

それと、あわせて、1回、今町内44自治会のうちどれだけの自治会がこのルールに抵触しないで行われているのか、逆に従来のおり定額を徴収している自治会はどのくらいあるのか、これは、たしかアンケート調査なんかやっていたと思うんで、もし数字も御存じでしたら、その件も含めて、現状はこうである、それからどのくらい速やかにこれを徹底するのかということについてのお考えをお尋ねします。

町長 提言方式は消極的ではないかということでもありますけれども、やはり、住民自治でありますので、自治の在り方についてはそれぞれの皆さんがしっかりと認識してやっていくべきだと思っております。

それで、南箕輪も、3年前に在り方検討委員会が立ち上がって、この議論もその中から出てきている項目ですので、それで、町として、法律にも抵触するので、今回表明したように、募金は任意であるということを表示したところだと思います。

町としましても、基本はもう表明しておりますので、あり方検討委員会の中できちんと理解を求めるように進めていきたいと思っております。

現状の徴収方法の集計については担当課長から申し上げます。

企画政策課長 アンケートなり聞き取りをして、確かにやっちはいるんですが、回答を全部、ちょっと頂けていない部分もございまして、ちょっと全体を把握できていない状況でございまして、今ちょっと数字的なものを申し上げられませんが、そこら辺も含めて、またちょっと調査なり聞き取り等をしてまいりたいと考えているところでございます。

浜田議員 先ほど、法律的なことを申し上げましても、確かにそれぞれの自治組織が自らこの問題を正確に理解して行うことも大事な側面だと思いますので、上から方式でやるのは確かに私も問題かと思えます。

ただ、やり方があるので、ぜひ速やかな実施を求めたいと思います。

一例ですけども、先ほどの町民からの答えに対しては、私が今暮らしている本郷第1自治会の現状を御説明しました。

それで、本郷第1自治会では、集金が大変だと、今はお勤めの方がどうしても役員をやることになってしまうので、昼間はお留守だったり、それから夜お金を持ってこられても、非常に狭い道で車を止められないとか、いろいろ不便があるということで、数年前に、それぞれ、農協の口座に個人が、毎月なり一年一括なり、自治会費を納入すると

いうことで、集金の手間はもう省かれることになりました。つまり、会計は実際のお金をもう手で扱うことはなくなったということです。

さらに、それに加えて、いわゆる募金の類いが定額でいいのかということも自治会の中でかなり繰り返し議論されまして、現状は次のようになっています。

年度末に、赤い羽根ですとか、あるいは社協ですとか、様々な募金の種類がありますが、これに対してそれぞれの家庭が応じるか応じないかという一覧表を作ります。それで、皆さん作って年末の総会までに提出します。

それに応じて会計係が、総額の振り分け先が分かるわけですから、それに応じてそれぞれの団体に必要な募金を振り込むということになります。

ですので、会計さんは年末に出された各戸の全体の集計を確認して、それで、その都度、各任意団体、社協なり保護司会なりに支払いすると、こういうことが確定したということで、やり方としてはかなり合理的かなというふうに思っていますので、御参考までに既にそういうことやっている自治会があるということを知っていただきたいと思えます。

ただ、この件について、私がもう一つ不満だったのは、例えば保護司会は、多分回覧の中に年2回ぐらい保護司会便りというのが来ますし、それ以外、赤い羽根にしても日赤にしても、いろんな報告が行われるんですが、残念ながら会計報告はないんですよ。

要するに、そこで集めた募金がどういうふうに使われたかということがないので、これは、逆にそういう組織のほうに、町が間を取り持つのであれば、一回求めてもいいのではないかなと、それで、それがこういうふうに使われているということが分かれば募金に応じた方々もより深く理解するのではないかっていうことを今回改めて感じた次第です。

これはちょっと、ついでといえばついでなんですけども、そんなやり方もあるということなんです。

あと何か気になったことがあったかな……。

以上ですので、この一連の提案も含めて速やかに実行していくのであれば、大体いつ頃とかいうお話も伺えればと思いますので、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

町長

各種団体の募金の使用用途については、赤い羽根共同募金は年2回発行されますお便りに使用用途も書いてあります。また御覧いただきたいと思えます。

ただ、保護司会は、やはり無報酬でやっている活動ですので、誰がどのように使ったかっていうのは非常に難しい問題もあります。

それで、主には交通費等に使われているというふうに推測しておりますけれども、またそういうものが出ればきちんと対応してまいりたいと思えます。

それから、いつまでにやるかということでもありますけれども、これは、もうあり方検討委員会の中で早急に対応してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひします。

浜田議員

分かりました。

もう一つ申し忘れたんですけど、先ほどの南箕輪村の場合には、任意にすると、当然、各団体への額が減るだろうと、それで、それに対して南箕輪は村でその分を補填すると

いう政策をやっているんです。

これは、確かに南箕輪は飯島に比べるとはるかに財政力があるので、そのところはちょっと検討する必要があるのかなと思いますけども、町の財政力をどういうふうにして豊かにするかについては3番目の質問の中でちょっと触れていますので、いや、2番目かな、また後ほど、その点については別の議論として考えたいと思います。

では次に移ります。2の質問です。

2番目の質問は「自然エネルギーは誰のものか。」という質問です。

この間、私から見ると非常に情けない事件が幾つか起こりました。

1つは、昨年、上伊那森林組合の土地に木質バイオマス発電所が設置されました。

これは、川の流木やなにかを使って木質バイオマス発電をして、それで、それを伊那市が伊那市の成果として——伊那市も出資しているんですかね、CO₂の削減に貢献するんだということで、上伊那森林組合は上伊那8市町村が出資したりその後の補助金を出したりしているはずなんですけれども、なぜか伊那市の手柄になってしまったと、それで、飯島町なり何なりの名前は、この話、報道には全然出てこなかったという事例が1つありました。

それから、もう一つ、実は、この件はその後問題を起こしまして、数日前ですか、予定していた発電量よりもはるかに現状が届いていないということで、流木だけでは足りないのではほかの材も使いたいといったことも含めて伊那市側が説明をしたんですかね。

要するに、伊那市と上伊那森林組合が我々から見ればある意味勝手にやったんですけれども、その結果について後でトラブルが起こったということになりました。

それで、これについては——一つ一つやったほうがいいのか。

町ではどの程度この状況の報告を受けているのか、上伊那森林組合が絡んでいるという意味で。

それから、幾つかの疑問がありますけれども、もう一つは、この経営は、もしもお湯を使う、湯の、お湯——恐らくバイオマス発電ですから電気を発生します。それで、それ以上に熱湯が出ます。一番効率的な機械でも熱量の4割が電気、6割が熱になるはずなんです。これは飯島町でかつて計画していた三井物産の装置がそうでした。

そうすると、今の固定価格買取制度では収益が合わないはずなんです。私も計算しましたけれども、水力発電の固定価格買取りが今34円なんです。それに対してバイオマスの買い取りするのが42円なんです。つまり8円の値差しかないんです。それで、8円の値差で原材料を仕入れることは不可能です。ペレットはもっと高い、20円以上しますから。

そうすると、この穴を埋めるには、お湯を売れるものとして、例えば銭湯に使うなり足湯に使うなり、何らかの形でお金に還元できないと、実は赤字経営になるのは目に見えているわけです。

ですので、今回の故障の問題もそうなんですけれども、そもそも上伊那森林組合と伊那市の事業は、黒字経営だったのか、黒字の見通しのある事業だったのか、もしそうでないとすれば一体誰がこの赤字部分を補填しているのか。これは当然出資者である飯島町も知る権利があると思うんですけれども、この件について町側はどれだけ把握してい

るでしょうか。

それから、さらに加えて、今回の不祥事で起きた穴埋めは一体誰がやるのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

町長

バイオマス発電施設の関係ですけれども、これについては、森林組合は敷地を貸しておりますけれども、事業は伊那市の事業であります。国の支援金を受けてやっているところであります。

自分も、このバイオマス発電、採算はなかなか取れないと思っています。一般の山に生えている木を切ってきて、それをチップにして原料にして発電するというのは現実的ではないと思っています。

特に、東白川村と白川町で2004年から始まったバイオマス発電ですけれども、自分も見に行ったんですけれども、なかなか当初は成功しなかった。それで、最近になって供給するチップの組合をつくって、それで、いろいろな廃材、建築物の廃材、そういったものをチップにしてようやく軌道に乗ってきたということで、もう20年以上たつんですけれども、なかなか軌道に乗らなかったというのが現状です。

ですので、今回は、伊那市のもくろみとしては、ダムに溜まった流れ木を国から譲り受けて、それをチップにして発電していくというものだったと思います。

それがきちんとうまく動いていけば、多分採算にベースには乗るのではないかと思いますけれども、なかなか発電機がやっかいでして、飯島も取り組んだ経過もありますし、自分はその前に群馬県上野村へ行ってドイツ製の発電機も見てきましたけれども、やっぱり御機嫌が悪いんです。ちょっとした、いろんな粉じんや、そういったもので機械が止まってしまう。また、その機械を掃除するのに1か月ぐらいかかるということで、発電としてはかなり厳しい状況でした。

そういった中で、今回はそういった流れ木を使うということでもありますので、採算的にはそれを使えば何とかなるのではないかと思いますけれども、いずれにしても、事業としては伊那市の事業ということで認識しておりますので、この赤字分が各ほかの市町村に回ってくるということはないと思います。

浜田議員

分かりました。今のは確かなお答えということで確認させていただきました。

実際、上伊那森林組合の作っているペレットは非常に上質で、日本でもトップクラスなんです。

ただし、値段は非常に高く、もともとバイオマス発電機に使えるものではない。そうすると、このバイオマス機は、恐らく、想像するにペレットではなくてチップだと思ふんです。

それで、日本でチップを使った発電機で、バイオマスで成功しているところはほとんどないんじゃないかと思ふんです。

ペレットですと、材料も非常に、杉や松の比率も制御して、ほとんど燃えかすの灰もないんですけれども、チップの場合にはもっと大きいですから乾燥が非常にかかると。

おまけに、日本の土壌はカリウムが多いんで、クリーン化といって最後にカリウムを中心とする固まりができてしまって、それで燃焼不良を起こしちゃうと、後が大変と。

それで、さらに加えて、その場合には、多分発電機は水蒸気タービンだと思うんです。水蒸気タービンの実は効率ってそんなに、超大型でない限りよくないです。四日市あたりでは巨大な水蒸気タービンをやっていますけれども、この規模だったら多分効率はよくないと。

そうではなくて、飯島町でやっていたのは、ガスを蒸し焼きにして、その排ガスでディーゼルエンジンを使うので効率が40%ぐらいでしたけども、もともと水蒸気タービンで小規模だったら、多分20%ぐらいじゃないでしょうか。

そういう意味で効率が非常に悪くて、採算性も悪いということで、これは、よその市がやったことに我々がちょっかいを出す必要はありませんけれども、もともと赤字が見えていた事業で、しかも、とってプロのやったこととは思えないようなひどい話だなということ、をつくづく思った次第です。

そういうことで、採算も取れないようなことで自然エネルギーに貢献していると言っているのかというのが今回の疑問の一つ目の話です。

それから、2番目に行きます。

2番目は、まだ計画段階ですけれども、隣の駒ヶ根市で中央アルプスこまかっぱ館発電所というのが計画されています。それで、これは、実際の事業者は県の企業局ですけれども、あ、駒ヶ根市と県の——これは字が間違っていますね。県企業局の事業として進められています。

ところが、このいろんなパンフレットが出ているんですけれども、非常に残念なことに飯島町の名前がどこにも出ていません。

それで、これは中田切川の上流で取水して、それでこまかっぱのあそこの施設の近くのところで発電するような構図なんですけれども、県の資料、それから企業局の資料、駒ヶ根市の資料、どれを見ても駒ヶ根市を流れる中田切川っていう記述になっているんです。

これは冗談じゃなくて、中田切川は駒ヶ根市と飯島町の間を流れている川で、少なくともその右岸整備は飯島町がやっているはずですよ。ところが、紹介資料の中にはどこにもこの話がなかったと。

それのみならず、この発電所の命名も全て駒ヶ根の小中学生へのアンケートで決められていて、そういったことも飯島町には何の連絡もなかったと。

要するに、飯島町そっちのけで両市町の間にある川の活用が一方的に行われたと、一体こういうことが行われていいんだろうかというふうに私はつくづく感じた次第です。

こんな感じですね。写真はちょっと小さいですけども、中田切川の上流のところでは取水して、大きく山の中を超えて、落差を設けて、それで2,000キロワットぐらい発電所を下流のほうに造って、そこで放流すると、こんな計画のようです。

それで、まずお尋ねしますけれども、そういう動きに対して駒ヶ根市側から飯島町に対して何らかの説明なり御挨拶なりあったのかと、この点についてお伺いしたいと思います。

町 長 中央アルプスこまかっぱ発電所、この事業については県の企業局の事業であります。

ですので、飯島町の与田切発電所も県の企業局ですので、それぞれ、河川のいろいろな管理ですとか水利権、そういったものを総合的に勘案して、今、分水して駒ヶ根に行っている部分、これは、もう水利権によってきちんと分水されていますので、それを使って企業局が発電をしているということですので、駒ヶ根としてはほとんど関与していないということです。

それで、中田切川の地形を見ると、中田切川が飯島と駒ヶ根の境ではないんです。駒ヶ根の境は傘山の麓まで行っているんです。

それで、一般的に飯島町の領土って言っちゃいかんけど、山についても駒ヶ根市が入ってきているんです。この下流もそうです。ひかり味噌の近辺については駒ヶ根市の領地になっています。昔の水争い関係で、境起点というのがありまして、そこからどのくらいの距離で駒ヶ根市と飯島町を分けているんです。

ですから、どこの土地が飯島か駒ヶ根かっていうこともありますけれども、やっぱり水利権によって、発電をしているのは企業局でありますので、駒ヶ根市としては関与してないと思います。

ただ、やっぱり、うちも分水したものを猿ヶ城用水で使ったり、下流のいろんな用水で使っていますので、これについては、竣工式に呼んでくれと、やっぱりいろいろ理解したいんで呼んでくれということで、竣工式には担当課長が出席したところがあります。

ですので、全くお任せではなくて、そういった意味で、いろいろな情報を得ながら対応しているという状況です。

浜田議員

何だか寂しい話ですけども、そういうもんですかと言うしかないです。

それで、3番目は、越百のしずく発電所です。これは間違いなく飯島の真ん中を流れている与田切川のエネルギーを利用した水力発電なんですけれども、報道では、全量がエプソンの伊那事業所と、それから、多分エプソンに関係する県内の各事業所で消費されることになったという報道がありました。これでいいのかということなんです。

ちょっと先に言ってしまうんですけども、これについては、昨年11月から12月までに利用者の公募があったそうなんです。でも、多分、結果から見ると、町内からの応募はなかったのか、あるいは町や町内の事業者さんに働きかけを行わなかったのか、いずれにしても町内に流れる川で発電している電気が町内に対しては何の還元もしないということになってしまったんですが、このあたりについて町はどういうふうに動かされたのか、あるいは町内の事業者さんの動きはどうだったのか、ちょっと私にはよく分からないんで、このあたりの説明をお願いしたいと思います。

町長

越百のしずく発電所の関係で、電力需要者の募集に関する質問でございますけれども、まず、越百のしずく発電所の事業者であります県企業局では、購入企業と直接契約することで購入側の環境配慮などのアピールとゼロカーボンの推進につなげることを目的に公募型のプロポーザル方式により募集が行われ、その結果としてセイコーエプソン株式会社と中部電力ミライズ株式会社、それから長野県企業局の3社によるオフサイトPPA、これによって取組に至ったものであります。

この募集では、電力を購入する企業と小売の電気事業者が共同で募集する必要がござ

いましたので、当時、町と関連のありました小売電気事業者、これは、ちょっとお名前は伏せておきますけれども、こちらを通じて町内企業に働きかけた経過があります。結果的に要件上で折り合わずに応募には至らなかったということでもあります。

また、町としましてもふるさと納税でこの電気を使えないかということで打診したところでもありますけれども、全量がオフサイドPPA方式に基づいて実施されるということでありましたので、実現に至らなかったところでもあります。

それから、全く企業局は町に対して恩恵がないのかということでもありますけれども、企業局としては、いろいろ、道路を使ったり、あるいは林道を使ったりしますので、そういった修繕の交付金ということで、企業局から毎年交付金をいただいております。

これについても、今回、越百のしずく発電所ができましたので、交付金の額がかなり引き上げられるという予測でございます。

駒ヶ根市も同じように企業局で発電をしておりますので、最終的にオフサイドPPAでほかの事業者でやったとしても、駒ヶ根市も林道整備や市道整備に交付金が下りるような形になるかと思えます。

ですので、全く企業局から恩恵がないかといいますと、そうではなくて、いろいろな面で恩恵をいただきながら事業に協力しているということです。

また、今回は濁り水の少ない与田切川の源流からの取水をしておりますので、ぜひとも、これを飯島町の浄水場で使って、いつも取水停止になってしまいますけれども、そういう事態を極力抑えていくということで協力を願っているところでもありますし、またその水で、0.06立方ということでもかなり少ないんですけども、発電も企業局と一緒に研究をしていきたいと考えております。

浜田議員

よく分かりましたけども、実は今回このタイトルにある自然エネルギーは誰のものかというそのものの質問を、私、外してしまったんです。

要するに、そういう様々な動きがあつて、多分、町内企業も越百のしずく発電所の電気を買おうとしたら、多分それなりの上乗せしたお金で、環境にいい電気だからということで、ある程度豊かな企業じゃないとこの電気を買えなかったんじゃないかなってふうに想像するんですよ。それで、飯島町の企業にはそこまでの財力がなかったのかなというふうに考えるわけです。

ただし、この3つの事例を通じて私がつくづく考えたのは、自然エネルギーとは誰のものかという話なんです。

それで、今年3月、ちょっと出典は忘れちゃったけども、地方紙の中にこんな記事が出ていました。

飯田におひさま進歩エネルギーっていう会社があります。飯島のエネルギー調査にも力を貸していただいた会社ですけども、ここが野底川のところで300キロワットぐらいの発電所を稼働させています。

それで、これを昔の記事と結びつけた記事が新聞に出ていました。

それは何かというと、今の飯田線の元になっている伊那電気鉄道と、それから当時1つの村だった遠山村との確執がその当時起こったと。っていうのは、当時の電気需要つ

ていうのはほとんど照明しかなかったんです。洗濯機やあれは三種の神器の頃ですから、戦前にはそんな需要がなくて、その電気に対する供給源っていうのは、実は伊那電気鉄道しかなかった。

それで、伊那電気鉄道は収益を上げるためにかなり法外な金額を遠山村の皆さんに求めたと。それで、遠山村の皆さんは冗談じゃないということで200人ぐらいが県庁に押しかけて、何とかしろみたいな話があって、最後どういう解決したのかは分かりませんが、一時、遠山村は伊那電気鉄道からの給電を断って自分たちで野底川に発電所を造ろうと思って申請を出したと。しかし、それが県の許可することならなかったという一連の確執があったようです。

それで、このことから見えてくるのは、もともとの表題、自然エネルギーは誰のものかということになるわけですが、私の考えでは、やっぱりそのエネルギーが存在している地域が自分たちで処分する権利を持つべきだということじゃないかというふうに思っているんです。

それで、その点では長野県よりも岐阜市のほうがはるかに進んでいまして、中津川市にかなり大きな水力発電所が山奥にあります。そこはたまたま一級河川じゃない領域だったんですけれども、国が2億円を出して、それで県の事業として県が1億円の事業としてスタートしました。それを最終的には中津川市に譲渡しているんです。それで、中津川市が支払ったのは多分1億円です。

それで、恐らく5,000キロワットぐらいの——5,000キロワットじゃない、かなり大きな発電機だったんで、数年もすれば中津川市の方は償却されちゃうんです。

それで、かなり手厚く県の保護で行われた発電所で、それで中津川市には発電課という課があります。というぐらい自然エネルギーについてはかなり住民の側に貢献するような制度が取られているので、実は長野県もその辺は学んでほしいというふうにつくづく思った次第です。

それで、もう一回、繰り返しますけれども、自然エネルギーは誰のものか、私はその地域のものであって、それで、これは町がバックに入っている飯島町の自然エネルギー推進協議会の共通理念でもあります。

ですので、先ほどのような事情が理解できなくありませんけれども、やはり本来の仕組みを町のスローガンとしても掲げて、県、そのほかのところとやっぱり交渉していただきたいというふうに思います。

それで、これは一般質問になかったので、私の見解を述べるに留めたいと思います。

昔、ベルギーの何かの大学教授に私がさりげなくある質問をしたら、あなたの質問非常によろしくない、自分の質問をするからには自分はどういう意見を持っているかを言ってから質問しなさいと言って注意されたことがあったので、今後の議会で質問したいと思いますが、あらかじめ私はそういうふうに考えているっていうことを申し上げるに留めて、町長のお考えはどこかで言っていただいても結構ですけれども、通告になかったので次の質問に移ります。

それで、次の質問は、3番目「町内製造業支援の進捗を問う。」ということで、これは

ちょうど1年前の質問の続きです。

昨年12月議会の一般質問で、町を含む——これは変な、主なじゃなくて上伊那地域ですね。は県内でも異色の製造業に支えられた地域であって、財政人口の縮小均衡をはね返す大きな可能性を持っているということを昨年12月の議会で私は述べました。

だから、飯島町がどんどん人口が減って行って未来がないという考え方ではなくて、実は上伊那の文化そのものを取り入れれば、実は飯島町はそれをはね返せる力があるんだということをおある調査で申し上げたわけです。

それで、お忘れの方もいらっしゃると思うんで、そのときのデータを簡単に示します。棒グラフがあって、一番左側が長野県の収益構造です。

一番左側が第1次産業——農業、その他ですね。

それで、真ん中が製造業です。第2次産業。

それで、一番右側が第3次産業——商業、観光、その他ですね。

ということで、長野県は、実は観光や商業で成り立っている県なわけです。

ところが、真ん中は南箕輪村です。第2次産業——製造業が飛び抜けています。それで付加価値も、ちょっと数字は読めませんが、かなりの金額です。

それで、一番右側が飯島町です。やはり同じように、南箕輪村とほぼ同じ構造を持っています。

ただし、何が違うかという点、南箕輪村は飯島町の人口の約2倍なのに対して、付加価値額がその1.5倍、つまり、構造は一緒だけれども、それ以上に南箕輪村は稼ぐ力があると、これが南箕輪村の現状です。

ですから、先ほど申し上げた、例の、何ですか、募金やなにかの穴埋めをできるという理由は、この財政構造そのものにあると思っていて、それで、それは飯島町でも決して不可能ではないということを申し上げたのが12月の一般質問の結論でした。もっと豊かな財政になることもできるし、それだけの潜在力を飯島町は持っているんだと。

それで、当時、無料でちょっとお試しの調査をできる機会があったので、上伊那の30社の企業の数と企業の平均年収を比べてみました。

それで、その中で明らかになったことは、企業の平均年収では飯島町は4番目なんです。

一番右の縦の行を見ていただくと分かりますけど、伊那市が10社あって、平均で137億円、飯島は1社、七久保の優良企業がありますけれども、1社で48億円。

ですので、順番から言うと上伊那8市町村の中では4番目です。決して下のほうじゃないと。

それで、飯島町の企業が力を合わせればこの額をもっと大きくできることが、大きな可能性があるということをおある調査で申し上げたわけです。

ということで、去年、町側にお願ひしたのは、単に、何ですか、企業誘致だけではなくて、町内企業の活性化をもっと推進する施策を打ってほしいということをお提案しました。

それで、そのとき私は具体的な提案はできなかったんですけども、今回考えてみて、

特許料の出願は結構大変だなということを改めて感じまして、例えば特許料の補助をしてはどうかと。

それで、これも最初から補助するのは、値打ちがあるものになるかどうかは分からないんですけども、そうじゃなくて、本当に価値が出てきた段階で、その維持費を例えば補助してはどうかというのが今回の提案の一つです。

じゃ特許料っていうのはどのくらい金がかかるのかということなんですけども、ちょっと数字が細かくて見えにくいんですけども、特許庁への出願料、これは追加料金を5年ごとに払わなきゃいけないくて、その総額が大体60億円ぐらいになります。

それから、当然、弁理士事務所を入れますので、このお金もそこそこになります。

それで、合計したものが、20年間特許を維持するとすると特許1件で大体200万円ぐらいになります。

それで、ちょっと個人的なことを申し上げますけど、私、今既に国内特許で2件は権利化しています。それから、出願中と出願予定だけで2件あります。

それから、先ほど水力発電所の砂の問題がありましたけれども、私が代表を務めている飯島町の発電会社は、既にごみ取りについてかなり強力な特許を持っていて、それで、これによって発電所の設計コストが相当安くなると思っていますが、実はその次の段階として砂の除去の技術開発を現在やっています、これは既に特許事務所と権利化の話を進めています。

かなり特殊な実験をいろいろやっていて、まだ2キロワットの発電しかないんですけども、大規模なものに適用できるかどうかを、まずは10キロワット、続いて100キロワットぐらいの実証実験をする必要があるのかなという段階まで来ています。相当なデータも持っています。

それで、話を元に戻すと、そういったように、私のような個人でも、あと個人出願の分も含めてですけども、1件出すと維持するだけで200万円、5件持っていれば累積で1,000万円ぐらいの負担がかかってくるんです。

ですので、発明して、それで業界の中で一定の技術だというふうに評価されれば、そこから補助するというだけでも企業は特許に対する障壁がうんと少なくなるんじゃないかというふうに考えるんですけども、例えばそのような制度を考えられないかということをお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

御質問の出願特許の維持費の補助はということでございます。

製造業支援策につきましては、国の施策の動向を踏まえつつ、製造業の生産性向上と地域経済の安定、発展を目指し、長野県や商工会と連携して実施しているところでございます。

具体的には、ものづくり補助金や省力化投入補助事業など、国のほうの補助制度への申請サポートであったり、先端設備等の導入計画に基づく固定資産税の減免措置の対応などを現在に行っているところでございます。

議員からの御質問の出願特許の維持費補助については、やはり製造業の競争力強化と地的財産権を守ることに繋がると考えますので、町の補助制度とできるか、また検討

浜田議員	をしまいにしたいと思っております。
	特許については、そういうことで、そういう負担が結構大きいので、逆に言えば、有効な特許であればそれなりに競争力はありますので、ぜひ具体的に検討していただきたい。
	ただ、本当に価値がないものに特許料の支援をするのは難しいので、ある程度業界の中で認識されてからでもいいのではないかと思います。
	それから、さっきの表の中でちょっと書き忘れましたが、もう一つ重要なのが国際特許です。
	それで、私も1件出しています。これは出願するだけで200万円かかるんです。その代わり、出してしまえば、一応欧州と、もう一つ、お客さんが東南アジアの国に製品を出そうとしているので、それについてもとっても大きな支えになります。
	それで、もちろん特許庁のほうはいろんな補助制度をつくってまして、発明協会に働きかけるとか、私のような個人がやるときにはそこに相談すると全体に特許料の値引きをしてくれるとか、それなりの施策があるんですけども、それ以上にもっと強い補助制度を考えていただきたいと思います。
	もう時間も押してまいりましたので最後の質問です。
	当時は、何か飯島の先ほどの企業以外にももっと発展性があるところを盛り立てていくという意味で、こんな指標でチェックしてはどうかということで、今回は具体的に幾つか並べてみました。
	販売高と経常利益がどのくらい伸びているか、それから企業間連携とか事業の増加、それから新規市場への製品展開などが指標として町の政策がどのくらい効果を上げているかということを見たらどうかということ、まだ思いつきレベルですけども提案したいと思います。お考えをお聞きします。
	それで、これのお答えによって質問を終わりたいと思います。
産業振興課長	昨年の効果指標ということで質問がありました。
	それで、今回は販売高、経常利益等の御質問でございますが、議員より、町内製造業の振興のために効果指標は重要だと思っておりますが、現在は設定をしておりませんが、また今後、町の支援が企業の成長にどういった影響が出るか検証が必要と考えておりますので、またこういったところは熟慮していかなければと考えております。
浜田議員	終わります。
	〔浜田議員復席〕
議 長	ここで休憩とします。再開時刻を午前11時とします。休憩。
休 憩	10時43分
再 開	11時00分
議 長	会議を再開します。
	5番 三浦寿美子議員。

〔三浦議員質問席へ移動〕

5番

三浦議員

マスクをしたまま、できるだけ大きな声で質問をしたいと思います。

それでは通告に従いまして質問をしていきたいと思います。

最初に交通安全対策ということで質問をしたいと思います。

まず、カーブミラーの不具合や色あせて見にくくなった道路標識がところどころにあります。

お手元にお配りしました写真を御覧いただければと思います。

これは、日影坂を上って荒田線に入ってきますと、御覧のとおり、8本の道路標識、ここに写してまいりましたけれども、ほとんど何の標識か分かりません。

皆さん、ここを通るときは結構スピード出してきますけれども、標識のあることを認識している人がいるかどうかというふうな状況になっております。

それから、次の写真は飯島駅南の踏切なんですけれども、東側に四つつじがありますけれども、よく見ないと分かりません。夜はますます見えにくくなっております。

それから、その下の写真ですけれども、山久の火の見やぐらのところにあるカーブミラーなんですけれども、随分前から傾いております。

右側のカーブミラーの写真を御覧ください。

景色が映ってしまっていて、道路は映っておりません。私、これは車の中から撮ってみました。というような状況です。

それから、次の写真ですけれども、これは上ノ原幹線へ中学のテニスコートのところから出るところです。停止線は見えますけれども、止まれの標示は、全くもう、ほとんど見えていないという状況です。

それから、その右側の写真は、ここを出て行って中学の横断歩道のあるところ。中学西側ですけれども、横断歩道があって、子どもたちが渡る標識があるんですけれども、目を凝らして見ないとよく分かりません。

それから、この下の写真は、この西の道路をまっすぐ行きますと岩間にたどり着くんですけど、農道の岩間という交差点のところに出る、左に行くと出るところなんですけれども、事故、どなたかぶつけたんでしょうか、カーブミラーがもうほとんど倒壊寸前という状況になっております。

この右側の写真はその道路の右側の交差点なんですけれども、停止線も見えませんし、止まれもほとんど消えているという状況になっております。

ということで、こういう状況はよろしくないんじゃないかということで、そういうことを認識しているかどうかということについてお聞きをしたいと思います。

〔唐澤町長登壇〕

町長

道路のカーブミラーや標識についての御質問でございますけれども、自分も歩く中で、カーブミラーの見にくいもの、倒壊のやつは最近だと思いますけれども、なっております。

また、いろんな標識が見にくくなっているのは事実でございます、以前、緊急雇用

事業で全町的に調べた経過もありますけれども、それ以降調べてありませんので、また不具合のあるところは調べながらやっていきたいと思ひます。

また、道路標示というのも非常に重要かと思ひます。表示も見えにくくなつておりますけれども、春先にかけて、これから多分表示が見えにくいところは表示されていくと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

カーブミラーにつきましては、自治会からの要望によりまして現物支給で対応させていただきます。

町道の道路標識につきましては、道路管理者の町や交通管理者の警察、あるいは公安委員会が設置、管理はしているところであります。

現在のような形で道路が整備されてから50年以上経過しておりますので、いろいろな道路全体で補修が必要な段階となっております。

御質問の道路に付随する看板等の設置につきましても経年劣化等への対応が必要となっておりますので、その対応につきましては副町長からお答えしたいと思ひます。

〔唐澤町長降壇〕

副町長 お答えをしてみたいと思ひます。

まず、議員御質問のカーブミラーにつきましては、町長の申し上げたとおり、従来から自治会からの申請に基づき町から現物支給させていただく形で対応しており、その内容につきましては、年度当初、区長・自治会長会において御説明をさせていただいております。毎年説明をさせていただいております。

ここ最近では経年劣化による更新の申請がほとんどで、要望いただきましたカーブミラーにつきましては全て対応させていただいております。

次に、道路標識につきましては、議員のおっしゃられるように劣化して見えにくくなったものもありますので、計画的に更新をしてみたいと思ひます。

御指摘をいただきましたので、この資料をまた見させていただいて、道路関係を見させていただいて対応したいというふうに思っております。

また、道路の路面標示につきましては、広域農道「しょうちゃん」北の急カーブについて右折車注意を含めたさらなる注意喚起を検討しておりますし、現在県で実施しております広域農道歩道工事に併せて横断歩道移設もしてもらうことや、飯島駅北の県道日曾利線の踏切前後のカラー舗装化など、地域の要望に応じて関係機関へ働きかけもしておりますので、これからもそういうふうにやっていきたいと思ひますので、お願ひいたします。

以上でございます。

三浦議員 できるだけ速やかにというふうに思ひますけど、自治会で年度当初に要望しているのはよく分かるんですけど、例えば地域の人たちがとか、いつも使っている通りがかった人たちがここはまずいぞとか、実感として分かるところはそういう方たちが町にこういうところはちょっとまずいよとかって言うふうに言って、それが確認されて改善されるというようなことができたほうが速やかに改善される部分もあるんじゃないかっていうふうに思ひますけど、その辺は、やっぱり自治会を通さないとうまくいかないこ

と为什么呢。

副町長 町といたしましては、要望は受けます。言われれば受けますけども、一応、どこの自治会からっていうのを、一応今までのルールとしてやってまいりましたので、はっきり言って予算的なものもございますので、そこで整理をさせていただいて、緊急性の高いものからっていうことにはなるかと思えますけども、今まではそういう対応でやっておりますので、よろしくお願いいたします。

三浦議員 標識によっては町の所管ではないとか、そういうものがあるという理解か、町に要望すれば町が全部対応できるのか、その辺はどうでしょう。

副町長 道路の規模というか、でかいものにつきましては、県道、国道、そういうものにつきましては県の対応だし、町道につきましては町の対応だというふうに思っております。

ただ、信号機でありますとか、そういうものにつきましては、ちょっと公安委員会と警察と協議をしなければいけませんし、町が要望いたしましてもできない場合とか、そういうのもございますので、町道と県道の交差点ですとか、そういうところは必ずちょっと協議が必要だというふうに思いますし、県の予算とか、そういうのもございますので、なかなか要望どおりにいかないとか、そういうことは今までも結構あったというふうに思っております。

三浦議員 いろいろあると思えますけども、できるだけいろんな機関ともつなげながら早く改修をというふうに思います。

ただ、予算がかかることだったり、地元の負担もあることですので、計画的に、やっぱり優先度の高いところから、やっぱりこれだけ多いとそう簡単にはいかないのかなっていう気もしますが、実際には、耐用年数とか、立っているところの光の当たり方や、いろいろあると思うんですけど、何かそういう、本来ならどのくらいの年数で改修しなければいけないとか、そういうものはあるんですか。

副町長 耐用年数、確かに議員さんのおっしゃるとおり、カーブミラーですと、日がうんと当たるところだとか、そういうところは多分劣化は早いんだろうなっていうふうにちょっと思っていますが、耐用年数があるかどうかっていうのは、ちょっと私の中での認識がないんです。

標識につきましても、今までの経過を見ていると、大体使えるものは使っていく、これ、今写真でお示しいただきましたものは、多分もうほとんど見えないというようなものもございますので、これは順次変えていくようにしなければいけないと思えますけども、20年とか30年とか、そういうもので使えるものが耐用年数あるかって言われると、ちょっとそこんところは、ちょっと認識しておりません。申し訳ありません。そんな具合でございます。

三浦議員 ということで、実態がそういうわけですので、カーブミラーも含め、標識も路面標示も、以前に私が路面標示をするべきだというようなことで、東部保育園が新しく移ったときに、バイパスもできて交通量が増えるので危険だという話をしましたら、早速に路面標示をしていただいたりしました。

なので、新しい路面標示だとよく見えて、やっぱり、ついアクセルから足が緩むとい

うような効果もありますので、できるだけ早く対応していただきたいなというふうに思います。

それで、いろいろ、もう副町長さんに答えていただいたので、あんまり言うこともないような気がしますけれども、ぜひ交通事故が起こらないような早めの対応をお願いしたいなど。

実は、岩間の交差点は、私の知人が下のほうから、舟久保のほうから上ってきまして、農道に出ていくところで飛び出してきた車にぶつけられたことがありまして、やっぱり路面標示がしっかりしていれば、そこでちょっとアクセルからやっぱり足が緩むと思うんですけれど、そのまま本当に緩めないで飛び出してきたっていうことでぶつけられていますので、やっぱり、案外、その効果っていうのは思った以上にあるのかなっていうふうに思っていますので、早い対応をお願いしたいと思います。

全てが町の仕事でいいんでしょうか、どうか、やっぱりお願いしないとできないことなんでしょうか。

副町長 今言われた岩間の交差点は、広域農道とぶつかる場所だということに思っておりますけれども、そこは両方とも町道ですので、そういう路面標示とか、町の対応だということに思っております。

そういうものは、御指摘をいただきましたので、町長もよく歩いて見ておるということで、いろいろ交差点の改良もするようという指示があつて、やっておるわけですので、早急にできることはやっていきたいというふうに思います。

三浦議員 ぜひ一刻も早くというか、お金のかかることではありますけれども、安全対策としてぜひやっていただきたいなど。

それで、やっぱり現場を見ながら、優先順位を見ながら、予算を当初につけていただいてやっていただけるといいかなというふうに思っております。

では、ちゃんと対応していただけるということですので、次の質問に移っていきたいと思います。

次の質問ですけれども、学校給食費の無償化ということでお聞きをしたいと思います。

昨年6月にも学校給食費の無償化について質問をいたしまして、教育長の答弁では、約3,700万円が必要だということで、財源の確保が課題になっているというふうにお話を聞きまして、なるほどと理解をしたところですが、今年度は3学期分の給食費と物価高騰分が公費負担ということになりまして、よかったなど、軽減という点ではすごく喜ばれるのではないかなというふうに思ったんですけれども、これは今後も継続的に行われていく事業というふうに考えてよろしいのでしょうか。

教育長 学校給食費の無償化についての御質問であります。

今、三浦議員の御指摘のとおり、完全無償化する場合には年間で3,700万円の財政措置が必要になるところは変わりありません。そのため、今後ずっと町で単独で負担していくってなる場合には、やはり慎重な判断が必要であり、国や県の補助金、あるいは交付金などの動向も踏まえながら、持続可能な制度になるよう検討していく必要があると考えております。

こうした状況の中で、今お話ありましたけれども、令和7年度は3学期分を無償とする形で段階的な負担軽減措置を講じる予定であります。

今後の継続についてでありますけれども、町としましては子育て支援の充実を重要な施策と捉えております。財政の均衡を図りながら無償化の拡充を計画的に進めていきたいと考えております。

具体的には、次年度以降——令和8年度以降になりますけれども、令和8年度以降の実施計画の中で、現在の3学期分相当から、将来的には半年分相当へと段階的に広げていく方向で検討しているところであります。

引き続き家庭の負担軽減と制度の持続可能性の両立を図りながら適切に対応してまいりたいと思っております。

三浦議員 継続していく、またさらに軽減を図っていくための方向で検討しているということで、ぜひお願いしたいと思うわけです。

学校給食は義務教育の一部というふうに私考えているんですけれども、町長の公約の中で学校給食を無償化するというふうにされていまして、結構、子育て中の皆さんは、すぐに無償になると思って、唐澤町長になったのに何で給食費が無料にならないんだというふうに私は怒られましたけれども、そういう期待の声が結構あるんです。

それで、今もお話を聞きましたら、そういう方向で検討はされていくんだろうなというふうに思いましたけれども、その辺のところをもう一度お聞きしたいと思います。

教育長 答えします。

町長公約にある学校給食費の無償化に対する期待かと思っております。今後の検討についてお答えします。

学校給食は、義務教育の一環として子どもたちの健全な成長や教育の場の重要な場であることから、その意義は十分に認識しております。

また、町長公約でも無償化が掲げられており、保護者の皆様から期待の声が寄せられていると承知しているところであります。

ただし、法律上、義務教育の無償化は授業料等が対象であり、給食費については原則として家庭負担とされております。このため、町単独で全額無償化する場合には慎重な財政判断が必要であり、国や県の補助金、交付金等の動向も踏まえつつ、やはり、先ほども言いましたけれども、持続可能な制度となるよう検討してまいりたいと思っております。

令和7年度は、先ほども言いましたけど、全学期分のうち3学期分を無償化し、家庭の負担軽減に努めました。今後も段階的な拡充を視野に入れ計画的に対応していきたいと思っております。

一方で、全国には財源や制度の持続性の観点から給食費無償化を見直す自治体もあることが報告されております。町としても無償化を持続していくためには安定した財源をどのように確保していくかが重要な課題であると認識しております。

また、給食費をめぐるのは、多様な家庭状況が出てきております。アレルギーや体調面などの諸事情により給食を食べられず、家庭でお弁当を準備しているケースや、昼食

時に一度自宅に戻り家庭で食事を取るケースもあります。

このように、子どもや家庭の事情は一様ではないため、無償化を進める際には全ての家庭にとって公平で利用しやすい制度とすることが重要であると考えております。

また、食に関しては、子どもが食べるものについては家庭が責任を持つべきであり、給食費は保護者が負担するものという考え方も社会的にはある程度あります。

こうした様々な意見を踏まえつつ、負担軽減と制度の公平性のバランスを考量することが重要であると受け止めております。

さらに、無償化によって子どもたちの食に対する意識が変わらないよう、食べることの大切さや食べ物を大事にする気持ちを育む食育にも力を入れてまいりたいと思っております。

これにより給食費の負担軽減と食に対する意識や適正な利用との両立を図り、無理のない、持続可能な形で給食費の無償化を進めてまいりたいと考えております。

御存じかと思えますけど、現在、国のほうでは月 4,700 円の負担について検討されているところではありますが、財源がどこから出るのか、あるいはそれをどういう形で負担していくのかというところで、まだまだその部分では時間がかかるのかなというふうに判断しております。

三浦議員

よく分かりましたので、無償化に向けて検討していきながら、持続可能なということ、確かにそういうこともありますし、アレルギーの問題など、いろいろ課題も最近は特に増えてきていることですので、検討を踏まえて、ぜひ無償化に向けてお願いをしたいと思えます。

それでは3つ目の質問をしたいと思えます。3つ目の質問は「在宅介護について」ということで質問をしたいと思えます。

飯島町では、令和6年度の行政報告書では約400人が介護認定をされております。

それで、独り暮らしでも、また老老世帯でも、在宅での介護を望む、希望すれば、飯島町で必要な介護が受けられるかというところ、環境があるかどうかということについてお聞きをしたいと思えます。

副町長

介護の今の環境というか、そういうことについてでございますけども、要介護、要支援の認定者数は、おっしゃられたとおり、近年、増加傾向にございます。社会的な介護の担い手の不足もあるため、在宅介護に必要な介護事業所の資源不足が、またやっぱり心配されるどころだというふうに認識をしております。

高齢者が支援を希望する時期によっては、通所介護や訪問介護が新規に提供できない事業所が実際にあります。その場合、主には通所介護であれば町内のほかの事業所、訪問介護であれば町外の事業所を紹介することで、おおむね希望する支援を受ける環境にはあるものと思っております。

しかし、これからのこともございますので、介護保険も12億円を突破しております。ということは、これからもだんだん増えていくのかなというふうに思っておりますので、そこは注視していかないとまずいかなというふうに考えております。

以上でございます。

飯島町の中で、介護事業所は結構ありますけど、訪問介護を担える事業所は本当に少ないと思いますし、実は私もケアマネさんからお聞きをしましたら、訪問介護、ヘルパーさんをお願いするのに飯島の事業所では間に合わないで中川村や松川町にある事業所さんをお願いしているんですけれども、週2日頼めればいっぱいいっぱいというふうに言われていましたので、本当に、生活介助だとか、いろんなことをやってもらいたいと思うと、在宅で暮らしていて、それだけで間に合うのかっていうところはとても心配かなと。

それで、町内だけで間に合わないといって、よその、外部の事業所さんを、ヘルパーさんを利用するということになると、そちらのほうにもまた負担がかかっていくということになると思います。

それで、お聞きをしましたら、ケアマネジャーの話ですと、今、訪問介護——ヘルパーさん、の担い手は70代から80代が主だと、若い人はいないと。要するに、その収入ではやっていけないし、時間がいろいろですし、大変な仕事だと思うんですけれども、ですから高齢者が高齢者の介護を担って、自宅でもそうかもしれませんけど、ヘルパーさんで入ってくれる人も高齢化していて、若い人がいないのでこれから心配だというふうに話しておりました。

それで、その原因は、やっぱり、あれですかね、介護報酬が減ってきたってところが大きいのかなって思うんですけれども、先日も信毎を見ていましたら、訪問介護の事業所の倒産が過去最多で、3年連続で更新したということです。それで、「人手不足・物価高騰で」というふうに記事がありました。

この前も倒産の様子をグラフでお示したこともありましたけれども、さらに増えてきているということは、なくなっていく数が増えていますけど、それから増えたという話にはなっていないので、本当に介護のそういう在宅での支援がなくなっているんだなというふうに思います。

先ほど副町長もお答えいただきましたけれども、介護認定をされている方が増えているという状況ですので、そうかといって、じゃ施設へ入れればいっていいわけにはなかなかいかないんです。

先日もお話を聞きした方は、奥さんが施設に入っていたらそうなんです。それで、亡くなられたんですけれど、やっぱり施設に入られると、その施設に対して使用料というか、利用料を払っていくわけですので、年金だけでは足りないんで、足して、やっと頑張っていて、奥さんが亡くなられてその支払いはなくなったんですけど、蓄えを使ってしまったので、自分の年金だけで、今度自分のときはどうなるんだろうという不安を漏らしておられました。

ということで、本当に、施設に入るのも大変だけど、在宅で、じゃどうすりゃいいのってような状況があります。それで、その根源っていうのは、やっぱり介護報酬が減らされたことでヘルパーさんの成り手がなくなっていくようなのが実態だというふうに思っております。

これは飯島の話だけの話じゃなくて、全国的にそういう傾向にありますので、ぜひそ

ういう声を、介護報酬を、令和——昨年ですか、見直したときに介護報酬を減らされました。それで、やっぱりそれが大きな痛手だというふうに言われていますので、またぜひ、そういうところにちゃんと報酬を上げるような働きかけもしていただきたいというふうに思います。

今様子をお聞きしましたので、そんな状況の中で、先ほどもお話ししましたが、ヘルパーさんの年齢が70代から80代の人たちが一生懸命働いてくれているという話ですので、さて、自分たちが必要になったときに若い人がヘルパーさんをやっていていないと面倒を見てもらえないというのが周りの声です。

それで、やっぱり若い人たちにそうした資格を取って働いてもらうためには、そういう環境づくりが必要だと思うんですけども、その辺の、どうしたらよいかというか、どんなふうにお考えでしょうか。

議 長
三浦議員
副 町 長

すみません。今は3—2ですか。

すみません。3—2です。すみません。言い忘れました。

3—2で、はい。

今言われたとおりだというふうに思います。介護報酬が引き下げられましたので、そういう格好で、ちょっと成り手不足というか、不安を感じる方がいらっしゃる。

ただ、必要な部分だというふうに思っておりますので、また令和8年度は介護報酬の改定を多分やるんだろうなというふうに思っておりますが、その辺のところはどういうふうになっていくかは、ちょっとこれからのあれかなと思っております。

町の現状というか、そういう把握しているものをちょっと申し上げますと、現在営業中の訪問介護を専門にする事業所は、町内では1つです。訪問介護の需要は常に一定程度あるため、町でも心配しているところだということになっておりますが、なかなか、やっぱり増えていかないというのが現状だと思っております。

町で把握している地点で、人的資源の不足により登録者を定員まで増やせないということを各事業者さんはおっしゃっておられまして、それで、そういうことは現状にあるなということも——町内事業でやっているのは、今んところ社協さんだけではないかなというふうに思っております。

社協も、私のおふくろも頼んでおったんですが、大体、毎日多分無理って言われます。土日は休ませてもらわないとほかに回っていけない。それで、そういうのを考えて、要望したとおりに多分いかないというのが現状で、その分を補うために町外の事業所をお願いしているとか、そういうふうになってくるし、重篤になってまいりますと、夜だとか、そういうことも考えなきゃいけません。そうすると、ちょっと、なかなか難しい対応があるということは私の実感として持っております。

また、この事業所とは別に、町内には令和7年6月をもって休止している訪問介護事業所も1つございますが、これも人材不足によって休止させていただいたというふうに伺っております。

町内には、ほかにも小規模多機能居宅介護事業所や看護小規模多機能型の居宅介護事業所が存在しており、訪問介護や通所介護などのサービスを複合的に提供はしております。

す。こちらは、現地点において訪問介護や人材不足の課題について今んところ伺っていないんですけども、うまく介護保険制度の中で使っていただくっていうか、泳いでいただくっていうか、ケアマネさんとよく相談していただいて使っていただかないと、ちょっと、若干不足する部分あるのかなというふうには認識しております。

三浦議員

認識をされているということが分かりましたが、そういうわけで、実際に、本当に現場では大変ですし、これから将来が心配だということもありますので、そういう点では、やっぱり若い人がそういう仕事に就いて働いてもいいと思えるような環境づくりが大事かというふうに感じています。

それで、3—3に移りますけれども、新潟県村上市というところがありますけれども、ここでは独自に支援制度をつくってございまして、訪問介護事業所を支援しているということなんです。

それで、昨年から介護報酬が引き下げられたことを受けて、事業所に影響するんではないかという声があることから、報酬改定前の2023年度との差額分を2027年まで支援するという制度をつくったそうです。交通費への支援もあって、車1台に月額3,000円を支援するという内容になっております。

それで、村上市の市長は、訪問介護をめぐる地方の条件は一定ではないが、事業が継続されるには支援が必要だというふうに考えてこの制度をつくったというふうに言っております。

それで、今の訪問介護の報酬だけでは、やはりヘルパーを雇用しながらそういう対応をしていくっていうのに成り手がないうっていうのは、やっぱり賃金が安いっていうか、報酬が少ないっていうことが一番のネックになっているのではないかなと。

70歳80歳の皆さんが働いているっていうことは、年金をもらいながら、プラスアルファの仕事で何とかなっているけれども、若い人はそれで生計を立てるくらい頑張らないとやっていけない内容ですので、安定していませんし、本当に、ある程度報酬がないと事業所も——事業所も賃金をたくさん払ってしまえば経営そのものが破綻してしまいますので、なかなかそんなわけにはいかないの、その辺のところを、村上市では事業所を支援するというふうに判断されたんだと思うんです。

そういうことで、そういう在宅介護できる環境整備っていうことは本当に私は必要になっているときだなというふうに思いますけれども、そういう対策の検討を今しているかどうかということをお聞きしたいんです。

副町長

今、新潟県村上市の支援の形を説明いただきましたけど、国が決定した令和6年度からの訪問介護の基本報酬の引き下げた分を補填するものと、訪問先が遠方な場合には車の燃料費の一部を支援するもの——3,700円というふうにおっしゃられておりましたが、そういう制度なんだろうというふうには理解をしております。

都会と田舎では多分運転する距離も違ってまいりますし、集中的に訪問介護できないところが結構あるというふうに理解はしております。

令和6年度の訪問介護の基本報酬引下げの際には、国は、併せて報酬の加算を拡充することにより、基本報酬の引下げの影響はないものと制度設計したものであります、

多くの訪問介護事業所で収入が減少したことは事実でございます。

現在、営業している町内で訪問介護事業所は、令和6年度決算において加算を積極的に取得し、基本報酬の引下げの影響を最小限にできたと同っております。

こちらの事業所の人的資源の不足については、単純な人材不足だけではなく、法人の運営上の課題があるとお聞きをしておりますので、また休止中の事業所についても、金銭的な課題というよりも、人材を募集してもなかなか応募がないと、先ほど言われたように、その職種は未来に希望があるかというようなこともあるのかなと思いますけども、事業所の理由としては、そういうふうに向っているということです。

一応、うちのほうでも担当課がそういうところの調査はしております。どちらの事業所も村上市と同様の支援だけで解決できない課題もあると認識しているところでございますので、引き続き事業所の実情や課題の把握に努めてまいりたいと思っております。

町としては、以前より町外の訪問介護事業所を活用しながら在宅支援の不足をしないよう取り組んでいるところでございます。

先ほども申し上げましたが、国が令和8年度に介護報酬を臨時改定するとの方針を固めたところでございますので、その動向を注視しながら、町としても可能な支援を検討してまいり所存でございます。よろしく願いいたします。

三浦議員

国の方針の動向もあるということなんですけれども、飯島町で年を取って介護が必要になってもうちで暮らしたいという人がいるということは事実ですし、施設に入りたくても入れない人もいるという現実もあるようですし、本当に自分のことを考えたら心配だなと思うところです。

やはり、そういう在宅でも介護を受けられる環境づくりっていうことはとても大事で、今、介護保険になってから、いろんなサービスを事業所が担うことになっているので、なかなか、事業所の力や、いろいろでも差が、地域差も出てくることだしということもあって、ぜひ全体を見ながら、事業所の様子も聞きながら、支援できる方法がありましたら、村上市みたいに、そういう、報酬を引き下げられた分を上げるとか、大変なところに手を……。

飯島町でも事業所に支援金を、そんなに多額ではなかったですけど、そういう取組もしていますので、ぜひ実態を聞きながら、できる支援をしながら、在宅介護が持続して、町内でますます高齢者が増えて、私だっていつそういうふうになるかというのを思っているんですけど、そういうこともありますので、対応を考えて、検討していただきたいと思いますというふうに思います。

以上述べまして、一般質問を終わります。

〔三浦議員復席〕

議長

今朝申し上げましたとおり、今日の午後の予定だったお二人が体調不良で休むということでありますので、以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散 会 | 午前11時39分

令和7年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和7年12月17日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
日程第 2 第 7号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算（第4号）
日程第 3 第 8号議案 令和7年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 4 第 9号議案 令和7年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 5 第10号議案 令和7年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 6 第11号議案 令和7年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 7 第12号議案 令和7年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 8 第14号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について
日程第 9 第16号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第10 第17号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算（第5号）
日程第11 請願・陳情等の処理について
日程第12 議員派遣について
日程第13 議会閉会中の委員会継続調査について

令和7年12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和7年12月17日

- 追加日程第1 発議第13号 診療報酬・介護報酬及び障がい福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書
追加日程第2 発議第14号 消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書
追加日程第3 発議第15号 広く国民の意思を反映した衆議院議員選挙制度の実現を求める意見書
追加日程第4 発議第16号 インボイス制度の見直し及び廃止を求める意見書

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番	池上 明	2番	坂本 紀子
3番	伊藤 秀明	4番	宮下 秀和
5番	三浦寿美子	6番	荒川みずき
7番	折山 誠	8番	堀内 学
9番	星野 晃伸	10番	浜田 稔
11番	吉川 順平	12番	宮脇 寛行

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>林 成昭</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>小林 正司</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>斉藤 鈴彦</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>曾我 弘恵</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	堀越 康寛	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	林 成昭	健康福祉課長	小林 正司	産業振興課長	斉藤 鈴彦	建設水道課長	片桐 雅之	会計管理者	曾我 弘恵
副 町 長	宮下 寛																
総 務 課 長	堀越 康寛																
企画政策課長	座光寺満輝																
住民税務課長	林 成昭																
健康福祉課長	小林 正司																
産業振興課長	斉藤 鈴彦																
建設水道課長	片桐 雅之																
会計管理者	曾我 弘恵																
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 藤木真由美</p>																

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局書記	眞弓 歩

本会議再開

開 議	令和7年12月17日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位におかれましては、大変御苦労さまでございます。 本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ、本会議をはじめ各委員会における付託案件等につきまして大変御熱心な審査、調査に当たられ、感謝を申し上げます。 去る12月5日の本会議において、補正予算案件6件、一般案件1件について、本日より最終日に採決することとしております。 また、過日、議会運営委員会が開催され、町側より追加案件が2件提出されております。 各常任委員会へ付託をしました請願、陳情案件3件につきましては、委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。 本日は、これらの案件について審議を願うことになっております。議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされることをお願いいたします。 これより本日の会議を開きます。 本日の会議日程につきましてはお手元に配付のとおりであります。
議 長	日程第1 諸般の報告については、ありません。
議 長	日程第2 第7号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算(第4号) 日程第3 第8号議案 令和7年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 日程第4 第9号議案 令和7年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 日程第5 第10号議案 令和7年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号) 日程第6 第11号議案 令和7年度飯島町水道事業会計補正予算(第3号) 日程第7 第12号議案 令和7年度飯島町下水道会計補正予算(第2号) 以上、第7号議案から第12号議案までの令和7年度補正予算6議案を一括議題といたします。 それでは、本6議案につきまして一括して質疑を行います。 質疑はありませんか。
11番 吉川議員	補正予算の29ページ、昨日も全員協議会でお話ししましたが、小学校・中学校・高校非常勤職員報酬につきましては、県の基準に合わせるということで、ちょっと細かいこ

とでいかんですが、県の基準の規定を頂きました。

それを見ますと、教材に県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校ということで、ちょっと小学校がここには書いてないんですけども、これは小学校のこともここで規定に入るのかっていうことで、ちょっと問いであります、よろしく願います。県の規定ではこの3つに限られておりますけど、その点をお願いします。

教育次長 お示しさせていただいたのは、あくまでも県の規定でございます。

市町村は県の規定に準じなければならないということではないんですけども、県の基準で町のほうの小中学校の学校医の報酬を決めてきた経緯がございます。

ですけれども、ここ最近、町のほうの非常勤職員、学校医の報酬については、ずっと引き続き上げずに、ずっと同じ費用でお願いしてきた経過がございますけれども、ここで、やっぱり近隣市町村の状況も踏まえまして、県の規定までちょっと上げるべきではなかろうかという判断をいたしまして上げさせていただいたものとなっておりますので、そちらについては小学校も中学校も同じ基準でと捉えております。

議 長 ほかに質疑はありますか。

8 番

堀内議員

18 ページの、まず工事請負費の子どもの第三の居場所の建設工事で外構工事という御説明がありましたけれども、今後も、まださらに追加で第三の居場所については工事の費用が出てくるような形の予測があるのでしょうか、教えてください。

教育次長

今現在予定しているものはございません。

もし状況でどうしても必要なものがある場合には、また協議をさせていただくことになろうかと思っております。

8 番

堀内議員

今のところないというところだと思うんですけども、どういう、最終系の形を見て、あまり追加追加にならないようにしっかり精査をしていただきたいと思います。

議 長

ほかに質疑はありますか。——よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に第7号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありますか。

次に原案に賛成討論はありますか。

9 番

星野議員

今回の補正予算に賛成の立場で討論いたします。

長年にわたり医者に診療に行くのに子どもがいて診療に行けなかった人のために自費で保育施設を運営していた恵幸堂歯科医院に補助金が盛られました。このことは、細かい気配りに賛同し、今回の補正予算に賛成といたします。

議 長

ほかに討論ありませんか。

賛成する立場で討論いたします。

それぞれの委員会で課ごとに聞き取りを行いまして、かなり細かいところまで気配りが行われているということを全体として承認しましたので、この予算は賛成であります。

ただ、一言だけちょっと気になったことを申し上げますと、12 ページ、財産管理費の中で庁舎プログラムタイマー付親時計の取替え工事というのがありました。180 万円ほど盛られております。それで、何だとお伺いしたら、時計の日時を合わせるんだというのが1つと、それから、併せて、放送が変わるんですか、そういった機能も持っているってということだったんです。

ただ、普通に考えると、今は電波時計が非常に安価になっていて、時間を合わせるだけだったら電波時計を個別に取り付けたほうがいいんじゃないかというふうには個人的には思ったところがあります。

それで、何が言いたいかといいますと、ほかの設備でも、例えば文化館の小ホールの設備なんかも、非常に大げさな——今の目から見れば大げさな機器類がセットで導入されていて、それで、逆に、その結果、例えば時代が変化すると技術的についていけない部分があると。

例えば小ホールの場合には相変わらずアナログのビデオ入力が残っていたり、そんなことがあって、建てるときに業者がセットで入れることによって後で足を引っ張られるケースがないわけじゃないと思うんです。

ですので、これはこれで承認いたしますけれども、今後の設備の導入に当たっては、将来、より融通が利くように検討していただきたいと思います。

ちょっと個人的な話になりますけども、実は先日、Wi-Fi が壊れたんで入れ替えたんですが、通信規格が変わっていて、プリンターからスキャナーに至るまで全然動かなくなっちゃったんです。

それで、それはそれぞれのメーカーが勝手に規格を変えるものですから、逆に言うと、ちょっと古い機械はもう新しい能力をサポートしていないとか、いろんな問題が発生して、半日苦労した挙げ句に全部有線でつなぐことになったと。

そういう時代ですので、一括ということについては十分慎重にお願いしたいと。

何が賛成討論なんだと言われそうですけども、ちょっと目についたことはありましたけれども、全般としてはよく考えられた補正予算であるということで、賛成討論いたします。

ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これから第7号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に第8号議案 令和7年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
討論を行います。
初めに原案に反対討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり

議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり

議 長 ほかに討論ありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わりにします。
これから第8号議案 令和7年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に
ついて採決いたします。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。
次に第9号議案 令和7年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ
いて討論を行います。
初めに原案に反対討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり

議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり

議 長 ほかに討論ありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第9号議案 令和7年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について採決いたします。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。
次に第10号議案 令和7年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討
論を行います。
初めに原案に反対の討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり

議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり

議 長	<p>ほかに討論ありませんか。</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから第 10 号議案 令和 7 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に第 11 号議案 令和 7 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。</p> <p>初めに原案に反対討論はありませんか。</p> <p>次に原案に賛成討論はありませんか。</p> <p>ほかに討論ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから第 11 号議案 令和 7 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について採決いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に第 12 号議案 令和 7 年度飯島町下水道会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。</p> <p>初めに原案に反対討論はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>次に原案に賛成討論はありませんか。</p> <p>ほかに討論ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから第 12 号議案 令和 7 年度飯島町下水道会計補正予算（第 2 号）について採決いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。</p>

議 長 日程第 8 第 14 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について
を議題といたします。

本案につきましては社会文教委員会に審査を付託してあります。

委員長から議案に対する審査報告を求めます。

坂本社会文教委員長。

[坂本社会文教委員長登壇]

社会文教委員長 本委員会は、付託されました第 14 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について、
令和 7 年 12 月 10 日午前 10 時より委員会を開催し、説明委員として教育委員会丸山係長
から説明を受けました。

出た質疑として、問い「指定管理料の算出基準は」、答え「管理経費は今までと変わらない。
人件費としては増えることになる。過去に文化館の指定管理を提案したときは否
決であった。そのときは臨時職員 2 人でスタートして、現在は 1 人で管理等を行ってい
る。指定管理をお願いするに当たり、活性化を含めたコーディネーターとして人件費を
192 万 9,000 円増やし、2 人駐在してもらおう。文化館管理費の大きな工事は今までど
おり町が行う。生涯学習センター 3 人が社会教育の実践として施設に常駐してもらおうこ
になる。経費は明確に区別してやっていきたい」、問い「文化館の利用料の変更はないの
か」、答え「今後、4 月までに協定書を結ぶことになるが、利用料は条例の範囲内となる
ので、高くなることはない、安くしようと思えばできるが」、問い「文化サロンとの関係
は今後どうなるのか」、答え「文化サロンは任意団体で、20 人ほどの会員を抱え、会費
を取り、年に 1 回の総会を開いて運営されているが、事務局は教育委員会で担当してき
た。当面は今までどおりの方法で行っていく」。

討論を行い、賛成討論「過去は指定管理に出すことに反対してきたが、今までの教育
委員会の取組を見てもこれ以上は難しいと判断した。また、国民スポーツ大会を控
え、数年は教育委員会が動けないことを考えると、アクターズに任せたほうがよいと思
い賛成とする」。

採決の結果は、賛成 5 人、反対ゼロという内容でした。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。——ないですか。

質疑なしと認めます。

坂本委員長、自席へお戻りください。

[坂本社会文教委員長降壇]

議 長 以上で第 14 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定についてに関わる委員長報告
及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 次に原案に賛成討論はありますか。

10 番

浜田議員

賛成の立場で討論いたします。

文化館の指定管理については、以前、私は反対の立場で、これを否決するというところに結果的にはなったわけです。

今回も基本になっている考え方は変わりません。

考え方の基本は、やはり4区に分割されているような活動は今の飯島町にふさわしくないだろうという考えは依然として変わりません。

ただ、現実には直ちにその問題が解消できるとは思えませんし、それから今回の指定管理者の実力もそこそこ期待できるということで、この状態で今後の推移を見守りたいということでもあります。

そういう意味では、今回の指定管理が期待に沿った成果を上げるように求めて、賛成といたします。

議 長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第14号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第9 第16号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

第16号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

令和7年度人事院勧告に基づき一般職の職員の給与が改正されたことに準じまして特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、町の常勤の特別職及び議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引上げ年3.50月分とするよう改正するものでございます。

細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

総務課長

補足説明

議 長 | これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 | 質疑なしと認めます。
 これから討論を行います。
 最初に反対討論はありますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 | 次に賛成討論はありますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 | ほかに討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 | 討論なしと認めます。
 これで討論を終結します。
 これから第 16 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する
 条例を採決いたします。
 お諮りします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 | 日程第 10 第 17 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計補正予算（第 5 号）
 を議題といたします。
 本案について提案理由の説明を求めます。
 [唐澤町長登壇]

町 長 | 第 17 号議案、令和 7 年度飯島町一般会計の補正予算（第 5 号）につきまして提案理由
 の説明を申し上げます。
 予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,480 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 69 億 100 万 1,000 円とするものでございます。
 今回の補正予算につきましては、平成 12 年 6 月に導入いたしました既に 26 年経過して
 おります庁舎空調設備の修繕等に関する費用につきまして、経年劣化によりまして何
 年かごとに部品を交換等してきましたけれども、今回の調査に基づきまして必要な予算
 措置を行うものでございます。
 歳出予算の内容につきましては、冷温水発生機不良箇所等の気密部品交換工事におよ
 そ 1,051 万円、空調設備更新に係る調査検討及び実施設計業務、こちらに 700 万円を計
 上してまいります。
 特に、先ほどの補正予算の決定の中でも出ましたとおり、やはりいろいろな選択肢が
 あると思いますので、そういったものをきちんと精査しながら実施計画に盛り込んでま
 いりたいと思っております。

700万円を計上しまして、予備費で調整しまして、特定財源となります。脱炭素化推進事業債480万円と財政調整基金によりまして歳入予算を増額補正するものでございます。

そのほかの細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

企画政策課長
総務課長
議長

補足説明

補足説明

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番

浜田議員

また設備の当初の頃は、大分前ですので御記憶にない問題もたくさんあるのではないかなというふうに思うんですけども、ただ、事実確認をしていかなければいけない点が幾つかありましたので、幾つか御質問いたします。

1つは、このダクト設備は荏原製作所系だというふうに聞いております。

それで、ざっと調べたところ、空調設備には、いわゆるゼネコンと言われる非常に大手の企業さん——有名どころがありますけれども、サブコンっていったって全体の仕事をするときその部分を請け負う専門メーカーってというのが幾つかあります。

それで、その中で一番有名なのは高砂熱学という会社です。あとはあまり我々の耳に聞かないような会社なんですけど、まず第一点、なぜ荏原製作所系、つまりサブコンの中ではほとんど知名度のない業者を入れたのかということをお伺いしたいと思います。これが第1点です。

それから、2つ目ですけども、実は、ある論文を読んでいたら、荏原製作所と、それから慈恵医大の実験動物学の助教授が連名で論文を書いていることがありました。

それで、ちょっと話が長くなるんですけども、何が問題になったかということ、ダクトの中にある空調設備メーカーがクリーニングしようとしたらしいんです。それで、非常に乱暴なことに、その中にオゾンガスを流したと。その結果、ビルだと思うんですけども、その従業員がオゾンガスを浴びて非常によろしくない状態になったということだったようです。

これは論文には書いてなかったんですけども、著者に直接電話をかけて助教授に聞いたところ、実はそういう背景があったんだということで、高砂熱学が共著を担っている以上、これは高砂熱学ではないのではないかというふうに想像するわけです。

それで、今回の工事で、こういうダクトの中のクリーニングという問題が考慮されているのかどうかということをお伺いしたいんです。

というのは、話が長くなりますけれども、在郷軍人会病っていうお話を聞いた方はいらっしゃいますでしょうか。アメリカで、200年記念かなんかで独立宣言を公表したフィラデルフィアで大勢がお祝いをやったんです。そこであるホテルを借り切ったのが、いわゆる在郷軍人の方々に、それで、ここがダクト感染で大勢が肺炎にかかって30人ぐらいが亡くなったという事件がありました。

それで、これは、残念ながら、在郷軍人会っていうのはリージョンの軍隊ですから、レジオネラという名前がついています。それでレジオネラ菌という非常に不名誉な名前がその菌についたんですけれども、その後も、実は日本国内でも再三そういう事件が起こっています。特に多いのは温泉系の湯気が立ったりなんかするところの消毒不良による問題なんですけども。

いずれにしても、ダクト感染っていうのはその後もなくなっていないので、今回、できれば工事の中にそういったことも対策として盛り込むべきではないだろうかというふうに私は思っているので、その見解をお伺いしたいんです。

それで、実は、この件については、コロナの感染症のときに町民の方から吹き出し口のところにフィルターをつけたらどうだと。それで、このフィルターは、私も知っていますけども、酸化チタン系の、そこそこ弱いけれども殺菌力のあるフィルターで、それによって効果があったのではないかという話が、千葉市ですとか、幾つかの町村で出ているんです。

ですので、もし安く上げようとするれば、ダクトの中を諦めて、出口のところにフィルターをつけて年に一遍程度交換するとか、いずれにしても、これだけの職員、議員が生活している役場の庁舎ですから、そういったことも今回の計画の中に盛り込んではどうかということをおもひにこれまでのいきさつも含めて提案したいと思っております、それに対するお考えをお尋ねしたいと思います。

ちょっといろいろ聞きましたけども、1つは業者の選定の問題、それから、もう一つは、ダクト、もしくは廃棄の安全を図るという改善を、町民からの要望もあるし、それから、この間、議員も職員もそこそこ感染症にかかっているの、安全っていうのを考慮する工事にしてはどうかという、この2点です。

副町長

お答えをさせていただきます。

なぜ荏原かっていうのは、平成11年から12年ぐらいの工事だと思いますけども、全体的な工事発注を当時したというふうに記憶をしております。庁舎の新築工事だったというふうに記憶しております、空調のやつを選んだということをおもひに承知してありません。要するに、空調を別でやったという、今のところ我々も確証がございませんので、どうして選んだかということもちょっとお答えができない状況でございます。

それで、多分、そのメーカー、要するに建設会社と話をしながらやったんだというふうに記憶しておりますけども、じゃなぜ荏原を選んだかっていうのは、ちょっと今んところはっきり分かっておりませんので、ここでどうしてかっていうのはちょっとお答えできないんですけども、もう25年たっておりますので、書類的なものをひっくり返せば何か出てくるかもしれませんけども、その必要があるかどうか。

空調関係につきましては、25年間、よく持ったっていうふうに私は思っております、何回か部品を換えておりますけども、大体、通常の部品メーカーというか、そういう設備につきましては、普通のメーカーだと1年ぐらいの保障しかないのかなというふうに思っております、その間、何回かは交換しておりますが、よく持ってきたなというふうに思っております。

ですから、なぜ荏原かっていうのは、ちょっと私どもは今承知しておりませんので、お答えができません。

それと、ダクトの関係でございますけども、700万円の調査設計費を盛っております。それで、これは設計士さんをお願いをするつもりでおります。メーカーではなくて、設計士さんをお願いして、全体的に——個別エアコンにするのがいいか、今までどおり使うのがいいかっていうのもちょっとございまして、これまでいろいろ調べたんですけども、なかなか……。

この設備は注文発注で作るものだというふうに理解をしておりますので、そこら辺の期間だとか、それから、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、エアコンにした場合にも、電気関係のキュービクルの関係ですとか、そういうものも全部変えなきゃいけないと時間が1年くらいかかるんです。その間ほっとくわけにもいかない。それで、これを直したとしてもそのくらいの期間は要します。

それで、まず我々としては、専門の設計士さんをお願いして、全体的な中で何を選ぶのが一番いいか。それで、先ほど感染の話もございましたので、もしダクトを使って——1回は直しますので、そこら辺につきましては設計士さんと相談して、また調査費が増額になるかもしれませんけども、そここのところ、調査費、それから修繕料が増えるかもしれません、そこらのところは考慮に入れてやっていきたいというふうに思っております。

感染しては——今回の議会も皆さん感染されて大変だったんで、そこら辺のところは気を遣わなければいけないと思いますので、そういう格好で進みたいと思っております。

1,000万円というのは大体の、まだメーカーの見積りでございますので、それを直して、1回は直しますので、そこんところでまた必要があれば増工しながら、また皆さんをお願いしてそういう設備を整えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 ほかにも質疑ありますか。

10 番

浜田議員 肝腎なことを聞き忘れたんですけど、これは、基本的にはダクトは交換しないっていう前提で検討なされているんですかしら。

副 町 長 今んところダクトまで調査が行っていないんです、全然。本体の機械を調べるのに精いっぱいだったというふうに理解をしております、御指摘をいただきましたんで、そこら辺のところも含めてまた調査いたします。

議 長 ほかにも質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に賛成討論はありませんか。

8番

堀内議員

賛成の立場で討論をさせていただきます。

緊急的に壊れた部分があって、今、職員の方も暑い中、苦勞しながらやられている状況は把握をしております。

それで、また空調に関しては、職員だけではなく、やっぱり来庁される住民の方も扱われます。なので、できるだけ、夏とは言わず、冬の間にもすぐに直すようにってところは費用の抑制にもつながると思いますので、早急に対処していただければというふうに考えております。

また、空調の更新ってということで、多分、全館が抜本的に変わる可能性もあると思いますので、しっかり検討していただいて、より効率のいい空調設備、また、議場もそうですけど、湿度が全然ないってということで、多分乾燥しているのも要因になってくれますので、そのあたりも踏まえて空調っていうのを考えていただきたいということを願ひまして、賛成といたします。

議長

ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから第17号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。したがって、第17号議案は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第11 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。

去る12月5日に本議会におきまして各常任委員会へ審査を付託いたしました案件3件につきまして、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

各請願、陳情の審査については、委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑後、案件ごとに討論、採決を行います。

初めに総務産業委員長報告を求めます。

伊藤総務産業委員長。

〔伊藤総務産業委員長登壇〕

総務産業委員長

それでは総務産業委員会のほうから報告いたします。

請願、陳情案件2件について報告いたします。

その前に、委員会は、1人は体調不良のため欠席、それで1人はオンラインで、4人出席ということで行いましたので、あらかじめ御承知おきください。

初めに7陳情第11号 「消費税率5%以下への減税を求める意見書」を求める陳情書の審査結果について報告いたします。

令和7年12月10日午後1時30分より委員会を開催し、参考人として上伊那民主商工会 滝沢氏を招き、陳情趣旨をお聞きし、その後、審査を行いました。

質疑といたしましては、問い「5%以下の消費税とか、食品だけとか、全廃とかの議論があるが、5%以下の減税にこだわらず、国会で消費税の減税の議論を求めるが」、答え「5%にこだわりながら廃止が希望だが、喫緊の課題として5%を求める。業者は複数税率で伝票整理なども負担が大きい」、問い「この陳情は業者のためのものだと思うが、8%から5%に変えると、すぐに対応できるか疑問。過去にはシステム変更に二、三年かかったが、できるか業者に聞いているのか」、答え「一、二か月で導入しているので、よい」、問い「システムに時間がかかるし、委託する関係もあるので確認しないと難しいと思うが」「できるということで理解します」、問い「公租公課倒産と何か」「税制による倒産。消費税を払えなくて倒産ということです」、問い「データバンクでは後継者不足、物価高による倒産が多いとあるが」、答え「後継者不足で言えば利益は出ない。税金の負担が大きいので倒産する」などがありました。

その後、討論を行い、反対討論として「企業は10%と8%の税率に慣れてきている」、それで、あと「5%のシステム改修には業者の負担もあり、時間とお金がかかる」、賛成討論としては「国民が負担する制度である。物価高対策で減税する。負担は大きい消費を活発にする政策であるため賛成」といった討論がありました。

その後、採決を行いました。採択すべきものが2名、それ以外が2名と同数だったことから、議会委員会条例第15条の「可否同数のときは、委員長の決するところによる。」との規定により、委員長が賛成以外に1票を投じ、本陳情の審査の結果はお手元に配付の委員会審査報告書のとおり不採択とすべきものとなりました。

続きまして、7陳情第12号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止」を求める陳情書、それに対して報告いたします。

こちらも参考人に上伊那民主商工会 滝沢氏を招き、陳情趣旨をお聞きし、審査をいたしました。

質疑として、問い「9割超えがインボイス廃止を求めるアンケートとあるが、何のアンケートからなのか」、答え「民商の全国のデータから。フリーランス、零細企業だと思うが、よく分からない」、問い「インボイスの目的は複数税率なので導入。不正があるから導入したわけではない。地域の農業者が産地直送で少額でも請求されるというが、それは違う。集合売却で個人は払っていない」、その答えはなし、問い「国は益税はないと答弁しているが、システム的に実態は」、答え「国は、益税でも預り金でもない、消費税は物の値段の一部という考え。消費税を受け取ってポケットに入れることはない」。

その後、討論を行い、反対討論として「インボイスは適正課税のために構築した。1,000万円と2割特例の軽減措置がある。電子化もされており、必要な制度のため反対」、賛成討論として「小さな業者は大きな負担である。業者負担の軽減、地域の活性化につながるため賛成」といった討論がありました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、賛成3名、それ以外1名であり、採択すべきものとなりました。

議 長	<p>総務産業委員会からの報告は以上です。</p> <p>これから委員長報告に対する質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>伊藤委員長、自席へお戻りください。</p> <p>[伊藤総務産業委員長降壇]</p>
議 長	<p>次に社会文教委員長の報告を求めます。</p> <p>坂本社会文教委員長。</p> <p>[坂本社会文教委員長登壇]</p>
社会文教委員長	<p>それでは、社会文教委員会に付託されました7陳情13号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書について、令和7年12月10日午後13時30分より委員会を開きました。</p> <p>インフルのため2人がZoom会議の出席となりました。</p> <p>長野県医療労働組合連合会から金田恭子さんを招いて、陳情趣旨を聞いて審議を行いました。</p> <p>説明の中では、1994年以降、診療報酬はマイナス改定で来ていた、政府の2024年のベースアップ評価料や介護職員等の処遇改善加算で一時的に改善されて上がったけれども、現在は物価高騰の中で低迷している、労働者の離職により病院が回らない、また介護施設が経営できないと倒産するところも出てきている、0.61%の賃上げに物価高騰分を含めて10%の引上げをしてほしいという陳情にしたという内容でした。</p> <p>出た質疑は、問い「賃金が安くて人材が集まらないことはあるのか」、答え「現在、専門的な養成機関では定員割れを起こしているところもあるようで、今年は新卒が3人だったが、中堅の方はほかの職業へ異動しているようである。別の業種のほうが賃金が高い。介護職や病院職の中では、より賃金の高いところへネットで調べて異動しているようである。不のスパイラルに入っていると思う。夜勤は月五、六回だが、連続18時間勤務となると介護の質も低下するし、本人も燃え尽き症候群となるようです」、問い「辞める方の傾向は」、答え「賃金体系によると若い方が多い。あとは10年くらいで辞めている方もいる」。</p> <p>討論では、賛成「医療も介護も現場で働く人々が少ない状況では次の世代も育っていないし、地域の安全も守られないので賛成とする」、もう一つ賛成「昭和伊南総合病院も80%の赤字と聞いている。赤字だからといって現場で働く人たちの賃金を安くはできない。国は賃金を上げて地域の医療現場を守ってほしい」。</p> <p>結果、賛成5人で採択されました。</p>
議 長	<p>これから委員長報告に対する質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終結します。</p>

坂本委員長、自席へお戻りください。
〔坂本社会文教委員長降壇〕

議長 以上で請願、陳情等の処理に関わる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
これから案件ごとに順次討論、採決を行います。
初めに7陳情第11号、消費税率5%への削減を求める意見書を求める陳情書について
討論を行います。
本陳情について、委員会審査報告は不採択ですので、初めに原案に賛成討論はありませんか。

2番
坂本議員 賛成の立場で討論いたします。
消費税の問題は、国税にとっても考えるべきことではありますが、現在の日本の経済
状況、それから物価高騰のこと、そして庶民の生活を思うと、やはり消費税が累進課税
とはかけ離れている点で、それそのものが高いう点にあります。それをやっぱり是
正すべきだと思ひまして、この意見書に賛成といたします。

議長 次に原案に反対討論はありませんか。

3番
伊藤議員 消費税5%以下への減税を求める意見書に反対の立場から討論いたします。
まず、消費税法第1条第2項に消費税の収入についての条文があります。消費税法第
1条第2項「地方交付税法（中略）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確
立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要す
る経費に充てるものとする。」と明確にうたっております。
8%から5%に3%減税されることになったら社会保障費は7,470億円のマイナスに
なります。
今年度の社会保障予算は34兆円です。今年度の消費税見込は24兆9,000億円で、予
算額に足りません。この状態では社会保障が維持できません。よって、反対といたしま
す。

議長 ほかに討論はありませんか。

4番
宮下議員 賛成討論でいいんですか。

議長 はい。一般の討論。

4番
宮下議員 賛成討論をします。5%を5%以下にするということで賛成討論します。
消費税とは一体どういう税金かということをはっきりさせたいと思います。
先ほど伊藤委員がおっしゃいましたが、これは福祉に使うということになっておりま
すが、福祉の財源としても足りないというのが先ほどおっしゃったような現状です。
つまり、税制としては、福祉に使うとって、金額上は全額使っているんですけども、
実態としてはそれで足りないということです。
つまり、これは税制全体の問題であって、消費税が一体どういうふうに使われている

のかつていうことは、ストレートに関係しません。

それと同時に、ここではっきりさせておきたいのは消費税が増えるたびにどういう税項目が減ってきたかという現実です。これは皆様も御存じのように、直接税が大きく減っています。1970年代には大企業の直接税は50%近くありましたが、現在はもっと減っています。

ちょっと細かな数字は控えますが、そういう意味で5%減税というのは決して不可能な話ではないということを改めて強調して、賛成とします。

議 長

次に反対討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

10 番

浜田議員

この陳情に賛成する立場で討論いたします。

消費税導入以来、日本の税制は非常に大きくゆがめられてきたというふうに、大きく考えて、そういうふうに見ています。

今の日本の歳入を大きく支えているのは消費税です。導入以前はどのような状態だったかという、所得税だったはずで、それで、それが、順々に消費税が上げられるたびに所得税への課税比率が下がって、今や消費税が中心になるようになったと。

それと、もう一つ見損じてはいけないのが赤字国債です。

もともと国債が認められていたのは建設国債といわれる国が長期的な事業をしなければいけないときに限って行われていたんですけれども、いつの間にかそのルールが破られて赤字国債が発行されるようになったということで、その総額は、歴史的に見ても、戦争を行っていない国でこれほどの国債を発行している国はないと。それで、そういう前例もないということで、経済学者も頭を抱えるような財政構造になっていると。

それに加えて、輪をかけて大きな影響を及ぼしているのが消費税です。生活保護者でさえ消費税を払わなければいけないということになってしまっていて、その負担は非常に大きいということです。

その分、所得税が減額されて、それは結果的に大きな企業の内部留保に回っているんです。それで、その内部留保に回っているということがどんな影響を及ぼしているかっていうと、2つあります。

1つは、消費税が高いために国民の消費が減ってしまって、内部需要が減ってしまっている。つまり、国内向けの経済が非常に減速しているという問題が1つ。

それから、もう一つは、内部留保っていうのは利益の蓄積ですから、開発投資に回されることはない。

それで、普通、ちゃんと、きちんと所得に対して税がかけられる場合に、しかも、それが例えば研究開発ですとか新しい設備投資に回されれば、それは、その分、様々な減税措置が行われて、それによって国の製造業やなにかが前に回り始めるんですけれども、内部留保に回っている限り、それは死んだお金として日本の経済の競争力そのものも傷めてしまったということになっているのが失われた30年間の本当の理由だと思います。

そういう意味で、あらゆる意味でゆがんでいる消費税を大幅に引き下げる、必要によっ

てはゼロに持っていくということが今求められているのではないのでしょうか。

そういう意味で、国民の経済生活、消費生活を落ち込ませ、それから産業自身も停滞し、そして理由のない国の赤字国債が積み上げられていくという、この財政問題を根本から立て直す最初の有力な手段が消費税減税だというふうに考えまして、この陳情に賛成するものであります。

議長 ほかにも討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから7陳情第11号、消費税率5%への減税を求める意見書を求める陳情書につきまして採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択です。

ここで念のために申し上げます。

委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決を取り、この採択は起立によって行います。

本陳情は原案のとおり採択することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、7陳情第11号は採択することに決定いたしました。

次に7陳情第12号「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の廃止」を求める陳情書について討論を行います。

本陳情について、委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対の討論はありませんか。

3番

伊藤議員

インボイス廃止の反対意見をいたします。

1番目として、生活困窮者でも裕福な家庭でも買物をすれば平等に消費税を払っている。1,000万円以下の事業者は今まで国の措置で消費税を払っていないということ自体に矛盾を感じる。

それで、インボイス制度によって1,000万円以下の事業者も税金を納めることで不平等感が解消され、例えば月800円の売上げがあっても消費税を1円も払わないことになり、不平等と矛盾を感じる。

特例として令和8年9月30日まで2割の特例措置がされている。売上税の8割を引いて、2割分だけ払うだけということである。

3番、この制度の目的は、複数税率に対し事業者が消費税を正確に納めることで取引の透明性を高めることになるので、必要なもので、反対意見には反対です。

議長

4番

宮下議員

次に原案の賛成討論はありませんか。

賛成する立場で討論します。

小規模な業者にも消費税をしっかりと納めてもらうというのが目的だということ、やはり現場の小規模な取引の方の実態から見ても、それが言えると思います。

極端な話、売上げ的には非課税に当たる小さな業者でも下請関係でインボイスを出さなければいけない、非常に複雑な実務を含めて発生しております。これが、やはり大きな負担になっています。

インボイス制度は複数税率の導入することによって発生しています。だから、複数税率をやめて、例えば一律5%にすれば解決する問題です。

そういう意味で、小さな業者にも消費税を求めて複雑な制度になってしまっているということに関してでも、これを廃止することに賛成です。

議 長
8 番
堀内議員

次に原案に反対の討論はありませんか。

適格請求書保存方式の廃止を求める陳情書に反対の立場から討論させていただきます。インボイス自体は、もう海外でもずっと導入されておりまして、適切な課税のためのものでございます。

海外としては、今は電子インボイスっていうのも入ってきまして、海外とのやり取りをするときに電子インボイスを通すと容易に請求書の共通のものができるというような形で、かなり便利なものになってきております。

この陳情書を拝見し、質問をしていますと、実施後は免税事業者に過酷な事務負担が押しつけられているというふうにあります。インボイス導入まで5年間、こういうふうに請求書を直していきなさいっていうのをずっと言ってきました。それで、それを私たちもずっと言い続けてきたんですけども、ずっとやらずに来て、始まったら途端に事務負担がと言いはじめるところが多く見られました。

ある意味、それも時代に沿った経営がうまくできていないところもあるのかなというのは感じているところです。

それで、事務負担がとありますが、基本的に1,000万円以下の事業所については売上げだけ集計していればよいというような形で、かなり簡易化されております。

それで、2割特定についても、今、税制調査会をやっておりますけれども、それも延長するという方向性が出てきているような形になっております。

そう思いますと、インボイスが導入されたとしても、これは間接税であり、消費者から預かる税金ですので、それを計算して納めるという事業者の義務っていうものもありますので、それをしっかりと履行するためにもインボイスっていうのは大事であります。そのため、廃止というこの陳情書には反対をいたします。

議 長
11 番
吉川議員

次に原案に賛成討論はありませんか。

賛成の立場で討論をいたします。

森税理士という方がおりまして、これは顧問になっておりますけども、私じゃないんですけど。インボイス制度が始まる前に農家の方々を含めて研修をしております。先生からもなかなかこの仕組みは複雑だという話がございました。

実際に農家の方に聞いてみますと、非常に混乱を招いており、仕組みが複雑でございます。私も聞きましたが、複雑でございます。そんなことで、やはりこれについては廃止していきたいというふうに思っております。

議長
10番
浜田議員

ほかに討論ありませんか。

インボイス制度廃止を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

もともと、消費税の導入っていいですか、今の消費税の仕組みは生産工程の全てのチェーンに対して仕入額の中に含まれる消費税を順々に移していくという構造になっているわけですが、これは事業規模が大きければ大きいほど複雑怪奇になるわけです。

それで、そういったことも含めて、実は非課税限度額というのは、昔は5,000万円だったような気がするんです。つまり、それ以上の小さい事業者にとっては事務負担も大変だということは国も認めていた時代がありました。それがだんだん厳しくなって1,000万円になりました。

それで、今回のインボイスというのは、1,000万円以下の非課税業者からも非常に細かく税を取るための仕組みに現実にはなっていると。それで、売上げが1,000万円ですから、本当の所得ははるかに小さいわけです。

それで、そういう、言ってみれば個人業者も結構多いと。そういう個人業者に、自分の仕入れ、それも8%10%という仕分をして、それでそれを累計してやるという作業は、全く価値を生まない、使用価値を生まない事務作業であるだけでなく、膨大な負担にもなっているわけです。

それで、その結果、事実上1,000万円の非課税の壁もインボイスを導入することによって取り払われる、それをしなければ取引を停止される、もしくは、その分、みなしで値下げを求められると、これが現実であります。

ここまで零細な事業者を傷めつけるような制度というのは、およそ健全な日本の生産工程を傷めつけるものにほかならないということを思いますので、こういうこそくな制度をやめるべきだというふうに考えて、この陳情に賛成するものであります。

議長

ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから7陳情第12号、適格請求書等保存方式——インボイス制度の廃止を求める陳情について採決いたします。

この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。

本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長

御着席ください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、7陳情第12号は採択することに決定いたしました。

次に7陳情第13号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書について討論を行います。

本陳情についての委員長審査報告は採択ですので、初めに原案に反対の討論はありませんか。

次に原案に賛成討論はありませんか。

10 番
浜田議員

原案に賛成の立場で討論いたします。

原案の逐条的な賛成討論というよりも、ちょっとこの件に関して私の個人的な経験をお話ししたいと思います。

特に、介護関係の労働者の皆さんのまとめ役の方とあるときお話ししたことがありました。

それで、そもそも、こうした職業は全体として低賃金に抑えられていると、それで、普通は共働きでないと非常に厳しい、それから、世の中の景気がよくなって製造業や商業が非常に盛んになると、本当に介護やなにか、医療に対して熱意を持っている人たちも、やはり自分の生活を守るためにそういう事業所から去っていくと。

それで、もちろん、そういう医療、介護に熱意がないわけではないんだけど、どうしても生活を守ろうとするとそういうふうになってしまって、責任者としてはそれを止められないという声を直接お聞きしました。そのくらい医療、介護の分野の労働者の処遇というのは大変なんだということを非常に肌身で感じた次第です。

という意味で、こういうケア労働者のサービス等の報酬をやはり大幅に引き上げることが安心・安全で働ける日本の社会の一番の基盤であるということを考えまして、賛成といたします。

議 長

次に反対討論はありませんか。

ほかに討論ありませんか。

5 番
三浦議員

それでは診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情書に対して賛成の立場で討論したいと思います。

今、医療機関と介護施設などが、やっぱり診療報酬などが引き下げられたことによって経営が困難になっているというようなことで、全国では、医療機関が閉鎖されたりとか、そういう状況も起きているということや、そこで働いている人たちは賃金が低いということで辞めていってしまうというような状況も出ていることを、身近な話も聞いておりますので、やはり診療報酬を 10%以上に上げることで経営も守り、働く皆さんの生活も守るという点では重要なことだと思いますので、賛成いたします。

以上です。

議 長

ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから 7 陳情第 13 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情書について採決いたします。

お諮りします。

		<p>本陳情に対する委員長の報告は採択ですので、本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。したがって、7陳情第13号は採択することに決定いたしました。</p>
議	長	<p>日程第12 議員派遣についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議規則第124条の規定によりお手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。したがって、本件につきましては別紙のとおり議員派遣することに決定いたしました。</p>
議	長	<p>日程第13 議会閉会中の委員会継続調査について議題といたします。</p> <p>議会規則第72条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>申出の件につきまして議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長からの申出のとおり継続調査といたします。</p> <p>ここで休憩といたします。再開時刻を10時55分といたします。休憩。</p>
休	憩	<p>午前10時39分</p>
再	開	<p>午前10時55分</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>ただいまお手元に配付しましたとおり、三浦寿美子議員、宮下秀和議員、浜田稔議員、池上明議員より各1件の議案が提出されました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案を日程に追加し追加日程第1号として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。したがって、本件を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。</p>
議	長	<p>追加日程第1 発議第13号 診療報酬・介護報酬及び障がい福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書</p>

を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

5番 三浦寿美子議員。

[三浦議員登壇]

5番 三浦議員

それでは診療報酬・介護報酬及び障がい福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書の提案説明をいたします。

医療、介護、障がい福祉サービス等の報酬は公定価格であり、昨今の物価上昇に対応していません。他産業と同じように賃上げすることが難しい状況にあります。

賃金が低いことから他産業への離職者も増加しているということです。特に若い人の他職種への転職が多く見られるというお話も聞いております。若い人材を育てることが今求められているというふうに思っております。

人員不足により救急の受入れや入院の受入れを制限している病院や開業医の閉院も起きているということです。

医療機関、介護事業所や障がい福祉サービス等を提供する機関は安全・安心な暮らしを守るために不可欠であり、物価が高騰するなどに対応した報酬が必要であること、またケア労働者の賃金が支出できる報酬に引き上げることが求められているというふうに考えております。

日本医師会や6病院団体などは、ある日突然病院がなくなりますと言っているように、本当に地域の医療、介護、福祉のサービスが大変なことになってしまうというふうに警鐘を鳴らしています。

ぜひこの意見書を上げていただいて、このようなことがなく、安心してこの地域でらせるような制度となるように、皆さん全員の賛同をお願いしたいと思います。

議長 これから質疑を行います。

8番 堀内議員

質疑ありますか。

ちょっと1点お尋ねさせていただきます。

記書きの2番の全ての医療機関と介護の物価高騰対策も含めて各10%に引上げとありますが、これは何を各10%上げるのかを教えてください。

5番 三浦議員

全労働者の賃金と比較しながら試算をした中で、10%引き上げられることが求められるというふうな試算が出ているというふうにお聞きして——表を持ってくればよかったんですけど、手元にありませんで、すみません。

賃金の格差をいろいろ試算したところ10%が妥当だというような試算が出たということでお話をお聞きしていきまして、それが根拠になっているというふうにお聞きしております。

議 長	ほかに質疑ありませんか。 堀内議員、よろしいですか。
5 番 三浦議員	すみません。
議 長	ほかに質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 三浦議員は自席にお戻りください。 〔三浦議員降壇〕
議 長	これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 次に原案に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	ほかに討論ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから発議第 13 号 診療報酬・介護報酬及び障がい福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書を採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第 13 号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第 2 発議第 14 号 消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書を議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	議案朗読
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 4 番 宮下秀和議員。 〔宮下議員登壇〕
4 番 宮下議員	消費税減税及び必要な財源確保を求める意見書についての提案説明をします。 今、物価高が本当に止まりません。意見書にも記載しましたが、5年前と比べて政府の統計でも全体で 13%増、食料品に至っては 3割近くが高くなっています。 これは、私の実際の経験でも、コンビニの店頭コーヒーですが、これは 100 円で始まりましたが、今は 140 円、それで、つい最近、喫茶店に入ったんですけども、ちょっと

前まで450円だったコーヒーが550円になっていました。本当に物価上昇が目の前でどんどん起こっています。

さらに、賃金上昇が物価上昇に追い付いていません。

また、年金生活者、生活保護を受けている方々の暮らしが非常に苦しくなっています。

これは地域経済でも、飯島駅前のエコープ、また駒ヶ根駅前のスーパーが閉店するなど、個人消費の減少で地域経済が冷え込んでいます。

そういう中で、この意見書を提出します。

それで、今回の意見書の特徴は、この間の国政選挙の結果、消費税減税を選挙で訴えた国会議員が多数になっていることを踏まえた内容になっていることです。つまり、消費税の減税で国民負担を軽減し、景気の回復を目指すという一致点でそれぞれの党派、議員の提案を論議し、結論を出すことを求めています。

同時に、財政問題を含め、国会内で大いに論議し、赤字国債の増額など、将来につけを回すことのない財源の論議を求めています。

これまでの税制改革は、私も長い間国会を取材していましたが、国会で絶対多数の与党が与党内の税制調査会で財務省幹部を含めて合意した内容を国会に提出し、その内容を数の力で通していくという形でした。

それが、近年、与党が少数となり、国会内で実質的な審議が行われるようになっていきます。それで、与野党の意見、各会派の意見をすり合わせ、国会内で国民が分かるように議論し、結論を出すように求めている内容です。

そして、今回の補正予算が16日に参議院本会議で成立しましたが、これも、内容的にはいろいろあると思いますが、与党と一部野党の賛成で成立しました。

しかし、私としては、暮らしを守る大きな柱が欠落していると見ています。

一般会計の歳出は18.3兆円で、コロナの期を除けば過去最大ですが、その中で物価高騰対策は8.9兆円が計上されています。これは、すごくアバウトな計算で考えると、消費税率にすれば約3%分です。つまり、例えば消費税を5%下げると、もっと大きな経済効果、もっと幅広い経済効果が発生します。

そういう意味で、消費税の減税を大いに国会で論議してほしいという内容です。

次に、もう一つ、今回の意見書の特徴は、財源問題について、やはり正面から論議してほしいということです。

それで、これまで少くない経済評論家からも消費税増税で得た財源のかなりの部分は大企業減税の穴埋めに使われているという批判があります。事実、消費税導入以来、日本では、法人税の実質税率が1970年代の約50%から、現在は約23%まで引き下げられています。

その結果、大企業の税負担は軽くなった一方、消費税がその原資分を補填する形で国の財源になっています。実際、近年の大企業は史上最高益を更新しても、法人税収はさほど伸びていません。法人税収が消費税収の半分ほどになっている状況です。

つまり、法人税減税では企業利益が増え、その穴埋めを消費税増税で国民が負担という構図になってしまっています。こういう指摘が強くされています。

つまり、法人税の実質負担が大企業より低いため、内部留保の資金が増え続けています。統計を見ても、30年前と比べ大企業の利益配当金、内部留保は激増し、働く人々の実質賃金はマイナスになっています。

私が一般質問でJR東海の例を挙げましたが、大企業の中ではもうけた利益を設備投資や従業員の待遇改善に使うよりも株主の利益を増やすために使っているという大企業が増えています。

大株主や大資産家の利益が増えても、国民の消費が増え地域経済が活性することがなかったというこの現実が30年間の結論ではないでしょうか。

地方経済の低迷、これは自然現象ではありません。温暖化で飯島町が消費不況、人口減になっているわけではなく、税制などの社会制度により地域経済が落ち込んでいます。飯島町の活性化のためにも消費税を減税し必要な財源を求めるこの意見書に賛成して下さるよう訴えて、提案説明とします。

ありがとうございました。

議長 そこにいてください。そこにいてください。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番

伊藤議員

タイトルに「消費税の減税」ってありますが、これ、今現在8%ですよ。これが7.9%も減税だし、1%でも減税だし、基準がないのでよく分かんないですけど、表示してないのはどういう意味でしてないんですか、パーセントを。

4番

宮下議員

これは選挙の公約の関係です。政党の中には消費税5%を減税という政党もありましたし、消費税、食料品だけの減税という政党もあります。そして、消費税全廃という政党もありました。また、与党の委員の中でも様々な減税に関する意見があります。

そういう意味で、今回の意見書は、それぞれの党派、会派、議員が自分の意見を十分国会で審議してほしいと、その結論を国民の前で公然と語ってほしいということを主眼にしているという点になっています。

そういう意味もあって、この意見書の中では、何パーセントとか、どういう項目を削減しろということはおえて書いていませんということです。

議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

宮下議員、自席へお戻りください。

〔宮下議員降壇〕

議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

10 番

浜田議員

この意見書に賛成の立場から討論いたします。

といたしますか、この趣旨を、やはり私は非常に重要視したいと考えています。

選挙になると様々な政党が消費税減税を政策の一部に掲げました。それで、それはいいんですけども、それが一体財源がどこにあるのかという議論は十分に尽くされていなかった気がするんです。

例えば、その分を社会保障から削るのかもしれないし、あるいは、先ほど私、国会の財政の中で言いましたけども、赤字国債でそれを補填するかもしれないし、財源によっては、消費税は下げられて、一見国民の生活は楽になったようには見えるかもしれないけれども、その一方で国民のほかの税の負担が広がるような提案もないとは言えないわけです。

ですので、そういう有権者受けのいい様々な提案に対して、やはり国会でそれぞれの政党が責任を持って自らの財源論を語ると、それで、そのよしあしに対して国民に信を問うというのが本来の国会の機能だろうと思います。

結局、選挙が終わった後、各政党は法案を提案しないままうやむやになっているのが現在の状況だと思うので、この陳情は国民の負担増にならない消費税減税をちゃんと責任を持って国会の中で議論するように求めるという内容に見えますので、この意見書の採択に賛成するものであります。

議 長

今賛成の討論がありました。

それでは、反対の討論はありませんか。

8 番

堀内議員

この意見書に反対の立場で討論をさせていただきます。

かなり、物価高については喫緊の課題として取り扱わなければいけないことだと重々承知をしております。

その中で、今回、国会のほうの補正予算も消費税の減税について踏み込んだものではなく、しっかり即効性があるものとして給付なりに使われております。

税金については、回収した分だけしっかり必要なところに再分配するという重要なものでございます。

消費税につきましても、富裕層につきましても、かなり消費した消費税っていうのを回収はできる、集めることができるということで、かなり有用な財源ともなっておりますので、減税するということになるとうち財源について話が必要になってきますけれども、集めたお金を再分配するということであれば有効な活用ができると思いますので、この意見書については反対といたします。

議 長

ほかに討論ありませんか。

7 番

折山議員

この意見書提出に反対の立場で討論をいたします。

各議員がこれまで述べられてきたことは、一つずつその視点で見ると正しいのかなというふうには受け止められます。

そしてまた、今日の物価高の対策ということで、この意見書の提出の背景には大きいものがあると思うんですが、1つには、今日の物価高って何に影響してきているかってよく考えていると、戦争の影響であったり、それからまた、ここ何年もできなかった人件費の伸びであったり、不人気職場のやっぱり人件費をある程度上げていかないとそこへ職種が集まらないっていったような、いろんな影響があつての今日の物価高かなというふうに思います。

それと、また、もう一点、消費税って今の国の根幹をなす税制度の一つであります。そうすると、一人ずつの話を聞いていると、全部正しいんです。

それで、地方議会の中で国の将来の方向性にかかわる税制についていい悪いの議論をここで行えるだけのみんなが知識を持っているかっていうと、先ほど来、出ておりました。やはり選挙が近いと点数を稼ぐためのやっぱり政権公約なんかが出てきたりしています。

それで、今、国政を見ていると、多くの国民は、やはり減税っていうのを望むわけなんですけど、そこへ踏み切ったときの影響っていういろんなところで議論がなされていて、一番心配されているのは国債の評価なんです。物すごい国債を発行していて、ここで減税をしてしまうと日本の国債に対する評価がかなり下がってしまう、そうすると、ある程度金利を上げていかないと引受手がなくなっていく。

また、地方税制にとってみても、減税っていうのは、そのまんま、イコール地方に対する収入減にもつながっていくということで、一つの視点だけで語れないのが今日の税制かな。

もちろん、この何十年かで大企業が内部留保を抱えつつ、労働者にその分配をせずに、ここ10年ほどで株主に対する配当って、7倍とか、そのぐらいに伸びている、こういう実態を見ると、確かに今の税制そのものの在り方がこれでいいのかどうかっていうのが国民の間に広がっているのは事実なんです。

ですから、ここでは、消費税の引き下げる云々っていう議論ではなくて、先ほど来、1つ出てきました。国が責任を持って税制全体を議論するいい機運にはなったという気がするんで、ここから先は、もう有権者の票に直結するだけの大きい、各政党が1つ潰れるかどうかという大きい議論に、これは発展していいものだと思うんです。

選挙を通じて責任を持って国政の場で将来の日本を見据えた税制議論ができることを、大きな視点ではそちらのほうを期待しながら、単志願的に税の減税、廃止——私個人は食料品の消費税をゼロにしてほしいっていう強い希望は持っておりますが、そのことの財源をどうするかも含めて、国でこれを機に大きな議論を呼んでいただくことは望むものの、1つ、減税っていうことにスポットを当てた意見書の提出については、累々申し上げてきた理由をもって反対するものであります。

議長　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 14 号 消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、発議第 14 号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第 3 発議第 15 号 広く国民の意見を反映した衆議院議員選挙制度の実現をを求める意見書

を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

10 番 浜田稔議員。

〔浜田議員登壇〕

10 番

浜田議員

それでは提案の趣旨説明を行います。

既に御存じのとおり、国では衆議院議員定数の 1 割削減ということが議論されようとしています。

しかしながら、このインパクトは非常に大きいということで、既に、地方議会、あるいは地方議員の間からも様々な意見が出ています。その中心的な意見は、やはり、特に小規模な自治体、あるいは地方の議員が削減されて、そういった声が届かなくなるのではないかという不安が一番多いだろうというふうに思っております。

それで、やはり、選挙制度というのは国の最高意思決定機関の議員を選ぶ制度でありますから、可能な限り国民の意思を広く反映できる制度であるべきだというふうに考えまして、残念ながら今回うちの議会にはこの種の陳情は出てきておりませんが、やはり地方議会に責任を持つ飯島町議会として公平な選挙制度を求めるべきだということで、この意見書を提出するものであります。

ちなみに、世界の状況から見ても日本の国会議員っていうのは桁違いに数が少ないということが知られています。たしか OECD の下から 2 番ぐらいでしたか。

それで、一国だけ非常に少ない国があります。アメリカです。ただ、アメリカは、ほかの国と違って合衆国なので、州の議会の権限が非常に強い分だけ国会議員の数が少なくなっていると。その代わり、予算編成権ですとか、それから法律の制定権ですか、は、むしろ議会の側に委ねられていて、アメリカ大統領は教書演説やなにかで議会にお願いする以上の権限は持っていないというぐらい議会は強い権限を持っています。

それで、アメリカの議会が決定したとしても、州によってはそれに準じない法律も制定するというので、二重に州が定められているということも含めてアメリカの議員は

少ないんですけれども、ほかの国は日本よりもはるかに多い議員を持っている。つまり、国民の意見が反映される構造になっているということに留意いただきたいと思います。

そういったことも含めて、今回の連立与党で話し合われていることに対して、私どもは、やはり国民主権が正しく反映されるような衆議院議員制度の制定を求めるということを国に上げていきたいというのが趣旨説明であります。

以上です。

議長　これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

3番

伊藤議員　記の中の1番に「広く国民の意思を反映」ってありますが、これ、具体的には何をいつているんだかよく分かりませんが、具体的に。

10番

浜田議員　具体的には、国民の中の様々な意見を反映するだけの十分な議員の数を確保すること。例えば、非常に患者の少ない病気の人たちの団体っていうのは、実は全国に散らばっていて、なかなか1人の議員を当選させるっていうのは難しい状況になっています。それを実現しているのは、多分、れいわ新選組ぐらいじゃないでしょうか。

それから、ほかにも、それほど多数ではないけれども困っている国民の皆さんはいらっしゃいます。そういう人たちの意見も十分に反映させるだけの国会議員の人数は要るんじゃないかというふうに思います。

ここでは数字は持ち合わせていませんけれども、少なくともOECDの基準から見てその平均に達するぐらいの議員数にいずれは到達しなければいけないというのが提案者としての考えであります。

具体的な数字はここでは申し上げませんが、趣旨はそういう意味であります。それは、おのずと国会で議論すれば決まるものだというふうに考えております。

議長　ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
浜田議員、自席へお戻りください。
〔浜田議員降壇〕

議長　これから討論を行います。
初めに反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長　次に賛成討論はありませんか。

4番

宮下議員　4番　宮下です。
この意見書に賛成する立場で討論します。
日本の衆議院制度は、100年の普通選挙の歴史の中で今の衆議院の定数が一番少なく

なっています。

それで、2016年に衆議院の制度調査会ではこれ以上国会議員を削減する積極的な理由や理論的根拠は見だし難いというふうに答申しています。現時点の衆議院の定数からさらに削減するというには根拠がないというのがこの間の衆議院の中での合意点でした。

それで、実際に今求められているのは、定数削減ではなく、やはり裏金問題とか、企業団体献金とか、定数問題以外の国会のテーマがいろいろあると思います。そこを、論点を避けるために議員定数の問題を提案しているという与党の対応は、非常にやっぱり残念なものだと思います。

それで、さっき言われました。やっぱり、じゃどうい制度がいいのかっていうことですけども、これはちょっと私見として表明しておきます。

やはり比例代表をベースにした、例えば衆議院の場合だったら、一県を一つの選挙区として、そこで比例代表にすれば、比較的、今の小選挙区の制度よりもはるかに国民の様々な意見が反映されると思います。

そういう意味で、今は小選挙区がベースになっているもんですから、国民とは若干考えが違うことが多数政党となり、そういう政治が行われていくことは非常に残念な構図だと思っています。やはり国会の制度というのは国民の意見がしっかり反映するような制度に変えていくべきだと思ひまして、この意見書に賛成するものです。

議 長
7 番
折山議員

次に反対討論はありませんか。

これも軽々に地方議会の中であまり踏み込んだ議論がなされるのがいいのかどうかということで、ちょっと疑問を呈する形なんで意見書の提出に反対を申し上げます。

それで、ここは、いかようにも読み取れる意見書なんです。

ですが、現実をひとつ踏まえてみると、今日の制度の中で、これだけ少数政党が乱立し、多数党の時代へ入ってきた。これは、ひとつ国民の意思が今の政権に全てを委ねるってことへの反対の意思表示がここ何回かの選挙で行われている、民意の反映が十分できる選挙制度である。

一方で、これから、国力の小、人口減少、こういったものを見据えた中では、ひとつ定数の削減ということについても踏み込まなければならないという、一つのこれも議論を呼び起こしている内容かというふうに思います。

結果、与党だけでは決め切れられずに来年一年へ棚上げというような格好の方向が出てきました。これも一つの国民の幅広い民意だと思います。

それで、国民の民意とは申せ、各政党は小さければ小さいほど比例区へ頼る、大きいところは小選挙区に力を入れていく、こういったようなところがありながらも今日の状況を呈したということは、あまり政策が間違っている、方向性が違えば、国民はそのことにブレーキをかけるんだというような今日の選挙制度。

したがいまして、これをどうするこうするという議論は、小さな議会の中で、あまりにも、国政を語るのに自分たちの視点だけで語っていいのかどうか、そこら辺を踏まえて慎重にあるべきだというふうな思いの中から、今回、この意見書の提出については反

議 長 対の表明をさせていただきます。
ほかに討論ありますか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第 15 号、広く国民の意見を反映した衆議院議員選挙制度の実現を求める意見書を採択いたします。
この採択は起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。(起立者着席)
起立多数です。したがって、発議第 15 号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第 4 発議第 16 号 インボイス制度の見直し及び廃止を求める意見書を議題といたします。
事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
1 番 池上明議員。
〔池上議員登壇〕

1 番 池上議員 それでは、インボイス制度の廃止を求める意見書、これの、本意見書の趣旨説明を行います。
インボイス制度の廃止を求める意見書について御説明申し上げますと、今物価高で小規模事業者や個人事業主、農家、下請業者、運輸、サービス業などが厳しい状況であり、全国を見れば倒産件数も増えております。
その中で、インボイス制度は、免税事業者と取引をすると控除が受けられないがため、登録を求められたり、取引や価格の見直しが起きやすくなります。加えて、請求書の変更や帳簿管理など、事務作業も増えます。価格を下げにくい中で負担が増えると、体力のない事業者ほど続けられず廃業や倒産につながりかねません。
飯島町は中小、小規模が多いので、事業者が減れば、雇用だけでなく、買物や生活サービスにも影響が出ます。
税の公平性や不正防止は大切です。ただ、地域の基盤を弱める形で進めるのは問題であると考えます。
以上の理由から、国に対しインボイス制度の速やかな廃止と負担の少ない簡素で公平な制度の検討を求めるとというのが本意見書の趣旨でございます。
趣旨説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

8番
堀内議員

ちょっと記書きについてお尋ねをさせていただきます。

2番に廃止までの間に取引排除や一方的な不利益を生まないような実効性のある対策っていうのが書いてあるんですけども、現状、インボイスが導入されるときに下請法の違反についてのしっかりとした徹底を今国ではしているんです。価格を下手に下げないようにと、下げたらそれは下請法に違反しますっていうのをかなり徹底して、摘発されているところもあつたりしますが、それ以上に、さらなる実効性のある対策っていうのはどういうものかっていうのを1点教えていただきたいのと、3番の事業者の事務負担を最小化し、公平性と簡索性っていうものを、それはどういった形で取るのかっていうのは、考えがあれば教えてください。

1番
池上議員

最初の質問なんですが、今国が対応を取っている政策をもっと長く続けていただきたいと、いわゆるインボイスを継続することによって、その前に中小企業等々が倒産という格好になってしまうこと自体が一番恐ろしいというふうに思っておりますので、その対応に対しては、今の方法でなるべく長く継続していただければなというのが一つの私の思いです。

それから、もう一つ、堀内さん、何でしたっけ、もう一個は。3番目ですか。簡素…
…。抜本的なこと……。

議長
1番

3番の公平性と簡索性についての問いです。

池上議員

私の今回の廃止を求める意見書の中で言いたかったのは、税に対して不公平があつてはいけないということ、それから不公平性がそこに見えてもいけない、だから両方が正当であり公平である税制を取り入れたいが、あまりにも時間がなさ過ぎる中で行われているということで、いろんな社会の格差がその中にいっぱい生まれてきてしまうおそれがあるということを懸念しているところでございます。

議長

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

いいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

池上議員、自席へお戻りください。

〔池上議員降壇〕

議長

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

8番
堀内議員

この意見書について反対の立場から討論をさせていただきます。

質問もさせていただきましたが、この意見書につきましては、どこの観点から要望するのかっていうのがちょっと見えにくくて、物価高騰に対する対策ではなく、何ですか、

経理の手間がかかるからやめてくれっていうところなのかなっていうところも見えてきております。

それで、記書きの2番については、今は下請法の完全に対策を取って、国の中で取っている中で、それ以上に、今質問したら長くするっていうことなので、実効性のある対策を講ずるっていうところでは、もうされているのかなというふうに感じております。

それで、消費税については、公平性を確保するっていう意味であれば、今の免税事業者も納税していかないと公平性が確保されていないというふうに感じます。

ただ、その中で、事務負担の軽減から、免税事業者——1,000万円に行かない方については2割軽減の特例を設けるなど、事務負担の軽減っていうのをかなり図るような形で対策がされております。

インボイス制度自体は請求書を的確に書いてくださいっていうところが根本的な要望とありまして、そこで制度の登録がないとインボイスの発行ができませんっていうところの区分けにされているものになりますので、しっかりその制度を事業者として判断して取り組むということが大事な観点かなと思いますので、この意見書については反対とさせていただきます。

議長 次に賛成討論はありませんか。

10番

浜田議員

本件は陳情の場面でも繰り返し議論されてきましたけれども、インボイス制度は、事実上、これまで非課税だった1,000万円の事業者にも事実上消費税を課するというのが一番基本的な問題だというふうに思っています。それで、しかも、それが様々な事務手数を生むということですよね。

その一方で、公平性っていう観点からいえば、これに関わらず簡易課税という非常に并的なやり方も一方ではあるわけで、なぜ小規模の事業者だけにこういうことを求めるのかというのは非常に疑問なところであります。

ということで、本当に絞れるところからどこまでも絞り続けるような制度はやめるべきだと、それで、それに伴う何の価値も生まない事務事業を全国数千万の事業者に押しつけるようなやり方はやめるべきだという意味で、この意見書に賛成するものであります。

議長 ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わりにします。

これから発議第16号 インボイス制度の見直し及び廃止を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、発議第16号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、これから町長から会議閉会の御挨拶をいただきます。

[唐澤町長登壇]

町長 12月議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る5日から本日まで13日間の会期をもって開催されました12月議会定例会でございますが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程しました全ての案件につきまして原案のとおり御議決、御同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問や委員会等の審査におきましては、議員の皆様から町政の重要課題全般にわたりまして御指摘や御示唆をいただきました。私をはじめ全職員一丸となりまして、目標を共有し、信念と熱意を持って行政運営に取り組んでまいり所存でございます。

特に物価高騰への対策を求める質問を複数の議員の皆さんからいただきました。

国におきましては、先般——11月21日に強い経済を実現する総合経済対策が閣議決定されました。これに基づき、先週の8日、新たな経済対策として令和7年度補正予算案を国会に提出し、昨日、可決、決定されました。一般会計の歳出総額は18兆3,000億円の規模に上り、コロナ後で最大になっております。柱となる物価高への対応におよそ8兆9,000億円を充てております。

物価対策では、来年1月—3月の電気・ガス代支援ということで1世帯当たり7,000円程度の負担を減らし、また子育て世代には0歳～18歳の子ども1人につき2万円を給付、また重点支援地方交付金に2兆円を充てる内容となっております。

本町といたしましても、国の経済対策と連携し、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けておられる生活者の皆様、そして事業者の皆様に対しまして、一刻も早く必要な支援策をお届けすることが喫緊の課題と認識しているところであります。

昨日、食料品の特別加算を含めまして交付限度額が示されました。

省令の事業メニュー10項目を中心に、地域の実情に応じたきめ細やかな物価高対策を可能とするため、現在、全課を挙げまして検討を進めております。

具体的な政策がまとまりましたら、来年1月になりますけれども、中旬頃までには臨時会を開催させていただき、早期実施に移ってまいり所存でございます。議員各位におかれましては、特段の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、先月——11月18日から20日にかけて大分県佐賀関で住宅約170棟以上が被災し、死者1名、1.4キロ離れた離島まで延焼する大規模火災が発生いたしました。被害規模は、平成28年に新潟県糸魚川市で発生しました大規模火災を上回り、この数十年では最大規模の市街地火災になっております。

原因は、強風、乾燥、空き家が多い木造密集市街地、また道幅も狭小で消火活動に支障を来した可能性があると言われております。

一方で、人的被害が少なかったのは、隣近所で声をかけ合い、また住民がかばい合いながら逃げる姿があったことです。また、いつもお年寄りが利用している介護事業所が自主的に車を出して避難を助けたことも報道されております。顔の見える日頃の関わり

合いの様子が目に見えまいます。

どこにどんな人が暮らしているのか、一人では避難しにくい人を誰がどう支えるのか、プライバシーに配慮しつつ、行政や介護・福祉事業者とともに住民も意識を高めておく必要があることを改めて考えさせられました。

また、消防団が被害の軽減に貢献したことも報じられております。火元から少し離れ、民家を一軒一軒警察と回り、20人30人を消防団の5人乗り乗用車で運び出したそうです。その後は現場近くに徹夜で待機し、火の勢いが幾分和らいだ翌朝から再び消火活動に加わった行動も発表されております。

明日は我が身、我が町として心に留めてまいります。

現在、気象庁では、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想し、全国各地に乾燥注意報を発しております。細心の注意が必要な状況でございます。

また、上伊那広域では、11月20日の定例会で林野火災のおそれが高い乾燥時に連合長が新たに林野火災注意報を出せるように改正火災予防条例を可決しました。国内で大規模林野火災が相次いだことを受け、総務省消防庁が自治体に呼びかけ、当広域でも来年1月1日から施行することになります。

このような中、当町では、一年の締めくくりとして来週から、消防団による年末警戒が26日から30日の夜間、5日間にわたり実施されます。暖房器具の取扱い、風呂場やたばこの残り火処理等の注意喚起、また空き巣、車上狙い等の防犯対策も兼ね、町内の巡視を行ってまいります。

唐澤茂消防団長をリーダーに約250名の団員が当たっていただきますが、この任務を含め、一年を通じて日夜消防団活動に邁進されておりますことに心より感謝と敬意を申し上げます。

また、町民の皆さんにおかれましては、年末年始は空気が乾燥し火事が起きやすい時期でございます。いま一度、火の元点検の徹底、家の施錠の点検の徹底を図っていただきたいと思っております。

皆様の御協力が町民一人一人の安全と安心につながります。小さな気づきと行動の積み重ねが災害時の命を守ります。まずは家庭での点検、その上でお互い声を掛け合い、助け合いながら、安全で温かな町を築いていただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

消防団の献身的な活動と町民の皆様の火災への意識の高まりにより、明るく希望の持てる輝かしい新年を迎えられることを真に御祈念申し上げます。

最後になりますけれども、議員各位におかれましては、今年一年間の意欲的な取組や町政への御支援と御協力に対しまして衷心よりお礼を申し上げますとともに、今後とも御健勝で一層の御活躍をお祈り申し上げます、12月議会定例会の閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

〔唐澤町長降壇〕

議長 以上をもって令和7年度12月飯島町議会定例会を閉会といたします。

事務局長 | 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

閉 会 | 午後0時06分

上記の議事録は事務局長 那須野一郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員